

北区特定地域型保育事業所

指導検査基準（令和7年度）

子ども未来部 子ども未来課 子ども施設係

指導検査基準中の「評価区分」

評価区分	指 導 形 態	
C	文書指摘	福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合（軽微な違反の場合を除く。）は、原則として、「文書指摘」とする。 ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。
B	口頭指導	福祉関係法令以外の関係法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。 ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。 なお、福祉関係法令及び福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。
A	助言指導	法令及び通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。

運

営

編

北区特定地域型保育事業

<目 次>

1. 児童の入所状況

(1) 認可定員の遵守……………	1
(2) 認可内容の変更……………	2
(3) 内容及び手続きの説明及び同意……………	2

2. 基本方針及び組織

(1) 福祉サービスの基本的理念 および保育の取組方針……………	3
(2) 利用者の人権の擁護、虐待の防止……………	4
(3) 個人情報保護……………	4
(4) 秘密保持……………	4
(5) 苦情解決……………	5
(6) サービス向上のための計画……………	6
(7) 事業計画……………	6
(8) 事業報告……………	7
(9) 運営委員会……………	7
(10) 運営規程……………	7
(11) 分掌事務……………	8
(12) 業務日誌（園日誌）……………	8
(13) 職員会議……………	9
(14) 地域との連携等……………	9
(15) 特定教育・保育施設等との連携……………	9

3. 就業規則等の整備

(1) 就業規則……………	10
(2) 給与規程……………	11
(3) 育児休業規程等……………	11
(4) 旅費規程……………	15
(5) 労使協定等……………	15
(6) 周知等の措置……………	16

4. 職員の状況

(1) 職員配置……………	16
(2) 職員配置（A型）……………	18
(3) 職員配置（B型）……………	19
(4) 職員配置（C型）……………	20
(5) 職員配置（居宅訪問型保育）……………	20
(6) 職員配置（保育所型事業所内保育事業所）……………	20
(7) 職員配置（小規模型事業所内保育事業所）……………	22
(8) 職員の資格保有……………	22
(9) 採用、退職……………	23
(10) 関連帳簿の整備……………	24

5. 勤務状況

(1) 勤務体制……………	24
(2) 均等な待遇の確保……………	24
(3) 勤務状況の帳簿の整備……………	24
(4) 勤務体制の確保……………	25

6. 職員給与等の状況

(1) 本棒・諸手当……………	25
(2) 社会保険……………	26
(3) 賃金台帳……………	26

7. 健康管理

(1) 安全衛生管理体制……………	26
(2) 健康診断……………	26

8. 職員研修

(1) 職員研修……………	27
---------------	----

9. 管理者の責務

(1) 管理者の責務……………	28
-----------------	----

10. 建物設備等の管理

(1) 建物設備の状況……………	28
(2) 建物設備の安全、衛生……………	31
(3) 環境衛生の状況……………	32

11. 災害対策の状況

(1) 管理体制（防火管理者）……………	33
(2) 防火対策……………	34
(3) 消防計画等……………	34
(4) 消防署の立入検査……………	35
(5) 防災訓練等……………	35
(6) 災害発生時への備え……………	36
(7) 緊急時等の対応……………	36
(8) 保安設備……………	37
(9) 安全対策……………	38

【凡例】以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関係法令及び通知等	略 称
1	平成 26 年 12 月 12 日雇児発 1212 第 6 号通知「家庭的保育事業等の認可等について」	雇児発 1212 第 6 号通知
2	平成 26 年厚生労働省令第 61 号「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」	厚生労働省令第 61 号
3	平成 22 年 2 月 17 日雇児保発 0217 第 1 号通知「保育所への入所の円滑化について」	雇児保発 0217 第 1 号通知
4	平成 26 年 9 月 18 日規則第 38 号「東京都北区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則」	区規則 38 号
5	平成 26 年 9 月 18 日規則第 39 号「東京都北区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例施行規則」	区規則 39 号
6	平成 26 年 9 月 18 日条例第 23 号「東京都北区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」	区条例 23 号
7	平成 26 年 9 月 18 日条例第 24 号「東京都北区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」	区条例 24 号
8	昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号「児童福祉法」	児童福祉法
9	昭和 23 年 3 月 31 日厚生省令第 11 号「児童福祉法施行規則」	児童福祉法施行規則
1 0	平成 24 年法律第 65 号「子ども・子育て支援法」	支援法
1 1	平成 26 年内閣府令第 44 号子ども・子育て支援法施行規則	支援法施行規則
1 2	昭和 22 年 4 月 7 日法律第 49 号「労働基準法」	労働基準法
1 3	昭和 26 年 3 月 29 日法律第 45 号「社会福祉法」	社会福祉法
1 4	平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 117 号「保育所保育指針」	保育所保育指針
1 5	子どもの権利条約	子どもの権利条約
1 6	平成 12 年法律第 82 号「児童虐待の防止等に関する法律」	児童虐待の防止
1 7	平成 15 年法律第 57 号「個人情報の保護に関する法律」	個人情報保護
1 8	平成 28 年 11 月（令和 4 年 9 月一部改正）「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」	個人情報保護
1 9	平成 29 年 3 月 7 日雇児発 0307 第 1 号「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」	雇児発 0307 第 1 号
2 0	平成 26 年 4 月 1 日「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」全文改正について	雇児発 0401 第 12 号
2 1	平成 24 年 9 月 7 日「東京都における福祉サービス第三者評価について（指針）」の改正について（通知）	
2 2	平成 13 年 3 月 30 日「地方公共団体が設置する保育所に関わる委託について」	雇児保第 10 号通知

No.	関係法令及び通知等	略 称
23	平成13年7月23日雇児発第488号・社援発第1275号・老発第274号通知「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」	雇児発第488号通知
24	「労働基準法のあらまし」	
25	昭和22年8月30日厚生省令第23号「労働基準法施行規則」	労働基準法施行規則
26	昭和46年法律第68号「高齢者の雇用の安定等に関する法律」	
27	平成5年6月18日法律第76号「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」	パートタイム・有期雇用労働法
28	平成19年10月1日厚生労働省告示第326号「事業主が講ずるべき短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善に関する措置等についての指針」	厚労省告示第326号
29	平成3年5月15日法律第76号「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」	育児・介護休業法
30	平成3年12月20日基発第712号通知「育児休業制度の労働基準法上の取扱いについて」	基発第712号通知
31	令和7年1月20日職発0120第2号・雇均発0120第1号育児・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の施行について	雇均発0120第1号
32	平成21年12月28日雇児発第1228第2号「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の施行について」	雇児発第1228第2号
33	平成14年5月21日「保育所における短時間勤務保育士の導入について」一部改正	雇児発第0521001号
34	昭和23年厚生省令第63号「児童福祉施設最低基準」	
35	平成28年2月18日「保育所等における保育士配置に関わる特例について（通知）」	雇児発第0218第2号
36	平成14年法律第13号「健康増進法」	健康増進法
37	平成15年厚生労働省令第86号「健康増進法施行規則」	健康増進法施行規則
38	昭和47年7月1日法律第113号「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」	均等法
39	大正11年法律第70号「健康保険法」	健康保険法
40	大正15年内務省令第13号「健康保険法施行規則」	健康保険法施行規則
41	昭和29年法律第115号「厚生年金保険法」	厚生年金保険法
42	昭和50年厚労省令第37号「厚生年金保険法施行規則」	厚生年金保険法施行規則

43	昭和22年労働省「労働者災害補償保険法」	災害補償保険法
No.	関係法令及び通知等	略称
44	昭和47年6月8日法律第57号「労働安全衛生法」	労働安全衛生法
45	昭和47年8月19日政令第318号「労働安全衛生法施行令」	労働安全衛生法施行令
46	昭和47年9月30日労働省令第32号「労働安全衛生規則」	労働安全衛生規則
47	平成10年法律第114号「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」	
48	平成10年「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則」	厚生省令第99号
49	平成31年1月30日「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律の施行について」	基発0130第1号
50	平成25年6月18日「職場における腰痛予防対策の推進について」	基発0618第4号
51	平成19年8月28日「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に対する基本的な指針」	厚労省告示第289号
52	平成7年10月27日法律第123号「建築物の耐震改修の促進に関する法律」	耐震改修促進法
53	平成7年12月22日政令第429号「建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令」	耐震改修促進法施行令
54	昭和32年6月15日法律第177号「水道法」	水道法
55	昭和32年12月12日政令第336号「水道法施行令」	水道法施行令
56	昭和32年12月14日厚生省令第45号「水道法施行規則」	水道法施行規則
57	平成8年7月19日社援施第116号通知「社会福祉施設における飲用井戸及び受水槽の衛生確保について」	社援施第116号通知
58	昭和23年7月24日法律第186号「消防法」	消防法
59	昭和36年3月25日政令第37号「消防法施行令」	消防法施行令
60	昭和36年4月1日自治省令第6号「消防法施行規則」	消防法施行規則
61	昭和62年9月18日社施第107号通知「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」	社施第107号通知
62	平成12年12月22日条例第202号「東京都震災対策条例」	東京都震災対策条例
63	平成13年4月6日消防庁告示第2号「東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示」	消防庁告示第2号
64	昭和55年1月16日社施第5号通知「社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について」	社施第5号通知
65	昭和48年4月13日社施第59号通知「社会福祉施設における火災防止対策の強化について」	社施第59号通知

北区特定地域型保育事業【運営編】

6 6	平成 13 年 6 月 15 日雇児総発第 402 号通知「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」	雇児総発第 402 号通知
No.	関 係 法 令 及 び 通 知 等	略 称
6 7	東京都北区小規模保育事業者募集要項	募集要項
6 8	昭和 4 1 年 7 月 2 1 日法律第 1 3 2 号「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」	労働施策総合推進法
6 9	平成 2 8 年 9 月 9 日「児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」	雇児総発 0909 第 2 号通知
7 0	令和 4 年 4 月 1 日施行「東京都北区地域型保育給付費支給に関する基準」	区基準
7 1	平成 2 7 年 3 月改定「東京都北区地域防災計画（風水害対策編）」	

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価																										
1. 児童の入所状況																															
(1) 認可定員の遵守	1 家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業（以下、「特定地域型保育事業」という。）の定員は以下のとおりとする。 (1) 小規模保育事業（A型及びB型） 6人以上19人以下 (2) 小規模保育事業（C型） 6人以上10人以下 (3) 家庭的保育事業 1人以上3人以下（家庭的保育者が家庭的保育補助者とともに保育する場合は5人以下） (4) 事業所内保育事業 平成26年厚生労働省令第61号第42条の規定を踏まえ、その雇用する特定地域型保育事業所の職員の監護する小学校就学前子どもを保育するため、当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う特定地域型保育事業者に係る当該小学校就学前子ども及びその他の小学校就学前子どもごとに定める児童福祉法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの合計人数に係る定員枠を設けること。 <table><tr><th>利用定員数</th><th>その他の乳児又は幼児の数</th></tr><tr><td>1人以上5人以下</td><td>1人</td></tr><tr><td>6人以上7人以下</td><td>2人</td></tr><tr><td>8人以上10人以下</td><td>3人</td></tr><tr><td>11人以上15人以下</td><td>4人</td></tr><tr><td>16人以上20人以下</td><td>5人</td></tr><tr><td>21人以上25人以下</td><td>6人</td></tr><tr><td>26人以上30人以下</td><td>7人</td></tr><tr><td>31人以上40人以下</td><td>10人</td></tr><tr><td>41人以上50人以下</td><td>12人</td></tr><tr><td>51人以上60人以下</td><td>15人</td></tr><tr><td>61人以上70人以下</td><td>20人</td></tr><tr><td>71人以上</td><td>20人</td></tr></table>	利用定員数	その他の乳児又は幼児の数	1人以上5人以下	1人	6人以上7人以下	2人	8人以上10人以下	3人	11人以上15人以下	4人	16人以上20人以下	5人	21人以上25人以下	6人	26人以上30人以下	7人	31人以上40人以下	10人	41人以上50人以下	12人	51人以上60人以下	15人	61人以上70人以下	20人	71人以上	20人	1 認可定員は遵守されているか。	(1) 雇児発 1212 第 6 号通知第 1－3 (1)（家庭的保育事業等の 認可等 について） (2) 厚生労働省令第 61 号（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準） (3) 雇児保発 0217 第 1 号通知（保育所への入所の円滑化について） (4) 区条例第 24 号第 37 条、第 48 条 (5) 区規則第 38 号第 10 条第 4 項、19 条、23 条、26 条 (6) 区規則第 39 号第 13 条 1 項	(1) 入所児童数の定員超過により、職員、設備、面積等が基準を回り、その結果施設運営に重大な支障が生じている。 (1) 利用定員が遵守されていない。	C C
利用定員数	その他の乳児又は幼児の数																														
1人以上5人以下	1人																														
6人以上7人以下	2人																														
8人以上10人以下	3人																														
11人以上15人以下	4人																														
16人以上20人以下	5人																														
21人以上25人以下	6人																														
26人以上30人以下	7人																														
31人以上40人以下	10人																														
41人以上50人以下	12人																														
51人以上60人以下	15人																														
61人以上70人以下	20人																														
71人以上	20人																														

	(5) 居宅訪問型保育事業 1 人 2 私的契約児等の入所 定員に空きがある場合に、既に入所している児童の保育に支障を生じない範囲で入所させることは差支えない。 3 利用定員を超えて保育の提供を行ってはならない。	2 定員を超えて私的契約児を受け入れているか。 3 入所児童数の定員超過により、職員、設備、面積等が基準を下回り、その結果施設運営に重大な支障が生じていないか。		(1) 認可定員を超え、私的契約児等を入所させている。 (1) 入所児童数の定員超過により、職員、設備、面積等が基準を下回り、その結果施設運営に重大な支障が生じている。	B C
(2) 認可内容の変更	特定地域型保育事業所の設置認可事項について変更が生じた時は、変更届を提出することが必要である。 ＜主な変更届出事項＞ ① 事業所の名称及び所在地 ② 申請者の名称及び主たる事業所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③ 事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする。）及び設備の概要 ④ 満 1 歳に満たない子ども及び満 1 歳以上の子どもの区分ごとの利用する子どもの数 ⑤ 事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態 ⑥ 事業の運営についての重要事項に関する規程 ⑦ 経営の責任者及び福祉の実務に当たる幹部職員の氏名及び経歴 ⑧ 特定地域型保育事業の種類	1 認可内容の変更を届け出ているか。	(1) 児童福祉法施行規則第 36 条第 36 項 (2) 子ども・子育て支援法第 44 条第 1 項、第 47 条第 1 項 (3) 子ども・子育て支援法施行規則第 40 条第 1 項、44 条 47 条	(1) 認可内容の変更を届け出ているか。	C
(3) 内容及び手続きの説明及び同意	1 特定地域型保育事業を行う者（以下「特定地域型保育事業者」という。）は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、運営についての重要事項に関する規程の概要、連携施設の種類及び名称、当該連携施設が行う連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。 2 特定地域型保育事業者は、利用申込者からの申出があった場合には、1 の文書の交付に代えて、第 4 項で定めることにより、当該利用者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を区条例第 24 号第 53 条に掲げる方法（以下「電磁的方法」という。）	1 運営規程及び重要事項等を定めているか。また、内容が十分か。 2 利用者に対して文書により適切に交付及び説明を行い、同意を得ているか。 3 利用申込者からの申出があった場合には、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電磁的方法により提供し	(1) 区条例第 23 号第 18 条 (2) 区条例第 24 号第 38 条、第 43 条 (3) 区規則第 38 号第 8 条 (4) 区規則第 39 号第 16 条、第 17 条 (1) 区条例第 24 号第 53 条第 2 項	(1) 運営規程及び重要事項を定めていない。または、内容が不十分である。 (1) 利用者に対して文書により適切に交付及び説明をしていない。 (1) 利用申込者からの申出があった場合に、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電磁的方法により	C B B

	により提供することができる。				
	3 電磁的方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することにより、電子文書を作成することができるものでなければならない。 4 特定地域型保育事業者は、電磁的方法により、1 に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 5 4 の承諾を得た特定地域型保育事業者は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、1 に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。 ただし、当該利用申込者が再び3 に規定する承諾をした場合は、この限りではない。	ているか。 4 電磁的方法により、重要事項を提供しようとする際、あらかじめ、当該利用者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得ているか。 5 当該利用申込者から電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった際、重要事項の提供を電磁的方法によりしていないか。	(1) 区条例第 24 号第 53 条 (1) 区条例第 24 号第 53 条第 3 項 (1) 区条例第 24 号第 53 条 4 項	提供していない。 (1) 電磁的方法により、重要事項を提供しようとする際、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得ていない。 (1) 当該利用申込者から電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった際、重要事項の提供を電磁的方法によりしていない。	B B
2. 基本方針及び組織					
(1) 福祉サービスの基本的理念 および保育の取扱方針	1 利用者の国籍、信条、社会的身分等、又は入所に要する費用負担によって差別的な取扱いをしてはならない。なお、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事への参加を強制したりすることは、厳に慎まなければならない。 また、特定地域型保育事業者は職員に対し、国籍、信条又は社会的身分等を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的扱いをしてはならない。 2 個人の尊厳の保持を旨とし、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じた日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。サービスの提供に当たっては、利用者の意向を十分に尊重するよう努めなければならない。 3 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 35 条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。	1 国籍、社会的身分等により差別的な扱いをしたり、信条等を強制したりしていないか。 2 利用者の立場に立った福祉サービスを提供するよう努めているか 3 特定地域型保育の提供を適切に行っているか。	(1) 区条例第 23 号第 11 条 (2) 労働基準法第 3 条 (1) 社会福祉法第 3 条、第 5 条 (2) 区条例 24 号第 24 条 (1) 区条例第 24 号第 44 条	(1) 国籍、社会的身分等により差別的扱いをしたり、信条等を強制したりしている。 (1) 利用者の立場に立った福祉サービスの提供に努めていない。 (1) 特定地域型保育の提供を適切に行っていない。	C C B

(2) 利用者の 人権の擁護、 虐待の防止	1 特定地域型保育事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して運営を行わなければならない。 また、職員は、入所中の児童に対し、心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 特定地域型保育事業者は、施設内虐待が絶対に起こることのないよう、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し研修を実施する等、児童虐待の防止のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	1 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制を整備しているか。	(1) 区条例第 23 号第 5 条、10 条 12 条 (2) 区条例第 24 号第 3 条第 4 項第 25 条 (3) 児童福祉法第 33 条の 11、12 (4) 保育指針第 1 章 1(5)ア、第 2 章 4(1)オ、カ (5) 児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 3 条 (6) 令和5年3月27日子発0327第 5号「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針について	(1) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制を整備していない。	C
(3) 個人情報保護	特定地域型保育施設事業者が事業を行うに当たって個人情報を取り扱う場合、個人情報保護の重要性に鑑み、その取扱いに適性を期し、個人の権利利益を侵害することのないよう努める必要がある。保有する個人情報について、次のように取り扱うこと。 ① 利用目的をできる限り特定すること。 ② 個人情報を取得した場合、速やかに本人に利用目的を通知又は公表すること。 ③ 個人情報を適正に取得し、またその内容を正確に保つこと。 ④ 個人情報漏えいの防止及び漏えい時の報告連絡体制等、安全管理措置を講じること。 ⑤ 法令に基づく場合等を除き、個人情報を第三者に提供する際はあらかじめ本人の同意を得ること。 ⑥ 例外規程に該当する場合を除き、本人から個人情報の開示を求められた場合は開示すること。	1 個人情報保護に関して、法律等に基づいて適切な措置を定めているか。 (例) 保護者を始め、第三者の目の見える範囲に、連絡帳やアレルギー等の個人情報が置かれている	(1) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 15 条～第 31 条 (2) 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編） (3) 保育所保育指針第 1 章 1 (5) ウ第 4 章 1 (2) イ	(1) 適切な措置を定めていない。	B
(4) 秘密保持	特定地域型保育施設の職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 特定地域型保育事業者は、職員であった者が秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 ＜必要な措置（例）＞ ・規程等の整備 ・雇用時の取決め 等	1 秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じているか。 (例) 就業規則、運営規程、雇用契約書、誓約書等に記載がある。 2 正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らした事実がな	(1) 区条例第 24 号第 50 条（第 27 条準用） (1) 区条例第 23 号第 20 条第 1 項	(1) 必要な措置を講じていない (2) 必要な措置が不十分である。 (1) 正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らした事実が	C B C

北区特定地域型保育事業【運営編】

		いか。		ある。	
		3 秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じているか。	(1) 区条例第23号第20条第2項	(1) 秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じていない。 (2) 必要な措置が不十分である。	C B
(5) 苦情解決	1 特定地域型保育事業者は、常に、その提供するサービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない。 利用者からの苦情に適切かつ迅速に対応するため、苦情解決の体制や手順等、苦情解決の仕組みを作り、施設内への掲示やパンフレットの配布等により周知する。 2 特定地域型保育事業者は、その提供した特定地域型保育事業に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 3 特定地域型保育事業者は、社会福祉法に基づき、東京都社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会が行う調査に協力するよう努めなければならない。 4 特定地域型保育事業者は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。 5 特定地域型保育事業者は、その提供した特定地域型保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して区が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 6 特定地域型保育事業者は、その提供した特定地域型保育に関し、法14条1項の規定により区が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は区の職員からの質問若しくは特定地域型保育事業所の設備若しくは帳簿書類その	1 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか。 2 施設内への掲示、文書の配布等により、苦情解決の仕組みが利用者に周知されているか。 3 運営適正化委員会の調査等に適切に対応しているか。 4 苦情の内容等を記録しているか。 5 区が実施する事業に協力するよう努めているか。 6 区が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は区の職員から質問若しくは特定地域型保育事業所	(1) 社会福祉法第82条第83条～第85条 (2) 雇児発0307第1号 (3) 区条例第23号第21条 (4) 保育所保育指針第1章1(5)ウ	(1) 苦情解決の仕組みを整備していない。 (2) 苦情解決責任者・受付担当者を設置していない。 (3) 対応が不十分である。 (1) 利用者への周知が行われていない。 (2) 利用者への周知が不十分である。 (1) 適切に対応していない。 (1) 苦情の内容等を記録していない。 (2) 苦情の内容等の記録が不十分である。 (1) 区が実施する事業に協力するよう努めていない。 (1) 適切に対応していない。	C C B C B C C

	他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して区が行う調査に協力するとともに、区からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 7 特定地域型保育事業者は、区からの求めがあった場合には前項の改善の内容を当該区に報告しなければならない。	の設備若しくは帳簿書類その他物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等から又は助言に従って必要な改善を行っているか。 7 区からの求めがあった場合、改善の内容を区に報告しているか。		(1) 適切に対応していない。	C
(6) サービス向上のための評価	1 特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	1 自己評価等、サービスの質の向上のための取組をしているか。	(1) 区条例第 23 号第 5 条 3 項, 4 項 (2) 社会福祉法第 78 条 (3) 区条例第 24 号第 45 条第 1 項	(1) 自己評価等、サービスの質の向上のための取組をしていない。	B
	2 特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。	2 福祉サービス第三者評価受審等、サービスの質の向上のための取組をしているか。	(1) 区条例第 23 号第 5 条 (2) 区条例第 24 号第 45 条第 2 項 (3) 平成 26 年 4 月 1 日雇児発第 0401 第 12 号「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について (4) 平成 24 年 9 月 7 日 24 福保指第 638 号「東京都における福祉サービス第三者評価について（指針）について（通知）」	(1) 外部の者等によるサービスの質の向上のための取組をしていない。 (2) 取組が不十分である。	B B
(7) 事業計画	1 事業計画は単なる理念やスローガンのものではなく、法人及び施設が当該年度に実施する基本的な事項を具体化するものでなければならない。また、計画を実施するためには、内容を職員が十分に理解している必要がある。事業計画の作成に当たって職員と十分に討議し、決定後はよく周知することが求められる。 2 事業計画の内容 ・運営の基本方針（サービス内容、行事、健康管理等） ・組織管理（職員構成、職務分担、職員研修等） ・安全管理、防火管理 3 立案の方法・内容	1 事業計画書を適切に作成しているか。	(1) 社会福祉法第 2 条 3 項の 2 第 3 条、4 条、5 条 (2) 区条例第 23 号第 7 条、18 条、24 条、25 条 (3) 区規則第 38 号第 7 条、8 条	(1) 事業計画を作成していない。 (2) 内容、決定の方法等が不適切である。	C B

	事業計画は前年度事業の反省及び職員の意見等を反映した上で立案することが必要である。 なお、予算、保育所保育指針に基づく全体的な計画等との関連が十分であることが求められる。				
(8) 事業報告	1 事業報告書は当該年度の実施した事業の総括であり、各事業所に備えておくこと。 なお、社会福祉法人が設置する特定地域型保育事業所においては、定款の規定により作成の上、社会福祉法第 45 条の 27 第 2 項の定めにより、毎会計年度終了後 3 か月以内に作成し、各事業所に備えておく必要がある。 2 事業報告の内容 ・運営の基本方針（サービス内容、行事、健康管理等） ・組織管理（職員構成、職務分担、職員研修等） ・安全管理、防火管理 3 立案の方法・内容 事業報告の作成に当たっては、事業計画に沿い、事業の総括を行った上で作成することが必要である。	1 事業報告書を適切に作成しているか。	(1) 社会福祉法第 45 条の 27 第 2 項 (2) 社会福祉法第 45 条の 28 第 3 項 (3) 社会福祉法第 45 条の 32	(1) 事業報告書を作成していない。 (1) 内容、決定の方法等が不適切である。	C B
(9) 運営委員会 【社会福祉法人又は学校法人以外が設置する特定地域型保育事業所】	社会福祉法人又は学校法人以外が設置する家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業または事業所内保育事業をいう。以下同じ。）については、社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会（家庭的保育事業等の運営に関し、当該家庭的保育事業等の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置し、適正に運営する必要がある。 ただし、経営者に保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含む場合を除く。	1 運営委員会を設置しているか。	(1) 雇児発第 1212 第 6 号通知第 1-3 (3) ウ（イ）	(1) 運営委員会を設置していない。	C
(10) 運営規程	1 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 提供する保育の内容 ③ 職員の職種、員数及び職務の内容 ④ 保育の提供を行う日及び時間並びに保育の提供を行わない日	1 運営規程を適切に定めているか。	(1) 区条例第 24 号第 20 条、第 46 条 (2) 区規則第 38 号第 8 条 区規則第 39 号第 8 条、第 16 条、第 17 条	(1) 運営規程を定めていない。 (2) 内容が不十分である。	C B

	⑤ 保護者から受領する費用の種類、支払いを求める理由及びその額 ⑥ 利用定員 ⑦ 特定地域型保育事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに特定地域型保育事業の利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪ その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項 2 特定地域型保育事業者は、当該事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定地域型保育事業の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。 3 特定地域型保育事業における開所時間は、1日につき11時間を原則とする。また、保育時間については8時間（最大11時間）を原則とし、入所している子どもの保護者の労働時間、家庭の状況等を考慮し、特定地域型保育事業所の長がこれを定めること。 なお、延長保育においては、事業者の判断による。 4 利用者からの要望に応じ、必要があれば、土曜日も開所すること。	2 掲示がされているか。 3 掲示されている内容は適切であるか。 4 開所時間は適切に定められているか。 5 要望があった際、土曜日の開所を行っているか。	(1) 区条例第24号第50条（第23条準用） (2) 募集要項 (1) 保育利用案内 (2) 募集要項	(1) 重要事項等が掲示されていない。 (1) 掲示されている内容が不十分である。 (1) 適正な開所時間で行っていない。 (1) 要望があるにも関わらず、土曜日の開所を行っていない。	C B C C
(11) 分掌事務	職員の分掌事務を明確にすることは、適切に職務を遂行し、かつ責任の所在を明らかにする観点が必要なことである。	1 各職員の分掌事務は明確になっているか。	(1) 区規則第39号第17条第3項	(1) 職務分掌が明確でない。	B
(12) 業務日誌 (園日誌)	1 特定地域型保育事業の職員は、施設の状況を的確に把握するため、業務（園）日誌は施設の日常業務を一覧できる内容である必要がある。 2 当該施設において、施設の運営管理全般の統括を行う職員が、日々の施設運営上重要と認めることを記録する。 <例> 職員及び児童の出欠状況、園行事、会議、出張、来訪者等	1 業務（園）日誌を適切に作成しているか。	(1) 区条例第24号第49条、第50条（第12条準用） (2) 保育所保育指針第1章3(3)	(1) 業務（園）日誌が未作成である。 (1) 記録、保管が不十分である。	B B

(13) 職員会議	1 特定地域型保育事業の職員は、特定地域型保育事業所全体の保育の質の向上を図るため、職員一人一人が保育実践や研修などを通じて保育の専門性などを高めるとともに、保育実践や保育の内容に関する職員の共通理解を図り、協働性を高めていくこと。 職員会議の実施内容は、全体職員会議（各担当部門の代表者参加による場合も含む。）、保育カリキュラム会議、給食（献立）会議、事務連絡会議等多様である。職員会議の開催時間は、基本的に施設側の判断に委ねられる。 2 記録は、日時、場所、出席者、欠席者、会議内容等を記録する。	1 職員会議の開催方法等は適切か。 2 会議録を作成しているか。	(1) 保育所保育指針第1章、第3章、第5章 (1) 区条例第24号第50条（第12条準用）	(1) 職員会議の参加者が不適切である。 (2) 単なる情報伝達の間となっており、職員の意見が出やすいような配慮をしていない。 (1) 会議録を作成していない。 (2) 欠席者へ周知していない。	B B B B
(14) 地域との連携等	特定地域型保育事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。	1 地域住民との交流・連携の取組を行うよう努めているか。	(1) 区条例第24号第50条（第31条準用） (2) 保育指針第1章1（5）	(1) 地域住民との交流・連携の取組を行うよう努めていない。	B
(15) 特定教育・保育施設等との連携	1 特定地域型保育事業者は（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、規則で定める事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 2 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切かつ専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設その他の区が指定する施設を適切に確保しなければならない。 3 事業所内保育時事業を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものについては、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、規則で定めるものに係る連携協力を求めることを要しない。 4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、当該特定地域型保育と連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、当該支給認定子ども	1 連携施設を確保しているか。 2 連携施設と密接な連携に努めているか。	(1) 区条例第24号第42条第1項 (1) 区条例第24号第42条第2項 (2) 区条例第24号第42条第3項 (3) 区条例第24号第42条第5項 (4) 区規則第39号第15条	(1) 連携施設を確保していない。 (1) 連携施設と密接な連携に努めていない。	B B

	に係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者等との密接な連携に努めなければならない。				
3. 就業規則等の整備					
(1) 就業規則	1 就業規則は当該施設職員の労働条件を具体的に定めたものであり、職員の給与とともに、職員処遇の中心をなすものである。施設の円滑かつ適正な運営を期す上からも、これらを踏まえた職員処遇が適正に行われていることが必要である。 2 常時 10 人以上の特定地域型保育事業所の職員を使用する使用者は、就業規則の作成と労働基準監督署への届出が義務づけられており、変更届についても同様である。 10 人未満の特定地域型保育事業所の職員を使用する使用者については、作成の義務はないが、労働条件の明示の観点から作成することが望ましい。 3 就業規則に記載すべき事項 (1) 絶対的必要記載事項（就業規則に必ず記載しなければならない事項） ① 労働時間に関する事項…始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇（産休、育児休業、介護休業、子の看護休暇を含む。）並びに交替制の場合は就業時転換 ② 賃金に関する事項…賃金の決定、計算、支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給 ③ 退職に関する事項…退職の条件及び方法並びに解雇の条件及び方法 (2) 相対的必要記載事項（当該事業所に適用されるべき一定の「定めをする場合」には、就業規則に必ず記載しなければならない事項） ① 退職手当に関する事項…適用される特定地域型保育事業所の職員の範囲、手当の決定、計算及び支払の方法並びに手当の支払時期 ② 臨時の賃金及び最低賃金額に関する事項 ③ 特定地域型保育事業所の職員に負担させる食費、作業用品その他に関する事項 ④ 安全及び衛生に関する事項 ⑤ 就業訓練に関する事項 ⑥ 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項	1 就業規則を整備しているか。 2 労働基準監督署に届け出ているか。 3 就業規則の内容は適正か。また、就業規則の内容を現状に差異はないか。 ・有給休暇の付与日数や取得に関する管理は適切か。 ・勤務時間及び休憩時間は法廷時間を遵守しているか。 ・65 歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入等を定めているか（平成 25 年 4 月 1 日施行）。	(1) 労働基準法第 89 条 (2) 労働基準法第 32 条～第 41 条 (1) 労働基準法第 89 条 (2) 労働基準法のあらまし (1) 労働基準法第 89 条、第 32 条～第 41 条 (2) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 9 条	(1) 就業規則を作成していない。 (1) 労働基準監督署に届け出ている。 (1) 必要記載事項を規定していない。 (2) 就業規則の内容が不適正である。 (3) 就業規則と現状に差異がある。	B B B B B

	⑦ 表彰及び制裁に関する事項…種類及び程度 ⑧ 上記以外の当該特定地域型保育事業所の職員すべてに適用される事項 なお、「定めをする場合」とは、新たに規定を設ける場合にのみ止まらず、「不文の慣行又は内規がある場合」も該当する。従って、「定めをする場合」に該当する事項がある場合には、必ず成文化する必要がある、その範囲では絶対的必要記載事項と同じ扱いとする。 4 短時間労働者及び有期雇用労働者就業規則 特定地域型保育事業者は、短時間労働者について、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法等の労働者保護法令を遵守する必要がある。	4 短時間労働者及び有期雇用労働者就業規則を整備しているか。	(1) パートタイム・有期雇用労働法第7条 (2) 平成19年10月1日厚生労働省告示第326号「事業主が講ずべき短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する措置等についての指針」	(1) 短時間労働者及び有期雇用労働者就業規則を作成していない。	B
(2) 給与規程	1 給与規程は、就業規則の一部であるから、作成、改正、届出等についても就業規則と一体のものであるが職員の給与が職員の処遇上極めて重要であることから適正に整備されていることが必須である。 2 職員の給与の支給については、労働基準法(差別的扱いの禁止、男女同一、賃金支払い方法、非常時払い、時間外勤務手当等)及び最低賃金法で定める事項の外は、当該法人における労働契約、就業規則、労働協約が尊重される。 3 給与及び諸手当の支給基準が明確であり、また、基準に従って支給すること。	1 給与規程を整備し、労働基準監督署に届け出ているか。 2 給与規程の内容は適正であるか。また、規程と実態に差異はないか。 3 給与及び諸手当等の支給基準が明確になっているか。	(1) 労働基準法第89条、第90条 (2) 雇児発第488号通知5(3)オ (1) 労働基準法第3条、第4条、第24条～第28条、第37条、第89条 (1) 労働基準法第15条、第89条 (2) 雇児発第488号通知5(3)オ	(1) 給与規程を整備していない。 (2) 労働基準監督署に届け出していない。 (1) 給与規程の内容が不適正である。 (2) 給与規程と実態に差異がある。 (1) 給与及び諸手当の支給基準が明確でない。	B B B B B
(3) 育児休業規程等	1 育児休業 (1) 育児休業とは、1歳(一定の基準下で2歳)に満たない子を養育する特定地域型保育事業所の職員が休業を申し出ることにより労働契約関係が存続したまま当該職員の労務提供義務が消滅することをいう。 ただし、次の特定地域型保育事業所の職員について育児休業	1 育児休業に関する規程を整備し、労働基準監督署に届け出ているか。(就業規則において育児休業に関する事項を定めていない場合)	(1) 雇児発第1228第2号 (2) 労働基準法第89条、第90条 (3) 基発第712号通知 (4) 育児・介護休業法第5条～第10条、第16条の2～4、第16	(1) 育児休業に関する規程を整備していない。 (2) 育児休業に関する規程の内容に不備がある。	B B

	をすることができないとの労使協定がある場合は、特定地域型保育事業者は届出を拒むことができる。 ・雇用された期間が1年に満たない場合 ・届出の日から1年以内に雇用関係が終了すると明らかな場合 ・1週間の所定労働日数が2日以下の場合 ※両親ともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2か月に達するまで1年間以内の休業が可能。 育児休業は就業規則の記載事項である「休暇」に含まれることから、就業規則において次の事項を定め、労働基準監督署に届け出る必要がある。 ・育児休業の対象となる特定地域型保育事業所の職員の範囲等の付与要件 ・育児休業の取得に必要な手続き ・育児休業期間 また、育児休業期間中の待遇、休業後の賃金、配置その他の労働条件に関する事項をあらかじめ定めるとともに、これを労働者に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならない。 ※出生時育児休業（産後パパ育休） 養育する子について、休業を申し出ることにより、子の出生後、8週間以内に4週間以内の期間を定めてする休業。 ただし、次の労働者について育児休業をすることができないとの労使協定がある場合は事業主は申出を拒むことができる。 ・雇用された期間が1年に満たない場合 ・申出があった日から8週間以内に雇用関係が終了することが明らかな場合 ・1週間の所定労働日数が2日以下の場合 (2) 事業主は、育児休業申出等が円滑に行われるようにするため、以下のいずれかの措置を講じなければならない。 ・その雇用する労働者に対する育児休業に係る研修の実施 ・育児休業に関する相談体制の整備 ・その他厚生労働省令で定める育児休業に係る雇用環境の整備に関する措置	2 育児休業制度について、適切に実施しているか。	条の8、第17条、第19条、第22条、第23条 (6) 育児・介護休業法施行規則第8条、第21条の3 (7) 雇均発0120第1号	(3) 労働基準監督署に届け出ていない。 (1) 育児休業制度について、適切に実施していない。	B B
--	---	---------------------------------	--	---	-------------------

	2 介護休業 (1) 介護休業とは、要介護状態にある対象家族を介護する労働者が休業を申し出ることにより労働契約関係が存続したまま労働者の労務提供義務が消滅することをいう。対象家族一人につき通算 93 日まで 3 回を上限として分割して取得することができる。ただし、次の労働者について介護休業をすることができないとの労使協定がある場合は、事業主は申出を拒むことができる。 ・雇用された期間が 1 年に満たない場合 ・申出の日から 93 日以内に雇用関係が終了することが明らかな従業員 ・1 週間の所定労働時間が 2 日以下の従業員 介護休業は就業規則の記載事項である「休暇」に含まれることから、就業規則において次の事項を定め、労働基準監督署に届け出る必要がある。 ・介護休業の対象となる労働者の範囲等の付与要件 ・介護休業の取得に必要な手続 ・介護休業期間 また、介護休業期間中の待遇、休業後の賃金、措置その他の労働条件に関する事項をあらかじめ定めるとともに、これを労働者に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならない。 (2) 事業主は、介護休業や介護両立支援制度等の申出が円滑に行われるようにするため、以下のいずれかの措置を講じなければならない。 ・その雇用する労働者に対する介護休業・介護両立支援制度等に係る研修の実施 ・介護休業・介護両立支援制度等に関する相談体制の整備 ・その他厚生労働省令で定める介護休業・介護両立支援制度等に係る雇用環境の整備に関する措置 3 労働時間の制限等 (1) 勤務時間の短縮等の措置 ① 3 歳に満たない子を養育する労働者であって育児休業をしていないものについては、事業主は、労働者が就業しつつ子を養育することを容易にするため、労働者の申出に基づき、1 日の所定労働時間を 6 時間とする短時間勤務制度が義務付けられる。なお、労使協定により適用除外とした場合、以下の代替措置を講じなければならない。	3 介護休業に関する規程を整備し、労働基準監督署に届け出ているか。(就業規則において介護休業に関する事項を定めていない場合) 4 介護休業制度について、適切に実施しているか。 5 勤務時間の短縮等の措置を適切に講じているか。	(1) 労働基準法第 89 条、第 90 条 (2) 育児・介護休業法第 11 条～第 16 条、第 16 条の 5～7、第 16 条の 9、第 18 条、第 20 条、第 22 条、第 23 条 (3) 育児・介護休業法施行規則第 24 条 (4) 雇均発 0120 第 1 号 (1) 育児・介護休業法第 16 条の 8～第 20 条の 2、第 23 条	(1) 介護休業に関する規程を整備していない。 (2) 介護休業に関する規程の内容に不備がある。 (3) 労働基準監督署に届け出ていない。 (1) 介護休業制度について、適切に実施していない。 (1) 勤務時間の短縮等の措置を適切に講じていない。	B B B B B
--	--	---	--	--	--

	・ 育児休業の制度に準ずる措置 ・ 在宅勤務等の措置 ・ フレックスタイム制 ・ 始業・終業時間の繰り上げ、繰り下げ ・ 保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与 ② 要介護状態にある対象家族を介護する労働者については、事業主は、労働者が就労しつつ要介護状態にある対象家族を介護することを容易にするため、次のいずれかの方法を講じる必要がある。介護休業とは別に利用開始から3年の間で2回以上の利用が可能。 ・ 短時間勤務制度 ・ フレックスタイム制 ・ 始業・終業時間の繰り上げ、繰り下げ ・ 介護サービスを利用する場合の費用の助成その他これに準ずる制度。 (2) 所定外労働の制限 小学校就学前の子を養育する者から、当該子を養育するために請求があったとき又は要介護状態にある対象家族を介護する労働者から、当該対象家族を介護するために請求があったときは、所定外絵王道時間を超えて労働させてはならない。 ただし、事業の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。 (3) 時間外労働の制限 小学校就学前の子を養育する者から、当該子を養育するために請求があったとき又は要介護状態にある対象家族を介護する労働者から、当該対象家族を介護するために請求があったときは、制限時間を超えて労働時間を延長してはならない。 ただし、事業の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。 (制限時間 1 月24時間、 1 年150時間) (4) 深夜労働の制限 小学校就学前の子を養育する者から、当該子を養育するために請求した場合又は要介護状態にある対象家族を介護する労働者から、当該対象家族を介護するために請求があったときは、午後10 時から午前5時までの間において労働させてはならない。 ただし、事業の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。				
				(2) 所定外労働の制限について、適切に実施していない。	B
				(3) 時間外労働の制限について、適切に実施していない。	B
				(4) 深夜労働の制限について、適切に実施していない。	B
4	子の看護等休暇 小学校 3 年生修了までの子を養育する労働者は、申し出ること	6	子の看護等休暇制度について、適切に実施しているか。	(1) 育児・介護休業法第 16 条の 2 ～第 16 条の 4	B

	により、病気・けがをした子の看護のほか予防接種、健康診断を受けさせるため、若しくは感染症に伴う学級閉鎖等になった子の世話のため、又は子の入園（入学）式、卒園式への参加のために、労働者1人につき1年度において5日（子が2人以上の場合、10日）休暇取得することができる。 子の看護等休暇は1日単位又は時間単位で取得することができる。 5 介護休暇 要介護状態にある対象家族の介護を行う労働者は、事業主に申し出るにより、1年度において5日（その介護、世話をする対象家族が2人以上の場合、10日）、介護のために休暇を取得することができる。 介護休暇は1日単位又は時間単位で取得することができる。 6 特定地域型保育事業所の職員の配置に関する配慮 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所の職員を転勤させようとする場合には、子の養育又は家族の介護の状況に配慮しなければならない。	7 介護休暇制度について、適切に実施しているか。 8 特定地域型保育事業所の職員の配置について、配慮しているか。	(1) 育児・介護休業法第16条の5～第16条の7 (1) 育児・介護休業法第26条	(1) 介護休暇制度について、適切に実施していない。 (1) 特定地域型保育事業所の職員の配置について、配慮していない。	B
(4) 旅費規程	1 特定地域型保育事業所の職員が業務又は研修のために出張する場合は、その旅費（実費及び手当）を支給するものとする。旅費、日当の支払い、宿泊費の定額払いを行う場合は根拠となる規程が必要である。 2 旅費が発生した際は、記録（旅行命令簿等）を整備しておかなければならない。	1 旅費に関する規程を整備しているか。また、規程と実態に差異はないか。 2 旅費が発生した際の記録（旅行命令簿等）を整備しているか。	(1) 労働基準法第89条 (2) 区条例第24号第49条	(1) 旅費に関する規程を整備していない。 (2) 旅費に関する規程が内容不備又は規程内容と実態に差異がある。 (1) 旅行命令簿等を作成していない。 (2) 旅行命令簿等が不十分である。	B B C B
(5) 労使協定等	1 36 協定 時間外及び休日に労働させる場合は協定を締結する必要がある。締結に当たっては、特定地域型保育事業所の職員の過半数で組織する労働組合の代表者、代表者がいない場合は特定地域型保育事業所の職員の過半数を代表する者と使用者との間で書面による協定を結び、労働基準監督署に届け出る必要がある。 なお、届出の様式は労働基準監督署の窓口に備えられており、有効期間は1年が一般的である。また、協定は法の適用	1 36 協定を締結し、労働基準監督署に届け出ているか。（時間外及び休日に労働させる場合）	(1) 労働基準法第36条	(1) 36 協定を締結していない。 (2) 労働基準監督署に届け出ない (3) 協定内容と現状に差異がある。	B B B

	単位である事業場ごとに締結しなければならない。 2 24 協定 賃金から給食費や親睦会費など、法令で定められている税金、社会保険料等以外の経費を控除する場合は、36 協定と同様の手続きをもって「賃金控除協定」を締結する必要がある。 3 変形労働時間制 (1) 1 か月以内の変形労働時間制 1 か月以内の期間を単位とする変形労働時間制を行う場合には、労使協定の締結又は就業規則その他これに準じるものによる規定をし、労働基準監督署に届け出る必要がある。 (2) 1 か月超 1 年以内の変形労働時間制 1 か月を超え 1 年以内の期間を単位とする変形労働時間制を行う場合には、労使協定を締結し、労働基準監督署に届け出る必要がある。 また、1 年単位の変形労働時間制を採用した場合には、始業・終業、休憩時間、休日を就業規則に定め、労働基準監督署に届け出る必要がある。 (3) フレックスタイム制 就業規則その他これに準ずるものにより、労働者が各日の始業及び終業の時刻を選択して働く場合には、労使協定の締結及び就業規則その他これに準じるものによる規定をし、労働基準監督署に届け出る必要がある。 なお、期間が 1 か月以内の場合は、労使協定については労働基準監督署への届け出を要しない。	2 24 協定を適切に締結しているか。(賃金から法定外経費を控除する場合) 3 変形労働時間制に関する協定を締結し、労働基準監督署に届け出ているか。	(1) 労働基準法第 24 条 (1) 労働基準法第 32 条の 2、32 条の 4	(1) 24 協定を締結していない。 (2) 協定内容、手続が不適切である。 (1) 変形労働時間制 (1 か月以内) に関する協定を締結せず、就業規則等にも規定していない。 (2) 労働基準監督署に届け出ている。 (1) 変形労働時間制 (1 か月超 1 年以内) に関する協定を締結していない。 (2) 労働基準監督署に届け出ている。 (1) フレックスタイム制に関する協定の締結及び就業規則等の規定がない。 (2) 労働基準監督署に届け出ている。	B B B B B B B
(6) 周知等の措置	1 就業規則及び協定等については、職員に周知しなければならない。 2 賃金は、通貨による支払いが原則であるが、個々の特定地域型保育事業所の職員の同意を得た場合には、口座振込等により支払うことができる。 なお、特定地域型保育事業所の職員が賃金の振込先として本人名義の預金口座を指定していれば同意を得ていると解さる。	1 就業規則等を職員に周知しているか。 2 口座振込等に関して、書面等による個人の同意を得ているか。	(1) 労働基準法第 106 条 (2) 育児・介護休業法第 21 条の 2 (1) 労働基準法施行規則第 7 条の 2	(1) 職員に周知していない。又は不十分である。 (1) 個人の同意を得ていない。	B B
4. 職員の状況					
(1) 職員配置	1 保育に直接従事する職員の総数は、年齢別入所児童数に規定する保育士の員数の基準となる児童数で除し、小数点第 1 位 (小	1 保育に直接従事する職員の総数は基準を満たしているか。	(1) 募集要項 5- (4) (2) 区規則第 38 号	(1) 保育に直接従事する職員の総数が基準を満たしていない。	C

	数点 2 位以下切り捨て) まで求めた数値を合計し、小数点以下を四捨五入した数に 1 を加えたものとする。 ただし、保育所の開設後において、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）により定める利用定員（以下「利用定員」という。）を定員と異なる人数に設定した場合においては、利用定員及び入所児童数のそれぞれについて、同様に算出し、いずれか多い方とする。 ＜常勤の定義＞ 各特定地域型保育事業所の就業規則等で定めた常勤のうち、 ①事業者と直接、期間の定めのない労働契約を結んでいる者（ただし、1 年以上の労働契約を結んでいる者を含む。） ②労働基準法施行規則により、明示された就業場所が当該保育所であること。 ③勤務時間が、当該保育所の就業規則において定められている常勤の従事者が勤務すべき時間数（1 か月に勤務すべき時間数が 120 時間以上に限る。）に達しているか、1 日 6 時間以上かつ月 20 日以上常態的に勤務し、社会保険の被保険者であること。 ※各特定地域型保育事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限る、必要に応じ当該特定地域型保育事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。		(3) 区条例第 24 号第 47 条		
2	短時間勤務の職員及びその他の常勤以外の職員の導入 保育に直接従事する者は、子どもを長時間に渡って保育できる常勤の職員をもって確保することを基本とするが、特定地域型保育事業所本来の事業の円滑な運営を阻害せず、保育時間や保育児童数の変化に柔軟に対応すること等により、入所児童の処遇水準の確保が図られる場合には、区条例上の定数の一部に短時間勤務の職員及びその他の常勤以外の職員を充てても差し支えない。なお、この適用に当たっては、組やグループ編成を適切に行うとともにこれを明確にしておくこと。 (1) 常勤の保育士が各組や各グループに 1 名以上（乳児を含む各組や各グループであって当該組・グループに係る最低基準上の保育士定数が 2 名以上の場合は、1 名以上ではなく 2 名以上）配属されていること。 (2) 常勤の保育士に代えて短時間勤務の保育士を充てる場	2 常勤の保育士と短時間勤務の保育士が、適切に配置されているか。	(1) 平成 14 年 5 月 21 日雇児発第 0521001 号「保育所における短時間勤務の保育士の導入について」の一部改正について (2) 児童福祉施設最低基準 (3) 募集要項 5- (4) ③	(1) 常勤の保育士と短時間勤務の保育士が、適切に配置されていない。	C

	合の勤務時間数が、常勤の保育士を充てる場合の勤務時間数を上回ること。 (算式) 短時間勤務の保育士及び常勤の保育士以外の保育士の1か月の勤務時間数の合計÷各特定地域型保育事業所の就業規則等で定めた常勤保育士の1か月の勤務時間数＝常勤換算値（小数点第1位を四捨五入）				
(2) 職員配置（A型）	1 小規模保育事業所 A 型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所 A 型又は区規則第 38 号第 6 条第 2 項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所 A 型にあっては、調理員を置かないことができる。 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とする。 (1) 乳児 おおむね 3 人につき 1 人 (2) 満 1 歳以上満 3 歳に満たない幼児 おおむね 6 人につき 1 人 (3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童（児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね 15 人につき 1 人 (4) 満 4 歳以上の児童 おおむね 25 人につき 1 人 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 A 型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。 4 保育士配置に係る特例について (1) 朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例 常勤保育士 1 名に加え、区長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者（以下「区長が適当と認める者」という。）を 1 名以上置かなければならない。 <区長が適当と認める者> 次の①から③のいずれかに該当する者であって、かつ、当該特定地域型保育事業所の管理者及び設置者代表者が、当	1 職員配置は適正に行われているか。	(1) 区条例第 23 号第 29 条 (2) 区規則第 38 号第 13 条 (3) 雇児発 0218 第 2 号「保育所等における保育士配置に係る特例について」	(1) 職員配置が適正に行われていない。	C

	該職員の保育者としての能力を確認した上で適当と認める者。 ① 児童福祉法第 7 条に規定する児童福祉施設等、児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項、第 12 項に係る事業又は区市町村が独自に行う保育施設・事業であって区市町村長が適当と認める施設・事業のいずれかで、継続して 1 年以上、乳幼児の直接処遇を担当した経験を有する者。なお、継続して勤務した期間中の勤務実績は、少なくとも月 80 時間以上とする。 ② 児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項に定める家庭的保育者 ③ 子育て支援員研修事業実施要綱（平成 27 年 5 月 21 日雇児発 0521 第 18 号）に基づく子育て支援員研修（子育て支援員専門研修（地域保育コース）のうち選択科目を地域型保育とする研修）を修了した者 (2) 幼稚園教諭及び小学校教諭並びに養護教諭の活用に係る特例 幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭の普通免許状を有する者を、保育士とみなすことができる。なお、小学校教諭が行う保育は 5 歳以上児、幼稚園教諭が行う保育は 3 歳以上児が望ましい。 (3) 特定地域型保育事業所における保育の実施に当たり必要となる保育士配置に係る特例 特定地域型保育事業所を 1 日につき 8 時間を超えて開所していることなどにより、認可の際に必要な保育士に加えて保育士を確保しなければならない場合にあっては、保育士の数の算定について、追加的に確保しなければならない保育士の数の範囲内で、区長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、保育士とみなすことができる。				
(3) 職員配置（B 型）	1 小規模保育事業 B 型を行う事務所（以下「小規模保育事業所 B 型」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として区長が行う研修（区長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所 B 型又は区規則第 38 号第 6 条第 2 項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所 B 型にあっては、調理員を置かないことができる。	1 職員配置は適正に行われているか。	(1) 区条例第 23 号第 31 条 (2) 区規則第 38 号第 15 条	(1) 職員配置が適正に行われていない。	C

	2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1) 乳児 おおむね 3 人につき 1 人 (2) 満 1 歳以上満 3 歳に満たない幼児 おおむね 6 人につき 1 人 (3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童（法第 6 条の 3 第 10 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね 15 人につき 1 人 (4) 満 4 歳以上の児童 おおむね 25 人につき 1 人 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所 B 型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。				
(4) 職員配置 (C 型)	1 小規模保育事業所 C 型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所 C 型又は区規則第 38 号第 6 条第 2 項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所 C 型にあっては、調理員を置かないことができる。 2 家庭的保育者一人が保育することができる乳幼児の数は、3 人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5 人以下とする。	1 職員配置は適正に行われているか。	(1) 区条例第 23 号第 34 条 (2) 区規則第 38 号第 18 条	(1) 職員配置が適正に行われていない。	C
(5) 職員配置 (居宅訪問型保育)	居宅訪問型保育事業において、家庭的保育者が一人で保育することができる乳幼児の数は 1 人とする。	1 職員配置は適正に行われているか。	(1) 区条例第 23 号第 39 条 (2) 区規則第 38 号第 23 条	(1) 職員配置が適正に行われていない。 (2) 直接保育に従事する職員に兼務職員がいる。	C C
(6) 職員配置 (保育所型事業所 内保育事業所)	1 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は区規則第 38 号第 6 条第 2 項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、一つの保育所型事業所内保育事業所につき 2 人を下回ることはできない。	1 職員配置は適正に行われているか。	(1) 区条例第 23 号第 44 条 (2) 区規則第 38 号第 28 条 (3) 平成 28 年 2 月 18 日雇児発 0218 第 2 号「保育所等における保育士配置に係る特例について」	(1) 職員配置が適正に行われていない。	C

	(1) 乳児 おおむね 3 人につき 1 人 (2) 満 1 歳以上満 3 歳に満たない乳児 おおむね 6 人につき 1 人 (3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童（法第 6 条の 3 第 12 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね 15 人につき 1 人 (4) 満 4 歳以上の児童 おおむね 25 人につき 1 人 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。 4 保育士配置に係る特例について (1) 朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例 常勤保育士 1 名に加え、区長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者（以下「知事が適当と認める者」という。）を 1 名以上置かなければならない。 ＜知事が適当と認める者＞ 次の①から③のいずれかに該当する者であって、かつ、当該保育所の施設長及び設置者代表者が、当該職員の保育者としての能力を確認した上で適当と認める者。 ① 児童福祉法第 7 条に規定する児童福祉施設等、児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項、第 12 項に係る事業又は区市町村が独自に行う保育施設・事業であって区市町村長が適当と認める施設・事業のいずれかで、継続して 1 年以上、乳幼児の直接処遇を担当した経験を有する者。なお、継続して勤務した期間中の勤務実績は、少なくとも月 80 時間以上とする。 ② 児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項に定める家庭的保育者 ③ 子育て支援員研修事業実施要綱（平成 27 年 5 月 21 日雇児発 0521 第 18 号）に基づく子育て支援員研修（子育て支援員専門研修（地域保育コース）のうち選択科目を地域型保育とする研修）を修了した者 (2) 幼稚園教諭及び小学校教諭並びに養護教諭の活用に係る特例 幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭の普通免許状を有する者を、保育士とみなすことができる。なお、小学校教諭が行う保育は 5 歳以上児、幼稚園教諭が行う保育は 3 歳以				
--	---	--	--	--	--

	上児が望ましい。 (3) 特定地域型保育事業所における保育の実施に当たり必要となる保育士配置に係る特例 特定地域型保育事業所を1日につき8時間を超えて開所していることなどにより、認可の際に必要なとなる保育士に加えて保育士を確保しなければならない場合にあっては、保育士の数の算定について、追加的に確保しなければならない保育士の数の範囲内で、区長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、保育士とみなすことができる。				
(7) 職員配置 (小規模型事業所内保育事業所)	1 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所には、規則で定める基準により職員を置かなければならない。 2 小規模型事業所内保育事業所（以下この条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育従事者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は区規則第38号第6条第2項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。 3 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1) 乳児 おおむね3人につき1人 (2) 満1歳以上満3歳に満たない乳児 おおむね6人につき1人 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） おおむね15人につき1人 (4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人 4 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。	1 職員配置は適正に行われているか。	(1) 区条例第23号第47条 (2) 区規則第38号第31条	(1) 職員配置が適正に行われていない。	C
(8) 職員の資格保有	1 特定地域型保育事業所において、運営管理全般の統括、利用者との連絡調整、地域社会との連絡などを行う職員（以下、「管	1 資格を要する職種において、有資格者が勤務しているか。	(1) 区基準	(1) 資格を要する職種に有資格者が勤務していない。	C

	理者」という。)、保育士及び嘱託医等については、それぞれの資格を有していなければならない。 2 調理員については、必ずしも栄養士の資格を要するものではない。 ただし、健康増進法及び健康増進法施行規則に定める特定給食施設（継続的に1回100食以上又は1日250食以上提供施設）にあつては、栄養士又は管理栄養士を置くよう努めなければならない。 3 保育士でない者は、保育士又はこれに紛らわしい名称を使用してはならない。		(1) 健康増進法第21条第1項～第3項 (2) 健康増進法施行規則第5条		
		2 保育士でない者が、保育士又はこれに紛らわしい名称を使用していないか。	(1) 児童福祉法第18条第23項	(1) 保育士でない者が、保育士又はこれに紛らわしい名称を使用している。	C
(9) 採用、退職	1 特定地域型保育事業者は、募集及び採用について、性別にかかわらず均等な機会を与えなくてはならない。 2 使用者は労働契約の締結に際し、特定地域型保育事業所の職員に対して賃金、労働時間その他の条件を明示しなければならない。 ① 労働契約の期間に関する事項 ② 有期労働契約を更新する場合の基準に関する事項（通算契約期間又は有期労働契約の更新回数に上限の定めがある場合には当該上限を含む） ③ 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項（就業の場所及び従事すべき業務の変更の範囲を含む） ④ 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに就業時転換に関する事項 ⑤ 賃金の決定、計算及び支払方法、賃金の締切及び支払いの時期並びに昇給に関する事項 ⑥ 退職に関する事項（解雇の事由を含む） 上記の事項については、必ず明示しなければならず、また昇給に関する事項を除き、書面交付の方法により明示する必要がある。 3 非常勤職員の雇用 就業規則等の交付等により雇用期間、賃金、勤務時間、勤務内容等が明確であること。労働の実態が就業規則等と異なる場合	1 募集及び採用について、性別にかかわらず均等な取扱いをしているか。 2 職員の採用時に勤務内容、給与等の労働条件を明示しているか。 3 非常勤職員の採用時に、雇入通知書（雇用契約書）等の文書を交付し、必要な勤務条件を明示し	(1) 均等法第5条 (1) 労働基準法第15条第1項 (2) 労働基準法施行規則第5条 (1) 労働基準法第15条第1項 (2) 労働基準法施行規則第5条 (3) パートタイム・有期雇労働法	(1) 募集及び採用について、性別にかかわらず均等な取扱いをしていない。 (1) 採用時に労働条件の明示がない。 (2) 採用時に労働条件の明示が不十分である。 (1) 非常勤職員に勤務条件の明示がない。	B B B B

	には、労働条件に関する事項を文書で明らかにする必要がある。 なお、有期労働契約の締結において、その契約期間内に無期転換申込権が発生する場合は、無期転換申込みに関する事項及び無期転換後の労働条件を明示する必要がある。 ＜パートタイム・有期雇用労働法上の明示事項＞ 昇給の有無、退職手当の有無、賞与の有無、短時間・有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口	ているか。	第6条 (4) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則(平成5年労働省令第34号)第2条	(2) 非常勤職員に勤務条件の明示が不十分である。	
(10) 関連帳簿の整備	特定地域型保育事業所の職員の状況を把握するため、関連帳簿を整備しておかなければならない。 (1) 資格証明書（保育士証の写し、医師免許証の写し等） (2) 履歴書 (3) 労働者名簿 ＜記載事項＞ ・氏名 ・生年月日 ・履歴 ・性別 ・住所 ・従事する業務の種類 ・雇入れ年月日 ・退職年月日及びその理由 ・死亡年月日及びその原因等	1 資格が必要な職種の職員について、資格証明書を整備しているか。 2 履歴書を整備しているか。 3 労働者名簿は全職員分を整備しているか。	(1) 区条例第23号第19条 (2) 区条例第24号第49条 (3) 区規則第39号第18条 (1) 労働基準法第107条、109条 (2) 労働基準法施行規則第53条	(1) 資格職種の資格証明書を整備していない。 (2) 一部職員の資格証明書を整備していない。 (3) 履歴書を整備していない。 (4) 労働者名簿を整備・保管していない。	C B B B
5. 勤務状況					
(1) 勤務体制	施設における職員の労働時間や休日等の勤務体制は、労働基準法を遵守すること。	1 勤務体制が労働基準法上、適正か。	(1) 労働基準法第32条～第41条	(1) 勤務体制が労働基準法上、適正でない。	B
(2) 均等な待遇の確保	1 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所の職員の配置、昇進、教育訓練、福利厚生、定年、退職及び解雇等について性別を理由とする差別的取扱いをしてはならない。 2 特定地域型保育事業者は、女性の特定地域型保育事業所の職員が保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるようにしなければならない。 また、その指導事項を守ることができるよう必要な措置を講じなければならない。 3 事業主は、正社員と非正規社員との間で、基本給や賞与などのあらゆる待遇について、不合理な待遇差を設けてはならない。	1 性別にかかわらず均等な取扱いをしているか。 2 妊娠中及び出産後の特定地域型保育事業所の職員に対して、保健指導等の時間を確保しているか。また、保健指導等に基づく指導事項を守れるよう、勤務の軽減等必要な措置を講じているか。 3 正社員と非正規社員との間で、基本給や賞与など、不合理な待遇差を設けていないか。	(1) 均等法第6条～第9条 (1) 均等法第12条、第13条 (1) パートタイム・有期雇用労働法第8条、第9条、第15条	(1) 性別による差別的取扱いをしている。 (1) 保健指導等を受けるために時間を確保していない。 (2) 勤務の軽減等必要な措置を講じていない。 (1) 正社員と非正規社員との間で、不合理な待遇差を設けている。	B B B B
(3) 勤務状況の帳簿の整備	職員の状況を把握するため、関連帳簿を整備しておかなければならない。 ＜例＞	1 勤務関連帳簿を整備しているか。	(1) 区条例第23号第19条 (2) 労働基準法第109条 (3) 労働基準法施行規則第24条	(1) 勤務に関する帳簿を整備していない。	C

	・出勤・退勤に関するもの（タイムカード） ・出張（外出）に関するもの ・所定時間外勤務に関するもの ・休暇取得に関するもの 等		の 7 (4) 労働安全衛生法第 66 条の 8 の 3 (5) 労働安全衛生規則第 52 条の 7 の 3	(2) 勤務に関する帳簿の一部が整備されていない。又は記録の内容に不備がある。	B
(4) 勤務体制の確保	1 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。 3 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 4 特定地域型保育事業者は職員に対し、相手の意に反する性的な言動で、それに対する対応によって仕事を遂行する上で、一定の不利益を与えたり、就業環境を悪化させること（セクシュアル・ハラスメント）は、職員個人としての尊厳を不当に傷つけるとともに、就業環境を悪化させ、能力の発揮を阻害するものである。	1 職員の勤務体制を適切に定めているか。 2 職員研修計画を策定しているか。 3 計画に沿って研修を実施しているか。 4 セクシュアル・ハラスメントに関する方針を明確化し、周知・啓発しているか。また、相談・苦情に適切かつ柔軟に対応しているか。	(1) 区条例第 24 号第 47 条第 1 項 (1) 区条例第 24 号第 47 条第 2 項 (1) 区条例第 24 号第 47 条第 3 項 (1) 均等法第 11 条、第 15 条 (2) 平成 28 年度厚生労働省告示第 314 号「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」	(1) 職員の勤務体制を適切に定めていない。 (1) 職員研修計画を策定していない。 (2) 研修を実施していない。 (1) セクシュアル・ハラスメントの防止や必要な対策を講じていない。	C C C C
6. 職員給与等の状況					
(1) 本棒・諸手当	職員の給与については、適正に支給することが必須である。	1 給与は適正に支給されているか。	(1) 労働基準法第 15 条、第 24 条～第 28 条、第 37 条、第 89 条	(1) 本棒・諸手当を規定どおり支給していない。 (2) 初任給を規定どおりに決定していない。 (3) 昇給及び昇格を規定どおりに行っていない。	B B B

				(4) 適正な給与水準となっていない。	B
(2) 社会保険	職員 5 人以上を使用する特定地域型保育事業所は、健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び労働者災害補償保険のいずれの保険においても、被保険者として強制加入又は強制適用されることとなっており、原則として社会保険に加入の義務がある。	1 社会保険への加入は適正か。 ・健康保険、厚生年金等すべての社会保険に加入しているか。 ・健康保険、厚生年金等の社会保険に未加入者はいないか。	(1) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 3 条 (2) 健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号）第 24 条 (3) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 6 条第 1 項 (4) 厚生年金保険法施行規則（昭和 29 年厚生省令第 37 号）第 15 条 (5) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 5 条 (6) 雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）第 6 条 (7) 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）第 3 条第 1 項	(1) 健康保険、厚生年金等いずれかの保険に未加入である。 (2) 加入はしているが、いずれかの保険に未加入者がいる。	B B
(3) 賃金台帳	特定地域型保育事業者は、賃金台帳を調製し、賃金計算の基礎となる事項及び賃金の額その他法令で定める事項を賃金支払いの都度遅滞なく記入しなければならない。	1 賃金台帳は整備しているか。	(1) 労働基準法第 108 条、第 109 条 (2) 労働基準法施行規則第 54 条	(1) 賃金台帳を整備・保管していない。	B
7. 健康管理					
(1) 安全衛生管理体制	特定地域型保育事業所の職員の健康の確保は、事業の円滑な遂行に不可欠な条件であり、法の定めにより定期的に健康診断を実施するとともに、特定地域型保育事業所の職員の安全又は衛生のための教育等が必要である。 ・特定地域型保育事業所の職員が常時 10 人以上 50 人未満の施設においては、衛生推進者を選任し、衛生管理者に準じ職務を行わせること。また、衛生に関する事項について関係労働者の意見を聴くための機会を設けること。	1 （職員が常時 10 人以上 50 人未満の施設において）衛生推進者を選任しているか。	(1) 労働安全衛生法第 12 条第 2 項 (2) 労働安全衛生規則第 12 条第 2 項～第 4 項	(1) 衛生推進者を選任していない。 (2) 衛生推進者を職員に周知していない。	B B
(2) 健康診断	常時使用する特定地域型保育事業所の職員を雇い入れる時は、健康診断を行わなければならない。（雇入時健康診断） 定期健康診断は 1 年以内ごとに 1 回、必要な項目について医師に	1 健康診断を適切に実施しているか。	(1) 区条例第 23 号第 17 条 (2) 労働安全衛生法第 66 条 (3) 労働安全衛生規則第 43 条～	(1) 健康診断が未実施である。 (2) 調理・調乳に携わる者に健康	C C

	よる健康診断を行わなければならない。また、夜間業務に従事する職員の場合には 6 か月以内ごとに 1 回の健康診断が必要となる。なお、1 年以上使用されることが予定されている者及び更新により 1 年以上引き続き使用されている者で、就労時間数が通常の就労者の 4 分の 3 以上の者についても同様にを行うこと。 ・結核診断の結果結核の発病のおそれがある者に対して、喀痰検査、胸部エックス線検査、聴診、打診その他必要な検査を行うこと。 ・健康診断個人票を作成して、これを 5 年保存すること。 ・特定地域型保育事業所の職員が常時 50 人以上の施設においては、健康診断結果報告書を労働基準監督署に提出すること。 ・腰部に著しい負担のかかる作業に常時従事する者に対しては、定期的に医師による腰痛の健康診断を実施すること。	2 結果の記録を作成・保管しているか。 3 健康診断結果報告書を労働基準監督署に提出しているか（職員が常時 50 人以上の施設のみ）	第 45 条 (4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 53 条の 2 (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号）第 27 条の 2 (6) 平成 31 年 1 月 30 日基発 0130 第 1 号「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律の施行について」11（4）ト (7) 平成 25 年 6 月 18 日基発 0618 第 4 号「職場における腰痛予防対策の推進について」 (1) 労働安全衛生規則第 51 条 (1) 労働安全衛生規則第 52 条	診断の未受診者がいる (3) 健康診断の未受診者がいる。 (4) 健康診断の実施方法が不適切である。 (1) 健康診断実施記録の整備が不十分である。 (1) 健康診断結果報告書を労働基準監督署に提出していない。	B B B B
8. 職員研修					
(1) 職員研修	特定地域型保育事業所の職員は、知識及び技能の習得、維持及び向上に努めなければならない。 特定地域型保育事業所は、職員に対し資質の向上及び人材確保のため、研修体系を構築し、研修等の充実を図るとともに、職員の自己研鑽が図られるよう、業務の中で必要な知識や技術を習得できる体制や、職場内や外部の研修受講の機会等の確保に努めなければならない。 特に、個人の職務遂行能力に応じた、具体的内容をもった実施計画が立てられていることが望まれる。 ・職員に対し、系統的、効果的な研修計画が立てられていること。 ・施設内研修 ・施設外研修	1 研修の機会を確保しているか。 1 研修計画を適切に立てているか。	(1) 区条例第 23 号第 9 条 (2) 保育所保育指針第 1 章 3（1）ウ、第 5 章 2（2）、3、4 (3) 社会福祉法第 90 条 (4) 平成 19 年 8 月 28 日厚生労働省告示第 289 号「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に対する基本的な指針」第 3-2②③	(1) 研修を実施していない。 (2) 研修の実施が不十分である。 (3) 研修の機会が公平に与えられていない。 (1) 研修計画が適切に立てられていない。	C B B B

	・職員の研修に関する要望を聴取し、計画に反映させること。 ・研修終了後、報告をさせ、不参加の職員にも研修内容を周知させること。 ・研修効果を把握し、今後の研修計画に反映させること。	1 研修の成果を活用しているか。		(1) 成果を活用していない。	B
9. 管理者の責務					
(1) 管理者の責務	1 特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業所において、運営管理全般の統括、利用者との連絡調整、地域社会との連絡などを行う管理者を配置すること。 2 管理者は、特定地域型保育事業所の役割や社会的責任を遂行するために、法令等を遵守し、当該施設を取り巻く社会情勢などを踏まえ、その専門性等の向上に努めること。 また、保育士等の自己評価及び特定地域型保育事業所の自己評価等を踏まえ、職員が特定地域型保育事業所の課題について共通理解を深め、協力して改善に努めることができる体制を作ること。 3 管理者は、職務に専念する必要がある、同一敷地内においても専任が望ましいものである。 特定地域型保育事業所の管理者は、保育事業の適正かつ円滑な推進を図るため、専任若しくは専任に準ずる者であること。専任若しくは専任に準ずる者とは、常時実際にその特定地域型保育事業所の運営管理の業務に専従し、かつ給付費からの給与支出があるの者であること。従って、2以上の事業所若しくは他の業務と兼務し、管理者としての職務を行っていない者は該当しない。 4 同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は就業環境を悪化させる行為（パワーハラスメント）は、職員個人としての尊厳を不当に傷つけるとともに、能力の発揮を阻害するものである。	1 管理者が配置されているか。 2 管理者はその職務を果たしているか。 3 管理者は専任となっているか。 4 パワーハラスメントに関する方針を明確化し、周知・啓発しているか。 また、相談・苦情に適切かつ柔軟に対応しているか。	(1) 募集要項 (1) 保育所保育指針第5章2(1) (1) 平成12年3月30日児発第298号通知「夜間保育所の設置認可等について」 (2) 区基準別表 (1) 労働施策総合推進法第30条の2、第30条の3 (2) 令和2年厚生労働省告示第5号「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」	(1) 管理者が配置されていない。 (1) 管理者がその職務を果たしていない。 (1) 他施設等の職員を兼務している（同一敷地内を除く） (2) 常時特定地域型保育事業所の運営管理の業務に専従していない。 (3) 管理者としての勤務実態が不明確である。 (1) パワーハラスメントの防止や必要な対策を講じていない。	C C C C B B
10. 建物設備等の管理					
(1) 建物設備の状況	1 利用者が、良好な環境のもとで生活を営むためには各法令に定められている建物設備の基準を確保する必要がある。建物設備等の内容を変更する場合には、区条例第23号及びその他の法	1 構造設備が基準を満たしているか。	(1) 区条例第23号第22条、28条、32条、33条、38条 区規則第38号第9条、12条、	(1) 構造、設備が基準を満たしていない。	C

	令を満たす必要がある。 2 建物設備等の内容変更により、区条例を満たさないことが起こり得る。変更する場合には、内容変更の届出をする必要がある。また、面積が増加する場合も認可内容変更の届出をする必要がある。 認可関係書類、図面等は、施設の設備の現状及び認可内容の状況を示すものであり、整備、保管しておくこと。 3 規模及び構造の変更により必要な面積を下回ってはならない。 (1) 家庭的保育事業 ① 乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。 ② 専用の部屋の面積は、9.9 m²（保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9 m²に3人を超える人数一人につき3.3 m²を加えた面積）以上であること。 ③ 乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。 ④ 衛生的な調理設備及び便所を設けること。 ⑤ 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（付近にあるこれに代わるべき場所を含む。）があること。 ⑥ 庭の面積は、満2歳以上の幼児一人につき、3.3 m²以上であること。 (2) 小規模保育事業A型、B型 ① 乳幼児又は満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所A型及びB型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。 ② 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき3.3 m²以上であること。 ③ 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。 ④ 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型及びB型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、調理設備及び便所を設けること。 ⑤ 保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児一人につき1.98 m²以上、屋外遊戯場の面積は同号の幼児一人につき3.3 m²以上であること。	2 建物設備等の認可内容と現状に相違がないか。 また、変更する場合、届出をしているか。 3 在籍児に見合う面積を下回っていないか。 4 必要な設備を有してない。	17条・22条・27条・32条（第12条準用） (2) 児童福祉法施行規則第36条の36 (3) 支援法第44条第1項、第47条第1項、 (4) 支援法施行規則第40条第1項、第44条 (5) 区規則第38号第9条、第12条、第16条（第12条準用）、第17条、第22条、第27条	(1) 建物設備等の認可内容と現状に著しい相違がある。 (2) 認可内容と現状に相違がある。 (3) 認可内容の変更を届け出していない。 (1) 面積が不足している。 (1) 設備が不足している。	C B B C C
--	--	--	---	---	--

	⑥ 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。 (3) 小規模保育事業 C 型 ① 乳児又は満 2 歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所 C 型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。 ② 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき 3.3 m²以上であること。 ③ 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。 ④ 満 2 歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所 C 型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けること。 ⑤ 保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児一人につき 3.3 m²以上、屋外遊技場の面積は同号の幼児一人につき 3.3 m²以上であること。 ⑥ 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。 (4) 居宅訪問型保育事業所 ① 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品を備えなければならない。 (5) 保育所型事業所内保育事業所 ① 乳児又は満 2 歳に満たない幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室（当該保育所型事業所内保育事業所を設置し、及び管理する特定地域型保育事業者が事業場に附属して設置する炊事場を含む。） ② 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき 1.65 m²以上であること。 ③ ほふく室の面積は、乳児又は第 1 号の幼児一人につき 3.3 m²以上であること。 ④ 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。 ⑤ 満 2 歳以上の幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（当該保育所型事業所内保育事業所の付近にある屋外遊技場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）、調理室				
--	--	--	--	--	--

	及び便所を設けること。 ⑥ 保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児一人につき 1.98㎡以上、屋外遊技場の面積は同号の幼児一人につき 3.3㎡以上であること。 ⑦ 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。 (6) 小規模型事業所内保育事業所 ① 乳幼児又は満 2 歳に満たない幼児を利用させる小規模型事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。 ② 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき 3.3㎡以上であること。 ③ 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。 ④ 満 2 歳以上の幼児を利用させる小規模型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、調理設備及び便所を設けること。 ⑤ 保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児一人につき 1.98㎡以上、屋外遊戯場の面積は同号の幼児一人につき 3.3㎡以上であること。 ⑥ 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。 ※他の社会福祉施設（例えば児童発達支援事業所）が併設されている場合において、交流（インクルーシブ保育）を行う設備については、各事業において必要となる面積を合計した面積が確保されていること。（令和 4 年12月26日付厚生労働省事務連絡「保育所等におけるインクルーシブ保育に関する留意事項等について」） 4 家庭的保育所等には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。 5 乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えなければならない。				
		5 必要な医薬品等が備えられ、適正に管理されているか。	(6) 区規則第 38 号第 4 条第 4 項	(1) 必要な医薬品等の整備・管理が不十分である。	B
		6 保育に必要な用具が備えられているか。	(7) 区規則第 38 号第 9 条、第 12 条、第 16 条（第 12 条準用）、第 17 条、第 22 条、第 27 条	(1) 用具等が備えられていない。 (2) 用具等の備えが不十分である。	C B
(2) 建物設備の安全、衛生	1 特定地域型保育事業所の設備構造は、採光、換気等利用している者の保健衛生及びこれらの者に対する危険防止に十分な考	1 構造設備に危険な箇所はないか。	(1) 区条例第 23 号第 5 条 (2) 区規則第 38 号第 9 条、第 12	(1) 構造設備に危険な箇所がある。	C

	慮を払って設けられなければならない。 具体的には、施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の整備、用具等の衛生管理に努めること。 そして、設備構造はもとより、施設の運営管理上からも、児童の安全確保が図られなければならない。 2 特定地域型保育事業所を利用している者の使用する設備等については、衛生的な管理に努め又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 3 建築物及び建築設備の適正な維持管理を図り、災害を未然に防止するために、建築基準法に基づく定期検査報告を特定行政庁に行わなければならない。 建築物 3年毎（※） 建築設備 毎年（※） 昇降機 毎年 ※ 保育所の場合、300㎡を超える規模のもの又は3階以上の階で、その用途に供する部分が対象になる。ただし、平屋建てで500㎡未満のものは除く。	2 施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は適切か。 3 保育室、便所等設備が清潔であるか。 4 施設内にある用具（寝具、遊具等）が清潔であるか。 5 建築物及び建築設備等の定期検査を行っているか。	条、第16条（第12条準用）、第17条、第22条、第27条 (3) 保育所保育指針第3章3、4(1)イ (4) 区規則第38号第4条 (5) 建築基準法（昭和25年5月24日法律201号）第12条第1項～第4項	(2) 構造設備その他にやや危険な箇所がある。 (3) 危険物が放置されている。 (4) 備品が損傷して危険である。 (1) 採光・換気等が悪い。 (1) 衛生上、著しく問題がある。 (2) 衛生管理が不十分である。 (1) 建築物及び建築設備等の定期検査報告を行っていない。	B C C C B B
(3) 環境衛生の状況	1 飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、かつ衛生上必要な措置を講じなければならないことから、自家水及び受水槽等使用の場合、清浄な飲料水の確保を管理者自らが責任をもって行うこと。 100人を超える居住者に地下水（井戸水）を供給する場合は、「専用水道」となり、保健所への確認申請、水道技術管理者の設置、水道事務月報の提出等が義務付けられている。 なお、「専用水道」以外の「飲用井戸」の管理については、法的義務はないが「東京都小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例」及び「飲用に供する井戸等の衛生管理指導要綱」（都福祉保健局）等により、衛生的措置を採るよう努めること。 2 受水槽の有効容量の合計が10㎡を超える設備を有する等水道法で規定する簡易専用水道の場合には、次の事項を行う。 (1) 厚生労働大臣が指定する検査機関による検査を年1回実	1 水道法に基づく水質検査を定期的に実施しているか。 2 10㎡を超える簡易専用水道の場合において、法令等に基づき適正管理衛生確保を図っている	(1) 社援施第116号通知 (2) 水道法3条、第32条～第34条 (3) 水道法施行規則第15条 (1) 区条例第23号第14条 (2) 区規則第38号第4条 (3) 社援施第116号通知	(1) 水質検査を定期的に実施していない。 (1) 10㎡を超える簡易専用水道の場合において、水道法に定める検査、衛生的管理を実施	C B

	施すること。 なお、10 m³以下の小規模給水施設管理者は法的義務はないが、「東京都小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例」等により、衛生的措置を採るよう努めることを指導している。 (2) 次のような衛生管理を行うこと。 ① 貯水槽の清掃（年1回）（専門の清掃業者に委託）。 ② 給水栓における水の色、濁り、臭い、味、その他の状態により供給する水に異常を認めた時は、必要な水質検査を行う。 なお10 m³以下の小規模給水施設管理者は法的義務はないが、「東京都小規模貯水槽水道等における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例」等により、衛生的措置を採るよう努めること。	か。	(4) 水道法第3条第7項、第34条の2 (5) 水道法施行規則第55条、第56条 (6) 水道法施行令第2条	していない。	
	3 大量調理施設（同一メニュー1回300食以上または1日750食以上の施設）において、水道事業により供給される水以外の井戸水等を使用する場合には公的検査機関、厚生労働大臣の指定検査機関等に依頼して、年2回以上水質検査を行うこと。	3 大量調理施設において井戸水等の水を使用する場合に、年2回以上水質検査を実施しているか。	(1) 平成9年3月31日社援施第65号「社会福祉施設における衛生管理について」	(1) 年2回以上水質検査を実施していない。	C
	4 浄化槽を使用している場合、放流水の水質検査及び浄化槽の保守点検を定期的に行うことが義務付けられている。	4 浄化槽を使用している場合、定期的な点検及び水質検査を実施しているか。	(1) 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第10条、第11条	(1) 浄化槽の定期的な点検及び水質検査を実施していない。	B
11. 災害対策の状況					
(1) 管理体制 （防火管理者）	防火管理者は、防火対象物の位置、構造及び設備の状況並びにその使用状況に応じ、おおむね次の事項について当該防火対象物の管理について権限を有する者の指示を受けて消防計画を作成することとされている。 (1) 選任（解任）・届出 施設においては、防火管理者を選任し、所轄の消防署に遅滞なく届け出なければならない。 (2) 資格 消防法施行令に規定する資格が必要である。 (3) 業務 防火管理者は、防火管理上必要な業務を誠実に遂行するとともに、消防用設備等の点検及び整備、又は適切な防火管理上の指示を与えなければならない。 <業務内容>	1 防火管理者を選任し、届け出ているか。 また、管理的あるいは監督的地位にある者を選任しているか。 2 防火管理者としての業務が適正に行われているか。	(1) 消防法第8条 (2) 消防法施行令第3条 (3) 消防法施行規則第3条第2項 (1) 消防法施行令第3条の2	(1) 防火管理者を選任していない。 (2) 防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的地位にある者を選任していない。 (3) 防火管理者の届出をしていない。 (1) 防火管理者としての業務が適正に行われていない。	B B B B

	① 消防計画の作成 ② 消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施 ③ 消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備 ④ 火器の使用又は取扱いに関する監督 ⑤ 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 ⑥ 収容人員の管理 ⑦ その他防火管理上必要な業務				
(2) 防火対策	小規模保育事業所 A 型・B 型及び小規模型事業所内保育事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについては、防災処理を施されたものを使用しなければならない。	1 カーテン、絨毯等は防災性能を有しているか。	(1) 区規則第 38 号第 12 条第 7 項(ク) (2) 区規則第 38 号第 16 条(第 12 条準用) (3) 区規則第 38 号第 32 条(第 12 条準用) (4) 消防法第 8 条の 3 (5) 消防法施行令第 4 条の 3 (6) 消防法施行規則第 4 条の 3 (7) 社施第 107 号通知	(1) カーテン、絨毯等が防災性能を有していない。	C
(3) 消防計画等	1 消防計画は、火災等非常災害時における利用者、職員の安全確保を図るために、その基本となる具体的計画であり、消防法施行規則第 3 条に定める項目を満たして作成し、所轄の消防署に届け出る必要がある。 (1) 消防計画の策定 非常災害時における児童の安全確保を図るためにその基本となる具体的計画を策定しなければならない。なお、消防計画の内容は、消防法令等に定める項目を満たすこと。 (2) 消防署への届出 計画策定者は防火管理者であり、消防署に届け出なければならない。 2 特定地域型保育事業者は、都及び区市町村が作成する地域防災計画を基準として、事業活動に関して震災を防止するための事業所単位の防災計画を作成しなければならない。 ・消防計画に、事業所防災計画に規定すべき事項を定めること。	1 消防計画を作成しているか。 2 消防計画を所轄消防署に届出しているか。 3 地震防災計画(事業所防災計画)を作成しているか。	(1) 区条例第 23 号第 7 条 (2) 消防法第 8 条 (3) 消防法施行令第 3 条の 2 (4) 消防法施行規則第 3 条 (1) 消防法施行規則第 3 条 (1) 区条例第 23 号第 7 条 2 項 (2) 東京都震災対策条例第 10 条 (3) 東京都帰宅困難者対策条例(平成 24 年東京都条例第 17 号) 第 4 条第 4 項 (4) 社施第 5 号通知 (5) 消防庁告示第 2 号	(1) 消防計画を作成していない。 (2) 消防計画の内容に不備がある。 (1) 消防計画を届出していない。 (2) 変更の届出をしていない。 (1) 事業所防災計画を作成していない。 (2) 事業所防災計画の内容に不備がある。	C B B C B

	3 北区地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用設備の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し、区長に報告しなければならない。	1 避難確保計画を作成し、区長に報告しているか。	(1) 北区地域防災計画（風水害対策編）平成27年3月改定	(1)避難確保計画を作成していない。 (2)区長に報告していない。	B B
(4) 消防署の立入検査	消防法第4条に基づく消防署の立入検査の結果による指示事項については、施設として速やかに指示事項を改善すること。	1 消防署の立入検査の指示事項について改善しているか。	(1) 消防法第4条	(1) 消防署の立入検査の指示事項に対する改善がされていない。 (2) 消防署の立入検査の指示事項に対する改善が不十分である。	B B
(5) 防災訓練等	1 非常災害に平素かつ迅速に対応するには、平素からの訓練が大切である。特定地域型保育事業所は避難及び消火に対する訓練を、月1回以上実施しなければならない。 ・避難及び消火訓練を毎月1回以上実施すること（図上訓練は含まない）。 ・消防計画に沿った訓練が定期的に行われること。 ・訓練を実施するときは、あらかじめ、消防機関に通知しておくこと。 ・訓練結果については毎回記録し次回訓練等の参考にすること。 なお、防災訓練については、少なくとも年1回は引取訓練を含んだものを行うよう努めること。この場合、降園時間などを活用して保護者の負担をできる限り少なくするよう配慮すること。 2 実施状況の記録は、実地の反省及び今後の訓練等の貴重な資料となるので、訓練目標、災害種別、訓練方法及びその状況、所要時間、講評等について、できるだけ詳細に記録する必要がある。 訓練方法については、実効ある訓練を確保する見地から、災害発生の想定時間、発生場所等が十分に検討されたものであるかどうか確認し、訓練そのものが惰性的なものにならないようにする。 なお、原則として、訓練は全職員が参加して実施すること。 3 北区防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、避難確保計画で定めるところにより、避難訓練を実施し、その結果を区長に報告しなければならない。	1 避難・消火・通報訓練を法令・通達で定められているとおりに実施しているか。 2 地震想定訓練を実施しているか。 3 訓練結果の記録を整備しているか。 4 避難確保計画で定めるところにより、避難訓練を実施し、区長に報告しているか。	(1) 区条例第23号第7条3項 (2) 消防法施行令第3条の2第2項 (1) 社施第5号通知 (1) 消防法施行規則第4条の2の4第2項 (2) 火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）第55条の4第2項 (1) 北区地域防災計画（風水害対策編）平成27年3月改定	(1) 毎月避難及び消火訓練を実施していない。 (2) 実施方法が不適切である。 (1) 地震想定訓練を実施していない。 (1) 訓練記録が整備されていない。 (2) 訓練記録が不十分である。 (1) 避難確保計画で定めるところにより、避難訓練を実施していない。 (2) 区長に報告していない。	C B B B B B B

(6) 災害発生時への備え	実際に火災や地震などの災害に直面した時のために、特定地域型保育事業所として適切に行動できるよう次のとおり備えておくこと。 (1) 特定地域型保育事業所の立地条件や規模、地域の実情等を踏まえた上で、地震や火災などの災害が発生した時の対応等について各特定地域型保育事業所でマニュアルを作成し、特定地域型保育事業所の防災対策を確立しておく必要がある。 (2) 地域の関係機関及び関係者との連携については、区の支援の下、連携体制の整備をはじめ地域の防災計画に関連した協力体制を構築していくことが重要である。各関係機関等とは、定期的に行う避難訓練への協力なども含め、地域の実情に応じて必要な連絡や協力が得られるようにしておくことが重要である。 また、特定地域型保育事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるよう努めなければならない。なお、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとされている。 特定地域型保育事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施するよう努めなければならない。また、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための訓練を定期的を実施するよう努めなければならない。 <参考> 令和4年12月23日付厚生労働省事務連絡「児童福祉施設等における業務継続計画等について」	1 災害の発生に備え、マニュアルを作成しているか。 2 地域の関係機関と日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めているか。	(1) 保育所保育指針第3章(2)ア (2) 雇児総発 0909 第2号通知 (1) 保育所保育指針第3章4(3)イ (2) 雇児総発 0909 第2号通知	(1) 災害発生に備えたマニュアルを作成していない。 (1) 地域の関係機関と日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めていない。	B B
(7) 緊急時等の対応	1 特定地域型保育事業所の職員は、現に特定地域型保育事業の提供を行っているときに支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	1 児童の事故防止に配慮しているか。	(1) 区条例第24号第50条（第18条準用） (2) 保育所保育指針第1章1(4)イ 2(2)ア(イ)② 第3章3(2)ア、イ	(1) 児童の事故防止に配慮していない。 (2) 児童の事故防止に対する配慮が不十分である。	C B

	2 特定地域型保育事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。 3 特定地域型保育事業者は、支給認定した子どもに対する特定地域型保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに区、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、事故報告書の提出等、必要な措置を講じなければならない。 4 特定地域型保育事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して講じた措置について記録しなければならない。 5 特定地域型保育事業者は、支給認定した子どもに対する特定地域型保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	2 事故等が発生した場合に適切に対応しているか。 3 再発を防止するための措置を講じているか。 4 事故報告書を提出しているか。 5 処置の内容を記録しているか。 6 適切に対応しているか。	(1) 区条例第 24 号第 50 条（第 18 条準用） (2) 保育所保育指針第 3 章 1 (3) ア (3) 区条例第 24 号第 50 条（第 32 条第 1 項準用） (1) 区条例第 24 号第 50 条（第 32 条第 2 項準用） (1) 区条例第 24 号第 50 条（第 32 条第 2 項準用） (1) 区条例第 24 号第 50 条（第 32 条第 3 項準用） (1) 区条例第 24 号第 50 条（第 32 条第 4 項準用）	(1) 事故等が発生した場合に適切に対応していない。 (2) 事故等が発生した場合の対応が不十分である。 (1) 再発を防止するための措置を講じていない。 (1) 事故報告書を提出していない。 (2) 事故報告書の内容が不十分である。 (1) 処置の内容を記録していない。 (2) 処置の内容を記した記録が不十分である。 (1) 適切に対応していない。	C B C C B C B B
(8) 保安設備	1 特定地域型保育事業者においては、消火器等の消火器具非常口その他非常災害に必要な設備を設け、これに対する日常的な点検を怠らないようにする。	1 消防用設備等の点検及び報告をしているか。 2 消防用設備等の自主点検をしているか。 3 点検後の不良箇所を改善しているか。 4 避難器具を設置しているか。	(1) 消防法第 17 条の 3 の 3 (1) 消防法施行令第 3 条の 2 第 4 項 (2) 社施第 59 号通知 6 (1) 社施第 59 号通知 6 (1) 区条例第 23 号第 7 条 1 項 (2) 区規則第 38 号第 12 条、第 16 条（第 12 条準用）、第 22 条、第 27 条 (3) 消防法施行令第 25 条	(1) 消防用設備等の点検及び報告をしていない。 (1) 消防用設備等の自主点検をしていない。 (1) 不良箇所の改善を行っていない。 (1) 避難器具を設置していない。	B B B B

	2 非常警報器具又は非常警報設備の設置 (1) 区規則第 38 号による設置 3 階以上の特定地域型保育事業所 (2) 消防法施行令による設置 ① 非常警報設備（非常ベル、自動式サイレン、放送設備） 収容人数 50 人以上の場合に設置 ただし、自動火災報知設備又は非常警報設備を基準 に従い設置しているときは、当該設備の有効範囲内 については、この限りではない。 ② 非常警報器具（警鐘、手動式サイレン、その他）収容 人員 20 人以上 50 人未満のとき ただし、自動火災報知設備又は非常警報設備を基準 に従い設置しているときは、当該設備の有効範囲内 については、この限りではない。 3 消防機関へ通報する設備等の設置 (1) 区規則第 38 号による設置 ① 消防機関へ火災を通報する設備 3 階以上の特定地域型保育事業所 (2) 消防法施行令による設置 ① 自動火災報知機設備 延面積が 300 m²以上の防火対象物 ② 消防機関へ通報する火災報知設備 延面積が 500 m²以上の防火対象物 ③ 漏電火災報知機 特定の場所を準不燃材以外の材料で造った場合であ って、延面積が 300 m²以上又は契約電気量 50A を超 える場合	5 非常警報器具又は非常警報設備 を設置しているか。 6 消防機関へ火災を通報する設備 を設置しているか。 7 自動火災報知機を設置している か。	(1) 区規則第 38 号第 12 条、第 16 条（第 12 条準用）、第 22 条、第 27 条 (2) 消防法施行令第 24 条 (1) 区規則第 38 号第 12 条、第 16 条（第 12 条準用）、第 22 条、第 27 条 (2) 消防法施行令第 23 条 (1) 消防法施行令第 21 条、第 22 条	(1) 未設置である。 (2) 整備が不十分である。 (1) 未設置である。 (2) 整備が不十分である。 (1) 未設置である。 (2) 整備が不十分である。	C B C B C B
(8) 安全対策	1 法人及び施設管理者並びに従事者は、児童の安全の確保につい て、特別の注意を有し、日常の安全管理と緊急時の安全確保に努め なければならない。 外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の 事態に備えて必要な対応を図ること。 <例> ・職員の共通理解を図り、役割を明確にし、協力体制をとる。 ・施設設備面の安全確保を図り、点検する。 ・関係機関や地域との連携を図る。 ・送迎バス等一定台数以上の自動車の使用者は、自動車の使用の 本拠（事業所等）ごとに、安全運転管理者の選任等を行う。	1 安全対策について、必要な措置 を講じているか。	(1) 保育所保育指針第 3 章 3 (2) 第 3 章 4(1)、(2)、(3) (2) 雇児総発第 402 号通知 1、2 (3) 道路交通法（昭和 35 年 6 月 25 日法律第 105 号）第 74 条の 3 (4) 道路交通法施行規則（昭和 35 年 12 月 3 日総理府令第 60 号） 第 9 条の 9、10	(1) 安全対策について、必要な措 置を講じていない。 (2) 安全対策について、必要な措 置が不十分である。	C B

	2 安全計画 特定地域型保育事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、特定地域型保育事業所ごとに当該特定地域型事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下、この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。 特定地域型保育事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。 特定地域型保育事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。 特定地域型保育事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。 3 自動車を運行する場合の所在の確認 特定地域型保育事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業所を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。 参考「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン（令和4年12月20日 送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置の仕様に関するガイドラインを検討するワーキンググループ編）	2 安全計画を策定しているか。 3 安全計画に定める研修及び訓練を定期的実施しているか 4 保護者に対し、安全計画に基づく取り組みに内容について周知しているか。 5 安全装置を用いて降車の際の所在確認を行っているか。 6 送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドラインに適合している見落とし防止装置が設置されているか。	(1) 区条例第 23 号第 7 条の 2 (1) 区条例第 23 号第 7 条の 3	(1) 安全計画を策定していない。 (1) 安全計画に定める研修及び訓練を実施していない。 (1) 保護者に対し、安全計画に基づく取り組みの内容等について周知していない。 (1) 送迎用バスに見落とし防止装置が設置されていない。 (2) 安全装置を用いて降車の際の所在確認を行っていない。	C C C C C
--	--	---	---	---	--

保

育

編

特定地域型保育事業

< 目 次 >

1. 保育の状況

(1) 保育所保育に関する基本原則……………	1
(2) 人権の尊重……………	2
(3) 養護に関する基本事項……………	2
(4) 全体的な計画の作成……………	3
(5) 指導計画……………	3
(6) 指導計画の展開……………	4
(7) 保育の内容等の評価……………	5
(8) 保育の体制……………	6
(9) 整備すべき帳簿……………	6
(10) 保護者との連携……………	7
(11) 子どもの心身の状況の把握……………	7

2. 食事の提供の状況

(1) 食育の計画……………	8
(2) 食事計画と献立業務……………	8
(3) 食事の提供……………	9
(4) 衛生管理……………	11
(5) 営業の届出等……………	12
(6) 調理業務委託……………	13
(7) 食事の外部搬入……………	13

3. 健康・安全の状況

(1) 保健計画……………	15
(2) 児童健康診断……………	15
(3) 健康状態の把握……………	15
(4) 虐待等への対応……………	15
(5) 疾病等への対応……………	16
(6) 乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防……………	16
(7) 子どもの安全確保……………	17

【凡例】以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関係法令及び通知等	略 称
1	平成 26 年 9 月 18 日条例第 23 号「東京都北区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」	区条例 23 号
2	平成 26 年 9 月 18 日規則第 38 号「東京都北区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則」	区規則 38 号
3	平成 26 年 9 月 18 日条例第 24 号「東京都北区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」	区条例 24 号
4	平成 26 年 9 月 18 日規則第 39 号「東京都北区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例施行規則」	区規則 39 号
5	昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号「児童福祉法」	児童福祉法
6	平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 117 号「保育所保育指針」	保育所保育指針
7	令和 3 年 3 月 19 日子発 0319 第 1 号「保育所等における短時間勤務の保育士の導入について」	子発 0319 第 1 号通知
8	令和 2 年 2 月 14 日子保発 0214 第 1 号「保育所における利用乳幼児がいない時間帯の保育士配置の考え方について」	子保発 0214 第 1 号通知
9	令和 7 年 3 月 21 日こ成事発第 175 号、こ支総第 50 号「児童福祉行政指導監査の実施について」	こ成事発第 175 号通知
10	平成 12 年 5 月 24 日法律第 82 号「児童虐待の防止等に関する法律」	児童虐待の防止等に関する法律
11	平成 17 年 6 月 17 日法律第 63 号「食育基本法」	食育基本法
12	平成 16 年 3 月 29 日雇児保発第 0329001 号「保育所における食を通じた子どもの健全育成（いわゆる食育）に関する取組の推進について」	雇児保発第 0329001 号通知
13	令和 3 年 4 月 1 日子保発 0401 第 2 号「第 4 次食育推進基本計画」に基づく保育所における食育の推進について	子保発 0401 第 2 号
14	令和 2 年 3 月 31 日子発 0331 第 1 号、障発 0331 第 8 号「児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について」	子発 0331 第 1 号通知
15	令和 2 年 3 月 31 日子母発 0331 第 1 号「児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について」	子母発 0331 第 1 号通知
16	令和 2 年 1 月 21 日厚生労働省告示第 10 号「食事による栄養摂取量の基準」	食事による栄養摂取量の基準
17	平成 13 年 8 月 1 日雇児総発第 36 号「児童福祉施設等における衛生管理及び食中毒予防の徹底について」	雇児総発第 36 号通知
18	平成 9 年 3 月 31 日社援施第 65 号「社会福祉施設における衛生管理について」	社援施第 65 号通知
19	昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 32 号「労働安全衛生規則」	労働安全衛生規則
20	昭和 41 年 7 月 27 日児発第 470 号「児童福祉施設等における赤痢対策の推進について」	児発第 470 号通知

北区特定地域型保育事業【保育編】

No.	関係法令及び通知等	略 称
21	昭和 39 年 8 月 1 日児発第 669 号「児童福祉施設等における衛生管理の強化について」	児発第 669 号通知
22	平成 8 年 6 月 18 日社援施第 97 号「社会福祉施設における食中毒事故発生防止の徹底について」	社援施第 97 号通知
23	平成 8 年 8 月 8 日児企第 26 号「腸管出血性大腸菌感染症の指定伝染病への指定等に伴う保育所等における対応について」	児企第 26 号通知
24	平成 14 年 8 月 2 日法律第 103 号「健康増進法」	健康増進法
25	昭和 22 年 12 月 24 日法律第 233 号「食品衛生法」	食品衛生法
26	昭和 28 年 8 月 31 日政令第 229 号「食品衛生法施行令」	食品衛生法施行令
27	昭和 23 年 7 月 13 日厚生省令第 23 号「食品衛生法施行規則」	食品衛生法施行規則
28	令和 2 年 8 月 5 日薬生食監発 0805 第 3 号「食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う集団給食施設の取り扱いについて」	薬生食監発 0805 第 3 号
29	平成 20 年 3 月 7 日雇児総発第 0307001 号、社援基発 0307001 号、障企発第 0307001 号、老計発第 0307001 号「社会福祉施設等における食品の安全確保等について」	雇児総発第 0307001 号通知
30	平成 8 年 7 月 25 日社援施第 117 号「社会福祉施設における保存食の保存期間等について」	平成 8 年社援施第 117 号通知
31	平成 10 年 2 月 18 日児発第 86 号「保育所における調理業務の委託について」	児発第 86 号通知
32	平成 22 年 6 月 1 日雇児発 0601 第 4 号「保育所における食事の提供について」	雇児発 0601 第 4 号通知
33	昭和 33 年 4 月 10 日法律第 56 号「学校保健安全法」	学校保健安全法
34	昭和 33 年 6 月 10 日政令第 174 号「学校保健安全法施行令」	学校保健安全法施行令
35	昭和 33 年 6 月 13 日文部省令第 18 号「学校保健安全法施行規則」	学校保健安全法施行規則
36	昭和 58 年 4 月 21 日児発第 284 号「保育所における嘱託歯科医の設置について」	児発第 284 号通知
37	平成 31 年 3 月 29 日東京都条例第 50 号「東京都子供への虐待防止等に関する条例」	東京都子供への虐待防止等に関する条例
38	平成 31 年 2 月 28 日子発 0228 第 2 号「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」	子発 0228 第 2 号
39	平成 31 年 2 月 28 日子発 0228 第 3 号「学校、保育所、認定子ども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」	子発 0228 第 3 号

北区特定地域型保育事業【保育編】

No.	関係法令及び通知等	略 称
40	平成 17 年 2 月 22 日雇児発第 0222001 号「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」	雇児発第 0222001 号通知
41	平成 16 年 1 月 20 日雇児発第 0120001 号、障発第 0120005 号「児童福祉施設等における衛生管理等について」	雇児発第 0120001 号通知
42	平成 30 年 10 月 12 日 30 福保子保第 3635 号「保育施設における睡眠中の事故防止及び救急対応策の徹底について（通知）」	30 福保子保第 3635 号通知
43	令和 6 年 2 月 8 日 5 福祉子保第 3004 号「保育施設における睡眠時の安全管理の徹底について（通知）」	5 福祉子保第 3004 号通知
44	昭和 46 年 7 月 31 日児発第 418 号「児童福祉施設における事故防止について」	児発第 418 号通知
45	昭和 57 年 7 月 2 日 57 福児母第 353 号「保育所における事故防止について」	都第 353 号通知
46	令和 4 年 6 月 13 日府子本第 679 号、4 幼教第 9 号、子少発 0613 第 1 号、子保発 0613 第 1 号「教育・保育施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について（通知）」	府子本第 679 号通知
47	令和 7 年 3 月 21 日こ成安第 44 号、6 教参学第 51 号「教育・保育施設等における事故の報告等について」	こ成安第 44 号通知
48	令和 7 年 3 月 31 日 6 福祉子保第 5649 号「教育・保育施設等における事故発生時等の対応について」	6 福祉子保第 5649 号通知
49	平成 13 年 6 月 15 日雇児総発第 402 号「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」	雇児総発第 402 号通知
50	令和 5 年 12 月 14 日こ成安第 143 号、5 教参学第 31 号「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」	重大事故の再発防止のための事後的な検証通知

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
1. 保育の状況					
(1) 保育所保育に関する基本原則	1. 保育所は、児童福祉法第 39 条の規定に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でないといけない。 家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業（以下、「特定地域型保育事業」という。）における保育は、養護及び教育を一体的に行うものであり、保育所保育指針に規定される保育の内容に係る基本原則を踏まえ、各施設の実情に応じて、適切に行わなければならない。 特定地域型保育事業者は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。このため、当該施設の保育は、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために「養護」「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」に関する目標を目指して行わなければならない。 当該施設は、入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、当該施設の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助に当たらなければならない。 これらの保育の目標を達成するために、保育士等は、次の事項に留意して保育しなければならない。 ① 一人一人の子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握するとともに、子どもが安心感と信頼感を持って活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めること。 ② 子どもの生活リズムを大切にし、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分に発揮できる環境を整えること。 ③ 子どもの発達について理解し、一人一人の発達過程に応じて保育すること。その際、子どもの個人差に十分配慮すること。 ④ 子ども相互の関係作りや互いに尊重する心を大切にし、集団における活動を効果あるものにするよう援助すること。 ⑤ 子どもが自発的、意欲的に関わられるような環境を構成し、子どもの主体的な活動や子ども相互の関わりを大切にすること。特に、乳幼児期にふさわしい体験が得られるように、生活や遊びを通して総合的に保育すること。	1. 保育の内容は適切か。 2. 年齢に応じた丁寧な対応をしているか。	(1) 保育所保育指針 第 1 章、第 2 章 (1) 区条例第 24 号 第 3 条、第 41 条	(1) 保育の内容が適切でない。 (2) 保育の内容が不十分である。 (1) 年齢に応じた丁寧な対応をしていない。	C B C

	⑥ 一人一人の保護者の状況やその意向を理解、受容し、それぞれの親子関係や家庭状況等に配慮しながら、様々な機会をとらえ、適切に援助すること。 特定地域型保育事業所は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に当該施設が行う保育の内容を適切に説明するよう努めなければならない。当該施設は、入所する子ども等の個人情報を適切に取り扱うとともに、保護者の苦情などに対し、その解決を図るよう努めなければならない。				
(2) 人権の尊重 ① 人格を尊重した保育	(1) 特定地域型保育事業所の職員は、子どもの最善の利益を考慮し、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない。一人一人の子どもが、自分の気持ちを安心して表すことができ、周囲から主体として受け止められ、主体として育ち、自分を肯定する気持ちが育まれるようにすること。	1. 子ども一人一人の人格を尊重した保育を行っているか。 2. 言葉づかいや子どもへの関わり方は適切か。	(1) 保育所保育指針第1章 1 (1) ア、エ (5) ア 2 (2) イ (ア) ②③ (2) 区条例第23号第5条第1項	(1) 子ども一人一人の人格を尊重した保育を行っていない。 (2) 子ども一人一人の人格を尊重した保育が不十分である。 (3) 言葉遣いや子どもへの関わり方が適切でない。	C B C
② 虐待等の禁止	(2) 特定地域型保育事業所の職員は、入所中の児童に対し次に掲げる行為、その他児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 ① 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 ② 児童にわいせつな行為をすること又は子どもにわいせつな行為をさせること。 ③ 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の子どもにより①、②又は④の行為の放置その他の施設職員としての業務を著しく怠ること。 ④ 児童に対する暴言又は拒絶的な対応、その他の子どもに著しく心理的外傷を与える言動を行うこと。	1. 児童の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。	(1) 児童福祉法第33条の10 (2) 児童虐待の防止等に関する法律第3条 (3) 保育所保育指針第1章 1 (1) ア、エ、(5)ア (4) 区条例第23号 第12条、	(1) 心身に有害な影響を与える行為をしている。	C
(3) 養護に関する基本事項	(理念) 保育における養護とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりであり、保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とするものである。保育所における保育全体を通じて、養護に関するねらい及び内容を踏まえた保育が展開されなければならない。	1. 養護の内容は適切か。	(1) 区条例第23号第25条 (2) 保育所保育指針第1章 2 (3) こ成事第175号通知別紙1-2 2(2)第1-1「保育所」(3)	(1) 養護の内容が適切でない。 (2) 養護の内容が不十分である。	C B C

(4) 全体的な計画の作成	特定地域型保育事業所は、保育所保育指針第1章1の(2)に示した保育の目標を達成するため、各事業所の保育の方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえて保育の内容が組織的・計画的に構成され、保育所の生活の全体を通して、総合的に展開されるよう、全体的な計画を作成しなければならない。 全体的な計画は、子どもや家庭の状況、地域の実態、保育時間などを考慮し、子どもの育ちに関する長期的見通しを持って、適切に作成されなければならない。 全体的な計画は、各事業所の全体像を包括的に示すものとし、これに基づく指導計画、保健計画、食育計画等を通じて、各事業所が創意工夫して保育できるよう、作成されなければならない。	1. 全体的な計画を作成しているか。 2. 全体的な計画の内容は十分か。	(1) 保育所保育指針第1章3(1) ア、イ、ウ (2) こ成事第175号通知別紙1-2 (2) 第1-1[保育所] (3)	(1) 全体的な計画を作成していない。 (2) 全体的な計画の内容が不十分である。	B
(5) 指導計画 ① 指導計画の構成	特定地域型保育事業所は、全体的な計画に基づき、具体的な保育が適切に展開されるよう、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画とそれに関連しながら、より具体的な子どもの日々の生活に即した短期的な指導計画を作成しなければならない。	1. 長期的な指導計画を作成しているか。 2. 短期的な指導計画を作成しているか。 3. 発達過程や状況を踏まえるなど、指導計画の内容は十分か。	(1) 保育所保育指針第1章3(2) ア (2) 保育所保育指針第1章3(2) ア (3) 保育所保育指針第1章3(2) ア	(1) 長期的な指導計画を作成していない。 (2) 短期的な指導計画を作成していない (3) 指導計画の内容が不十分である	C C B
② 作成上の留意点	1. 子ども一人一人の発達過程や状況を十分に踏まえるとともに次の事項に留意しなければならない。 ① 3歳未満児については、一人一人の子どもの生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的な計画を作成すること。 ② 3歳以上児について、個の成長と、子ども相互の関係や協同的な活動が促されるよう配慮すること。 ③ 異年齢で構成される組やグループでの保育においては、一人一人の子どもの生活や経験、発達過程などを把握し、適切な援助や環境構成ができるよう配慮すること。	1. 3歳未満児について、個別的な指導計画を作成しているか。 2. 個別的な指導計画の内容は十分であるか。	(1) 保育所保育指針第1章3(2) イ(ア)、(イ)(ウ) (2) 区条例第23号第30条(第25条準用)、第32条(第25条準用)、第36条(第25条準用)、第41条(第25条準用)、第46条(第25条準用)、第48条(第25条準用)	(1) 3歳未満児について、個別的な指導計画を作成していない。 (2) 個別的な指導計画の内容が不十分である。	B B
③ ねらい及び内容、環境構成	1. 指導計画においては、特定地域型保育事業所の生活における子どもの発達過程を見通し、生活の連続性、季節の変化などを考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらい及び内容を設定すること。 また、具体的なねらいが達成されるよう、子どもの生活する姿や発想を大切に適切な環境を構成し、子どもが主体的に活動できるようにする。	1. 具体的なねらい及び内容が設定されているか。 2. 具体的なねらいが達成されるよう、適切な環境を設定しているか。	(1) 保育所保育指針第1章3(2) ウ	(1) 具体的なねらい及び内容が設定されていない (2) 具体的なねらいが達成されるよう、適切な環境を設定していない。	B B
④ 生活リズムの調和	1. 1日の生活リズムや在園時間が異なる子どもが共に過ごすことを踏まえ、活動と休息、緊張感と開放感等の調和を図るよう配慮すること。	1. 生活リズムの調和を図るよう配慮しているか。	(1) 保育所保育指針第1章3(2) エ	(1) 生活リズムの調和を図るよう配慮していない。	B

⑤ 午睡の環境確保と配慮	1. 午睡は生活リズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる安全な睡眠環境を確保するとともに、在園時間が異なることや、睡眠時間は子どもの発達の状況や個人によって差があることから、一律とならないよう配慮すること。	1. 午睡等の適切な休息をとっているか。 2. 安全な睡眠環境を確保しているか 3. 一律とならないよう、眠れない子どもや、早い時間に起きてしまった子どもに対し、適切な対応をしているか。	(1) 保育所保育指針第1章2(2)ア(イ)④ 第1章2(2)イ(イ)④ 第1章3(2)オ	(1) 午睡等の適切な休息を全くとっていない。 (2) 安全な睡眠環境を確保していない。 (3) 一律とならないよう適切な対応をしていない。	C B B
⑥ 長時間にわたる保育	1. 長時間にわたる保育については、子どもの発達過程、生活のリズム及び心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置づけること。 (例) 0歳児をベビーラックで眠りにつけた後、そのままベビーラックに放置している場合、子どもの身体の束縛に当たりかねない。	1. 長時間にわたる保育について、保育の内容等を指導計画に位置づけ、適切に対応しているか。 2. 子どもがゆったりとくつろげる環境や、負担なく落ち着いて過ごせるような配慮をしているか。	(1) 保育所保育指針第1章3(2)カ	(1) 長時間にわたる保育について、指導計画への位置づけ、対応が不十分である。 (2) 子どもがゆったりとくつろげる環境や、負担なく落ち着いて過ごせるような配慮がされていない。	B B
⑦ 障害のある子どもの保育	1. 障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置づけること。また、子どもの状況に応じた保育を実施する観点から、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図ること。 保育の展開に当たっては、その子どもの発達の状況や日々の状態により、指導計画にとらわれず柔軟に保育し、職員の連絡体制の中で個別の関わりが十分に行えるようにすること。 家庭との連携を密にしながら、保護者との相互理解を図り適切に対応すること。 専門機関との連携を図り、必要に応じて助言等を得ること。	1. 障害のある子どもの保育について、発達過程や障害の状態を把握し、指導計画の中に位置づけ、適切に対応しているか。 2. 専門機関と連携を図っているか	(1) 保育所保育指針第1章3(2)キ 第3章2(2)ウ 第4章2(2)イ	(1) 障害のある子どもの保育について、指導計画への位置づけ、対応が不十分である。 (2) 障害のある子どもの保育について、家庭や専門機関との連携が不十分である。	B B
(6) 指導計画の展開	1. 指導計画に基づく保育の実施に当たっては、次の事項に留意しなければならない。 ① 施設長・保育士などすべての職員による適切な役割分担と協力体制を整えること。 ② 子どもが行う具体的な活動は、生活の中で様々に変化することに留意して、子どもが望ましい方向に向かって自ら活動を展開できるよう必要な援助を行うこと。	1. 指導計画に基づく保育が十分であるか。	(1) 保育所保育指針第1章3(3)イ(ア)、(イ)、(ウ)	(1) 指導計画に基づく保育が不十分である。 (2) 職員による役割分担と協力体制が不十分である。	B B

	③ 子どもの主体的な活動を促すためには、保育士等が多様な関わりを持つことが重要であることを踏まえ、子どもの情緒の安定や発達に必要な豊かな体験が得られるよう援助すること。 2. 保育士等は、子どもの実態や子どもを取り巻く状況の変化などに即して保育の過程を記録するとともに、これらを踏まえ指導計画に基づく保育の内容の見直しを行い、改善を図ること。 3. 保育日誌は、保育の過程（全体的な計画・指導計画に基づく保育集団の状況）の記録である。保育の実践を正確に把握し、指導計画に基づく保育の内容の見直し等を行うための重要な記録簿である。 また、特に心身の発育・発達が顕著な乳児等の個人別記録は、一人一人の子どもの生育歴、心身の発達、活動の実態等に即した個別的な指導計画を作成するための重要な資料である。 なお、合同保育を行っている場合には合同保育日誌の作成が必要である。	2. 指導計画に基づく保育の内容の見直しを行い、改善を図っているか。 3. 保育日誌を作成しているか。 4. 保育日誌の記録は十分か。	(1) 保育所保育指針第1章 3 (3) エ、(5) イ (1) 保育所保育指針第1章 3 (3) エ (2) 区条例第23号第19条 (3) 区規則39号第18条	(1) 指導計画に基づく保育の内容の見直し、改善が不十分である。 (1) 保育日誌を作成していない。 (2) 保育日誌の記録が不十分である。	B C B
(7) 保育の内容等の評価	1. 保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して自らの保育実践を振り返り、自己評価することで、その専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならない。 保育士等による自己評価に当たっては、次の事項に留意しなければならない。 ① 保育士等による自己評価に当たっては子どもの活動内容やその結果だけでなく、子どもの心の育ちや意欲、取り組む過程などにも十分配慮すること。 ② 保育士等は、自己評価における自らの保育実践の振り返りや職員相互の話し合い等を通じて、専門性の向上及び保育の質の向上のための課題を明確にするとともに、施設全体の保育の内容に関する認識を深めること。 2. 特定地域型保育事業所は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。特定地域型保育事業所の自己評価は、保育の計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえて行い、結果を公表するよう努めなければならない。 当該施設の自己評価を行うに当たっては、地域の実情や施設の実態に即して、適切に評価の観点や項目等を設定し、全職員による共通理解を持って取り組むよう留意すること。 3. 特定地域型保育事業所は評価の結果を踏まえ、当該施設の保育の内	1. 保育士等の自己評価を行い、専門性の向上や保育実践の改善を行っているか。 2. 特定地域型保育事業所の自己評価を行い、公表しているか。 3. 評価の内容を踏まえ、保育	(1) 保育所保育指針第1章 3 (4) ア、(5) (1) 区条例第23号 第5条第3項、第4項 (2) 保育所保育指針 第1章 3 (4) イ、(5) 第5章 1 (2)	(1) 保育士等の自己評価を行わず、専門性の向上や保育実践の改善を行っていない。 (1) 特定地域型保育事業所の自己評価を行っていない。 (2) 特定地域型保育事業所の自己評価を公表していない。 (3) 評価を踏まえ保育の内容等の	B C C B

	容等の改善を図ること。 参考：保育所における自己評価ガイドライン（令和２年３月厚生労働省）	の内容等の改善を図っているか。		改善を図っていない。	
(8) 保育の体制 ① 保育時間、開所時間及び開所日数	1. 特定地域型保育事業所は、保育を必要とする子どもを日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設であり、理由なく休所することは許されない。保育を必要とする子どもがいるにもかかわらず、保育時間（原則１日８時間）を短縮し、個別的な配慮をすることなく一斉に降園させることも認められない。また、家庭保育を依頼することも適切ではない。 休所又は一部休所（施設としては開所しているが、一部の子どもを休ませている場合をいう）の理由とは、 (1) 感染症の疾患 (2) 非常災害の発生 (3) 「警戒宣言」の発令などである。	1. 保育時間、開所・閉所時間、開所日数が適切に設けられているか	(1) 区条例第 23 号 第 30 条（第 24 条準用）、第 32 条（第 24 条準用）、第 36 条（第 24 条準用）、第 41 条（第 24 条準用）、第 46 条（第 24 条準用）、第 48 条（第 24 条準用） (2) 区規則第 38 号第 11 条 (3) こ成事第 175 号通知 別紙 1－2（2）第 1－1[保育所]（1）	(1) 施設の都合で保育時間を短縮している。 (2) 保育時間を定めるに当たって保護者の労働時間等を考慮していない。 (3) 全部又は一部休所している。 (4) 家庭保育を依頼している。	C C C B
② 保育士の配置	保育に直接従事する職員は、児童の定員及び入所児童数のそれぞれについて、区規則第 38 号に定める計算式により算出し、いずれか多い方の員数とする。ただし、当該施設の開所時間を通じて常時 2 人を下回ってはならない。（児童がいない場合は、子保発 0214 第 1 号通知参照） なお、現に登園している児童数に対する必要保育士の数が 1 名であり、かつ、常勤の保育士に加え、区長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認められる者を配置している場合を除く。（小規模保育事業 A 型及び事業所内保育事業のみ） 常勤の保育士（児童福祉法第 18 条の 18 第 1 項の登録を受けた者又は雇児発 0218 第 2 号通知に定める者に限る。）が各組や各グループに 1 人以上（乳児を含む組又はグループにかかる区条例上の保育士定数が 2 人以上の場合は、2 人以上）配置されていること。	1. 保育士を適正に配置しているか。 2. 常勤の保育士が各組や各グループに 1 人以上配置されているか。	(1) 区規則第 38 号 第 13 条、第 15 条、第 18 条、第 28 条、第 31 条 (2) 区規則第 38 号付則第 5 条 (3) 子保発 0214 第 1 号通知 (1) 子保発 0214 第 1 号通知 (2) 子発 0319 第 1 号通知	(1) 保育士を常時 2 人以上配置していない。 (2) その他不適正な事項がある。 (1) 常勤の保育士を各組や各グループに 1 名（場合により 2 名）以上配置していない。 (2) 組又はグループ編成が適切に行われていない。	C C C C
(9) 整備すべき帳簿	1. 児童出欠簿（出席簿）は、入退所の状況又は各種報告の基礎になるものであり、すべての子どもについて毎日正確に記録し、また、常に保管場所を明らかにしておく必要がある。 2. 児童票には、個々の子どもの状況を把握するものとして、保育経過記録と、保育上必要な最低限の家庭の状況等の参考記録が必要である。	1. 児童出欠簿を作成しているか。 2. 欠席の理由を把握しているか。 3. 児童票を作成しているか。	(1) 区条例第 23 号第 19 条 (1) 区条例第 23 号第 19 条 (1) 区条例第 23 号第 19 条 (2) 保育所保育指針 第 1 章 3（3）エ	(1) 児童出欠簿を作成していない。 (2) 児童出欠簿の記録が不十分である。 (1) 欠席理由を把握していない。 (1) 児童票を作成していない。 (2) 児童票の記録が不十分である。	C B B C B

(10) 保護者との連携	特定地域型保育事業者は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連携をとるとともに保育の内容等につき、当該保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。 日常の保育に関連した様々な機会を活用し子供の日々の様子の伝達や収集、保育の意図の説明などを通じて、保護者との相互理解を図るよう努めること。 そのための手段や機会として、3歳児未満児については連絡帳を活用する等、年齢や発達状況に応じて内容や実施方法を工夫することが望まれる。	1. 保護者との連絡は十分か。 2. 緊急時の連絡先を把握しているか。 3. 保管場所・保管方法に留意しているか。	(1) 保育所保育指針 第1章2(2)ア、イ、第2章1(3)、4(3)、第3章1(1)、(3) 第4章2(1)ア (2) 区条例第23号 第30条(第26条準用)、第32条(同)、第36条(同)、第41条(同)、第46条(同)、第48条(同) (3) こ成事第175号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](3) (4) 区条例第23号第20条	(1) 保護者との連絡体制ができていない。 (2) 保護者との連絡が不十分である。 (1) 緊急時の連絡先の把握が不十分である。 (2) 保管場所・保管方法に留意していない。	C B B B
(11) 子どもの心身の状況の把握	1. 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。	1. 子どもの心身の状況の把握に努めているか。	(1) 区条例第24号第41条	(1) 子どもの心身の状況の把握に努めていない。	B
2.食事の提供の状況					
2.食事の提供の状況	子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を取得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。 特定地域型保育事業所における食育は、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを目標としており、子どもが生活と遊びの中で、意欲を持って食に関わる体験を積み重ね、食を楽しむ、食事を楽しみ合う子どもに成長していくことを期待するものである。 日々提供される食事について、食事内容や食事環境に十分配慮すること。また、子どもや保護者等に対する献立の提示等食に関する情報の提供や、食事づくり等食に関する体験の機会の提供を行うとともに、「食育」の実践に努めること。 子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や食の循環・環境への意識、調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりや、調理室など食に関わる保育環境に配慮すること。 ゆとりある時間と、採光や安全性の高い食事の空間を確保し、温かい雰囲気になるよう配慮すること。テーブル、椅子、食器や食具の材質や形などは子どもの発達に応じて選択し、食べる場に温かみを感じることができるよう配慮すること。		(1) 区規則第38号第5条 (2) 保育所保育指針第3章2 (3) 子発0331第1号通知 (4) 食育基本法 (5) 雇児保発第0329001号通知		

	参考「保育所における食事の提供ガイドライン」、「楽しく食べる子どもに～保育所における食育に関する指針～」(厚生労働省) 【食育の目標】 ① お腹がすくリズムを持てる子ども ② 食べたい物、好きな物が増える子ども ③ 一緒に食べたい人がある子ども ④ 食事づくり・準備に関わる子ども ⑤ 食べ物を話題にする子ども				
(1) 食育の計画	乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育の計画を全体的な計画に基づいて作成し、その評価及び改善に努めること。 作成に当たっては、柔軟で発展的なものとなるように留意し、同時に、各年齢を通して一貫性のあるものとする必要がある。 食育の計画を踏まえて実践が適切に進められているかどうかを把握し、次の食育の資料とするため、その経過や結果を記録し自己の食育実践を評価し、改善するように努めることが必要である。	1. 食事の提供を含む食育の計画を全体的な計画に基づいて作成しているか。 2. イベント時だけでなく、日頃より食育に携われるよう検討されているか。	(1) 区規則第 38 号第 5 条 (2) 保育所保育指針 第 3 章 2 (1) ウ (3) 雇児保発第 0329001 号通知 (4) 子保発 0401 第 2 号通知	(1) 食事の提供を含む食育の計画を全体的な計画に基づいて作成していない。 (1) 日頃より食育に携われるよう検討されていない。	B B
(2) 食事計画と献立業務 ① 食事計画	1. 食事の提供に当たっては、子どもの発育、発達状況、栄養状態、生活状況等について把握し、提供する食事の量と質についての計画（以下「食事計画」という。）を立てること。食事計画について、「食事による栄養摂取量の基準」を活用する場合には、当該施設や子どもの特性に応じた適切な活用を図ること。 2. 子どもの性、年齢、発育・発達状況、栄養状態、生活状況等を把握・評価し、提供することが適当なエネルギー及び栄養素の量（以下「給与栄養量」という。）の目標を設定するよう努めること。 昼食など 1 日のうち特定の食事を提供する場合には、対象となる子どもの生活状況や栄養摂取状況を把握、評価した上で、1 日全体の食事に占める特定の食事から摂取されることが適当とされる給与栄養量の割合を勘案し、その目標を設定するよう努めること。 3. 献立作成、調理、盛りつけ・配膳、喫食等各場面を通して関係する職員が多岐にわたることから、定期的に施設長を含む関係職員による情報の共有を図るとともに、常に施設全体で、食事計画・評価を通して食事の提供に係る業務の改善に努めること。	1. 食事による栄養摂取量の基準を活用した食事計画を策定しているか。 2. 給与栄養量の目標を設定しているか。 3. 定期的に施設長を含む関係職員が参加のうえ、給食（献立）会議等による情報の共有を図っているか。	(1) 区規則第 38 号 第 5 条第 3 項、第 4 項 (2) 子発 0331 第 1 号通知 (3) 子母発 0331 第 1 号通知 (4) 食事による栄養摂取量の基準	(1) 食事による栄養摂取量の基準を活用した食事計画を策定していない。 (1) 給与栄養量の目標を設定していない。 (1) 定期的に施設長を含む関係職員参加の上、給食（献立）会議による情報の共有を図っていない。	B B B
② 献立の作成	当該施設において、児童に食事を提供するに当たっては、食品の種類及び調理方法について栄養並びに児童の身体的状況及び嗜好を考慮するとともに、可能な限り変化に富み、児童の健全な発育に必要な栄養量を含有する献立によらなければならない。	1. 献立表を適切に作成しているか。	(1) 区規則第 38 号 第 5 条第 3 項、第 5 項 (2) 子発 0331 第 1 号通知 (3) 子母発 0331 第 1 号通知	(1) 献立表を作成していない。 (2) 予定献立の記載が不十分である。 (3) 責任者の関与がない。	C B B

③ 給食材料の用意、保管	献立作成に当たっては、子どもの食に関する嗜好や体験が広がりかつ深まるよう、季節感や地域性等を考慮し、品質が良く、多様な食品や料理の組み合わせにも配慮すべきであり、簡易な食事の提供は認められない。簡易な食事の提供とは、米飯の外注・既製品の多用・副食の一部外注のほか、パンと牛乳・カップラーメンなどの調理の手間を省いている食事という。 献立作成に当たっては、子どもの咀嚼や嚥下機能、食具使用の発達状況等を観察し、その発達を促すことができるよう、食品の種類や調理方法に配慮すること。 ＜例示＞ ● 3歳未満、3歳以上児の区分がある。 ● 2週間周期以上の献立となっている。 ● 誕生会、行事食等が盛り込まれている。 ● 四季に応じた食品が使用されている。 献立表で計画されたメニューを可能な限り正確に実施するには、日々食数を把握し、必要量を購入することになる。そして、食品購入（の手続き）受払等は、適切に管理、把握しなければならない。給食規模の大小にかかわらず、発注・払出は伝票等により把握すること。 原料食品の購入に当たっては、品質、鮮度、汚染状態等に留意する等検収を確実に実施し、事故発生の防止に努めること。	2. 旬の食材、季節等を考慮し、品質が良く幅広い種類の食材を取り入れるようにしているか。 1. 給食材料を適切に用意、保管しているか。 2. 予定献立に沿った発注がされているか。	(1) 区規則第38号 第5条第3項、第5項 (2) こ成事第175号通知別紙1ー2 (2) 第2[共通事項] (3) (3) 雇児総発第36号通知 (4) 社援施第65号通知 (5) 社援施第97号通知	(4) 簡易な食事の提供の回数が著しく多い、又は継続している。 (5) 献立が季節感などを考慮した変化に富む内容になっていない。 (6) 既製品（インスタント食品・市販の調理済み製品等）の使用が随所にみられる。 (7) おやつが甘味品・菓子類に偏っている。 (1) 正当な理由なく献立に従って食品を購入していない。 (2) 数量に大幅な違いがみられる。 (3) 発注書・納品書がない、又は不十分である。 (4) 発注に当たって責任者の関与がない。 (5) 食品材料の検収を全く行っていない。 (6) 在庫食品の受払を把握していない、又は不十分である。	C B B B C C B B C B
(3) 食事の提供 ① 献立に基づく提供 ② 子どもの状況に応じた配慮	調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。 1. 一人一人の子どもの生活リズム、発達過程、保育時間などに応じて、活動内容のバランスや調和を図りながら、適切な食事がとれるようにすること。 体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協	1. あらかじめ作成された献立に従って食事を提供しているか。 2. 食事の提供に関する記録（給食日誌、実施献立等）を作成しているか。 1. 児童の状況に応じた配慮をしているか。	(1) 区規則第38号 第5条第5項 (1) こ成事第175号通知別紙1ー2 (2) 第2[共通事項] (4) (1) 区規則第38号 第5条第4項 (2) 保育所保育指針 第1章2 (2) イ (イ) ④	(1) 正当な理由なく、献立に従って食事を提供していない。 (1) 食事の提供に関する記録を作成していない。 (2) 実施献立の記載内容が不十分である。 (1) 児童の状況に応じた配慮を行っていない。 (2) 児童の状況に応じた配慮が不十分である。	C C B C B

	力の下に適切に対応すること。栄養士が配置されている場合は、その専門性を生かした対応を図ること。 2. 「食事による栄養摂取量の基準」は、乳児、1～2歳児、3～5歳児の各段階で給与栄養目標量を定めているが、3歳未満児は食品の種類・調理方法に児童の身体的状況及び発達段階での咀嚼力向上について考慮する必要がある。 乳児の食事は、職員間で連携を図り、一人一人の状態に応じて丁寧に行うこと。授乳・離乳食（初期・中期・後期・完了期）の時期に応じた進め方を目安とする。栄養士及び看護師等が配置されている場合は、その専門性を生かした対応を図ること。 3歳未満児の食事は、一人一人の状態に応じ、落ち着いた雰囲気の中で行うようにし、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重すること。 参考「授乳・離乳の支援ガイド」（厚生労働省） 3. 子どもの健康と安全の向上に資する観点から、子どもの食物アレルギー等に配慮した食事の提供を行うとともに、食物アレルギー対策に取り組み、食物アレルギーを有する子どもの生活がより一層、安心・安全なものとなるよう誤配及び誤食等の発生予防に努めること。 子ども自身が自分の食物アレルギーの状況を自覚し、食物アレルギーを有していることを自身の言葉で伝えることが困難であることなども踏まえ、生活管理指導表等を活用するなどして、状況を把握するとともに、平素より危機管理体制を構築しておくこと。 参考「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（厚生労働省）、「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」、「保育園・幼稚園・学校における食物アレルギー日常生活・緊急時対応ガイドブック」（東京都福祉保健局）	2. 3歳未満児に対する配慮をしているか。 3. 食物アレルギーに配慮した食事の提供を行っているか。 4. 食物アレルギー対応マニュアルが作成されているか。 ① 誤食を防ぐ対応 ② 医療的な対応 ③ 食器等における対応 ④ 食材を扱う際の対応	第3章2(2)ウ (1) こ成事第175号通知別紙1ー2(2)第2[共通事項](5) (2) 保育所保育指針 第2章1(2)ア(イ)①③ 第2章1(2)ア(ウ)② 第2章1(3)ウ 第2章2(2)ア(イ)②④ 第2章2(2)ア(ウ)②④ (3) 子発0331第1号通知 (4) 食事による栄養摂取量の基準 (1) 保育所保育指針 第2章1(2)ア(ウ)② 第2章2(2)ア(ウ)② 第3章1(3)ウ 第3章2(2)ウ (2) 子発0331第1号通知	(1) 乳児及び1歳以上3歳未満児に対する配慮を行っていない。 (2) 乳児及び1歳以上3歳未満児に対する配慮が不十分である。 (1) 食物アレルギーへの対応を適切に行っていない。 (2) 食物アレルギーへの対応が不十分である。 (3) 食物アレルギー対応マニュアルがない (4) 食物アレルギー対応マニュアルが不十分である。	C B C B
③ 食事の中止等	食事は主食、副食及び間食を毎日提供する必要がある。理由なく、園外保育や愛情弁当と称して、保護者全員の同意が得られないまま食事を提供しないことは、一種の保護者負担を強要することである。 なお、食事の中止等の理由とは、 (1) 感染症の発生に伴う保健所の指示 (2) 調理室の改築・修繕等 (3) 非常災害等で給食することが不可能などである。	1. 施設の都合で食事を中止していないか。	(1) 区規則第38号第5条第5項、第6項 (2) 保育所保育指針 第1章2(2)イ(イ)④ 第2章3(2)ア(イ)⑤ (3) 子母発0331第1号通知	(1) 施設の都合で食事の提供を中止している。 (2) 間食を提供していない。 (3) その他不適正な事項がある。	C B B

(4) 衛生管理 ① 検便	食事の提供で最も留意しなければならないことは、衛生上の安全対策であり、調理や調乳を行う者については、施設における衛生管理及び食中毒予防を徹底しなければならない。特に、赤痢、サルモネラや O-157 等の感染症・食中毒の予防は極めて重要であり、調理従事者及び調乳担当者については、月 1 回以上の検便を実施すること。また、雇入れの際及び調理又は調乳業務への配置換えの際の検便を適切に実施し、検便結果を確認した上で調理又は調乳業務に従事させること。 検便検査には、腸管出血性大腸菌の検査を含めること。また、10 月から 3 月には月 1 回以上又は必要に応じノロウイルスの検査を含めることが望ましい。	1. 調理従事者及び調乳担当者の検便を、適切に行っているか。 2. 検便の検査結果を適切に保管しているか。	(1) 食品衛生法第 51 条、第 68 条 (2) 食品衛生法施行規則第 66 条の 2、別表 17 (3) 薬生食監発 0805 第 3 号通知 (4) 区規則第 38 号第 4 条第 3 項 (5) 雇児総発第 36 号通知 (6) 社援施第 65 号通知 (7) 社援施第 97 号通知 (8) 児発第 470 号通知 (9) 雇児発第 0120001 号通知 (10) 労働安全衛生規則第 47 条、第 51 条	(1) 調理従事者及び調乳担当者の検便を適切に行っていない。 (2) その他不十分な事項がある。(検査項目不足等) (3) 検査結果を適切に保管していない。	C B C
② 調理従事者の健康チェック及び調理室等の点検	調理従事者及び調乳担当者は、食品衛生上必要な健康状態の把握に留意し、下痢、嘔吐、発熱などの症状があった時、手指等に化膿創があった時は調理作業に従事しないこと。下痢又は嘔吐等の症状がある調理従事者及び調乳担当者については、直ちに医療機関を受診し、感染性疾患の有無を確認すること。 調理室、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め衛生上必要な措置を講じること。 施設長等の責任者は、調理従事者及び調乳担当者の健康状態及び調理室等の衛生管理の点検作業を行わせるとともに、そのつど点検結果を報告させ、適切に点検が行われたことを確認するとともに記録を保管すること。	1. 調理従事者及び調乳担当者の健康チェックを毎日行い、記録しているか。 2. 調理室、食材等の衛生管理は適切か。	(1) 食品衛生法第 51 条、第 68 条 (2) 食品衛生法施行規則第 66 条の 2、第 66 条の 3、別表 17、別表 18 (3) 食品衛生法施行令第 34 条の 2 (4) 薬生食監発 0805 第 3 号通知 (5) 雇児総発第 36 号通知 (6) 社援施第 65 号通知	(1) 調理従事者及び調乳担当者の健康チェックを行っていない。(下痢、嘔吐、発熱、手指等の化膿創等) (2) 調理従事者・調乳担当者の健康チェックが不十分である。	C B
③ 食中毒事故対策	1. 食中毒事故の発生防止については、新鮮な食品の入手、適温管理をはじめ、特に調理、盛りつけ時の衛生（なま物はなるべく避け、加熱を十分行う、盛りつけは手で行わない等）には十分留意すること。また、調理後はなるべく速やかに喫食させるようにし、やむを得ない場合は冷蔵保存等に努めること。	1. 食中毒事故の発生予防を行っているか。	(1) 食品衛生法第 51 条、第 68 条 (2) 食品衛生法施行規則第 66 条の 2、第 66 条の 3、別表 17、別表 18 (3) 食品衛生法施行令	(1) 食中毒事故の発生予防を行っていない。 (2) 食中毒事故の発生予防が不十分である。	C B

	食中毒の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つこと。 施設内外の適切な環境の維持及び向上に努めるとともに、子ども及び全職員が、清潔を保つようにすること、また、職員は衛生知識の向上に努めること。		第 34 条の 2 (4) 薬生食監発 0805 第 3 号通知 (5) 区規則第 38 号第 4 条第 3 項 (6) 保育所保育指針第 3 章 3 (1) (7) 社援施第 97 号通知 (8) 雇児発第 0120001 号通知 (9) こ成事第 175 号通知別紙 1ー2 (2) 第 2[共通事項] (6)		
	2. 検食を食事提供前に行い、異味、異臭その他の異常が感じられる場合には、直ちに食事の提供を中止するなどの措置を講ずること。	2. 検食を適切に行っているか。	(1) 雇児総発第 0307001 号通知	(1) 検食を行っていない。 (2) 検食の実施方法が不十分である。 (3) 検食の記録を作成していない。	C B C
	3. 万一、食中毒事故が発生した場合、あるいはその疑いが生じた場合には医師の診察を受けるとともに、速やかに最寄りの保健所に連絡を取り指示を仰ぐなどの措置を取り、事故の拡大を最小限にとどめるように徹底すること。	3. 食中毒事故が発生した場合の事後対策がとられているか。	(1) 保育所保育指針第 3 章 3 (1) (2) 社援施第 97 号通知 (3) 雇児発第 0222001 号通知 (4) 児企第 26 号通知	(1) 食中毒事故が発生した場合の事後対策がとられていない。 (2) 食中毒事故が発生した場合の事後対策が不十分である。	C B
	4. 食中毒事故の原因究明のため、検査用保存食を保存する場合には、原材料及び調理済み食品を食品ごとに 50 グラム程度ずつ清潔容器（ビニール袋等）に密封して入れ、－20℃以下で 2 週間以上保存すること。原材料は、特に洗浄、殺菌等を行わず、購入した状態で保存すること。	4. 検査用保存食を保存しているか。	(1) 平成 8 年社援施第 117 号通知 (2) 社援施第 65 号通知 (3) 雇児総発第 36 号通知		
(5) 営業の届出 (集団給食施設) ① 営業の届出 (集団給食施設) ② 食品衛生責任者の選任	集団給食施設の設置者又は管理者は、食品衛生責任者を定めること。食品衛生責任者には、医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、栄養士等のほか、都道府県知事が行う講習会又は都道府県が適正と認める講習会を受講した者を当てることが可能。 (令和 2 年 8 月 5 日薬生食監発 0805 第 3 号)『三 少数特定のものを対象とする給食施設について』1 回の提供食数が 20 食程度未満の給食施設については、HACCP に沿った衛生管理、食品衛生責任者の選任及び営業の届出の規定は適用されないこと。その場合であっても（中略）自主的な衛生管理の徹底及び向上に努められたいこと。	1. 営業の届出（給食開始届）をしているか。 2. 食品衛生責任者を選任しているか。	(1) 食品衛生法第 57 条、第 68 条 (2) 食品衛生法施行規則 第 70 条の 2 (3) 薬生食監発 0805 第 3 号通知 (1) 食品衛生法施行規則 第 66 条の 2、別表 17 (2) 薬生食監発 0805 第 3 号通知		

(6) 調理業務委託	調理業務については、特定地域型保育事業所が責任を持って行えるよう施設の職員により行われることが原則であり、望ましい。 しかしながら、当該施設の管理者が業務上必要な注意を果たし得るような体制及び契約内容により、当該施設職員による調理と同様な食事の質が確保される場合には、保育内容の確保につながるよう十分配慮しつつ、当該業務を第三者に委託することは差し支えない。 調理業務を委託する場合は、当該施設や保健所、区の栄養士により、献立等について栄養面での指導を受けられるような体制にあるなど栄養面での配慮をするほか、児発第 86 号通知を順守すること。 また、契約内容、当該施設と受託業者との業務分担及び経費負担を明確にした契約書を取り交わすこと。契約書には、以下の事項を含めること。 ① 受託業者に対して、当該施設側から必要な資料の提出を求めることができること。 ② 受託業者が契約書で定めた事項を誠実に履行しないと当該施設が認めたとき、その他受託業者が適正な給食を確保する上で支障となる行為を行ったときは、契約期間中であっても当該施設側において契約を解除できること。 ③ 受託業者の労働争議その他の事情により、受託業務の遂行が困難となった場合の業務の代行保証に関すること。 ④ 受託業者の責任で法定伝染病又は食中毒等の事故が発生した場合及び契約に定める義務を履行しないため当該施設に損害を与えた場合は、受託業者は当該施設に対し損害賠償を行うこと。 ⑤ 当該施設における給食の趣旨を十分認識し、適正な給食材料を使用するとともに所要の栄養量が確保される調理を行うものであること。 ⑥ 調理業務に従事する者の大半は、当該業務について相当の経験を有するものであること。 ⑦ 調理業務従事者に対して、定期的に、衛生面及び技術面の教育又は訓練を実施するものであること。 ⑧ 調理業務従事者に対して、定期的に、健康診断及び検便を実施するものであること。	(1) 調理業務を委託している場合に、適切に行っているか。	(1) 児発第 86 号通知 (2) こ成事第 175 号通知 別紙 1-2 (2) 第 2[共通事項] (7) (3) 区規則 38 号第 1 章第 5 条	(1) 調理業務の委託契約書を作成していない。 (2) 調理業務委託契約書に必要な事項が盛り込んでいない。 (3) 食事の質が確保されていない。 (4) 特定地域型保育事業所内の調理室を使用して調理していない。 (5) 栄養面の配慮がされていない。 (6) その他児発第 86 号通知に違反している事項がある。	C C C C C C
(7) 食事の外部搬入	食事は自園調理を原則とするが、以下の要件を満たす特定地域型保育事業者は、当該特定地域型保育事業所の利用乳幼児に対する食事の提供について、以下に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し、当該特定地域型保育事業所に搬入する方法により行うことができる。	(1) 食事を外部搬入により提供している場合に、適切に行っているか。	(1) 区規則第 38 号第 5 条 (2) 区規則第 38 号第 6 条 (3) 雇児発 0601 第 4 号通知	(1) 適切に提供を行っていない。 (2) 規則で定める基準を満たさずに、提供する食事を当該施設外で調理し、搬入している。	C C

	この場合において、当該特定地域型保育事業者は、食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該特定地域型保育事業所において行うことが必要な調理のための加熱保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 ＜要件＞ ① 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該特定地域型保育事業者にあり、その管理者が衛生面、栄養面等の業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。 ② 当該特定地域型保育事業所又はその他の施設、保健所、区等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制になる等、栄養士による必要な配慮が行われていること。 ③ 調理業務の受託者を、当該特定地域型保育事業者による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。 ④ 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。 ⑤ 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。 ＜搬入施設＞ ① 連携施設 ② 当該特定地域型保育事業者と近接した同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等 ③ 保育園などに食事の搬入を行っており、0～2歳児にアレルギー対応等の配慮を行うことができると市区町村が認める事業者				
3. 健康・安全の状況					
3.健康・安全の状況	特定地域型保育事業所において、子どもの健康及び安全は、子どもの生命の保持と健やかな生活の基本であり、一人一人の子どもの健康の保持及び増進並びに安全の確保とともに、特定地域型保育事業所の子どもの集団全体における健康及び安全の確保に努めることが重要となる。 また、子どもが自らの体や健康に関心を持ち、心身の機能を高めていくことが大切である。		(1) 保育所保育指針第3章		

(1) 保健計画	子どもの健康に関する保健計画を全体的な計画に基づいて作成し、全職員がそのねらいや内容を明確にしなが、一人一人の子どもの健康の保持及び増進に努めていくこと。	(1) 保健計画を作成し、一人一人の子どもの健康の保持及び増進に努めているか。	(1) 保育所保育指針第3章1(2)ア	(1) 保健計画を作成し、一人一人の子どもの健康の保持及び増進に努めていない。	B
(2) 児童健康診断	特定地域型保育事業所の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。 子どもの心身の健康状態や疾病等の把握のために、嘱託医等により定期的に健康診断を行い、その結果を記録し、活用するとともに、保護者に連絡し、保護者が子どもの状態を理解し、日常生活に活用できるようにすること。	(1) 健康診断を適切に行っているか。 (2) 健康診断の記録を作成しているか。 (3) 保護者と健康診断結果について連絡をとっているか。	(1) 区規則第38号第7条第2項 (2) 学校保健安全法第11条、第13条、第17条 (3) 学校保健安全法施行令 (4) 学校保健安全法施行規則 (5) 保育所保育指針第3章1(2)イ (6) 児発第284号通知 (1) 区規則第38号第7条第4項 区条例第23号第26条 (2) 保育所保育指針第3章1(2)イ	(1) 入所時の健康診断を行っていない。 (2) 健康診断を年2回以上行っていない。 (3) 実施時期・方法等が不適切である (1) 児童健康診断の実施状況とその結果を記録していない。 (2) 健康診断記録が不十分である。 (1) 保護者と連絡をとっていない。 (2) 保護者との連絡が不十分である。	C C B C B C B
(3) 健康状態の把握	1. 一人一人の子どもの平常の健康状態や発育及び発達状態を的確に把握し、異常を感じる場合は、速やかに適切に対応すること。 保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの状態を観察し、何らかの疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合には、保護者に連絡するとともに、嘱託医と相談するなど適切な対応を図ること。 2. 子どもの心身の状態に応じて保育するために、子どもの健康状態並びに発育及び発達状態について、定期的、継続的に、また、必要に応じて随時把握すること。	(1) 日々の健康状態を観察しているか。 (2) 必要に応じ、保護者に連絡をしているか。 (3) 身長、体重等の測定を定期的に行っているか。	(1) 保育所保育指針第1章2(2)ア(イ)① 第3章1(1)イ (1) 区条例第23号第26条 (2) 保育所保育指針第3章1(1)イ (1) 保育所保育指針第3章1(1)ア	(1) 日々の健康状態を観察していない。 (2) 日々の健康状態の観察が不十分である。 (1) 保護者と連絡をとっていない。 (2) 保護者との連絡が不十分である。 (1) 身長、体重等の測定を定期的に行っていない。	C B C B B
(4) 虐待等への対応	子どもの心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、区や関係機関（嘱託医、児童相談所、福祉事務所、児童委員、保健所等）と連携し、児童福祉法第25条に基づき適切な対応を図ること。 また、虐待が疑われる場合には、速やかに子ども家庭支援センター又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。	(1) 児童虐待の早期発見のために子どもの心身の状態等を観察しているか。 (2) 虐待が疑われる場合や不適切な養育の兆候が見られる場合に、適切に対応しているか。	(1) 区条例第24号第41条 (2) 児童虐待の防止等に関する法律第5条、第6条 (3) 児童福祉法第25条 (4) 保育所保育指針第3章1(1)ウ、第4章2(3)イ (5) 東京都子供への虐待防止等に関する条例第7条 (6) 子発0228第2号 (7) 子発0228第3号	(1) 児童虐待の早期発見に努めていない。 (1) 適切に対応していない。 (2) 関係機関との連携が図られていない。	C C C

(5) 疾病等への対応 ① 体調不良・傷害 ② 感染症	保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。 感染症やその他の疾病の発生予防に努め、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに訓練を実施するよう努めなければならない。 最も重要な対策は手洗い等により手指を清潔に保つことである。適切な手洗いの手順に沿って、丁寧に手洗いすることが接触感染対策の基本であり、そのためには、全ての職員が正しい手洗いの方法を身につけ、常の実施する必要がある。 子どもの年齢に応じて、手洗いの介助を行うことや適切な手洗いの方法を指導することが大切である。 タオルの共有は絶対に行わず、ペーパータオルを使用することが望ましい。 (感染予防対策の例) ・タオル、コップ等を共有していないか。 ・食事の直前及び排泄または職員が排せつの世話をした直後は、石鹸を使って流水で十分に手指を洗っているか。 ・ビニールプール等で水遊びをする際に、下痢気味の子ども等を水に入れていないか。 参考 保育所における感染症対策ガイドライン（平成 30 年 3 月厚生労働省） 感染症やその他の疾病の発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、区、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、予防等についての協力を求めること。また、感染症に関する特定地域型保育事業所の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ておくこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。	(1) 体調不良等への対応を適切に行っているか。 (1) 感染症の予防対策を講じているか。 ● タオル、コップ等を共用していないか。 (2) 入所前の既往歴及び予防接種等の状況を把握しているか。 (3) 感染症発生時にまん延防止対策を講じているか。 ● 再発防止対策に、園全体で取り組んでいるか。 (4) 感染症発生時には、速やかに地域の医療機関と連携し、また保健所等へ報告しているか。	(1) 区条例第 24 号第 41 条 (2) 保育所保育指針 第 3 章 1 (3) ア (1) 区規則第 38 号第 4 条第 3 項 (2) 保育所保育指針 第 3 章 1 (3) イ (3) 雇児発第 0222001 号通知 (4) 児企第 16 号通知 (1) 区規則第 38 号第 4 条第 3 項 (2) 保育所保育指針 第 3 章 1 (3) イ (3) 雇児発第 0222001 号通知 (1) 雇児発第 0222001 号通知	(1) 体調不良等への対応を適切に行っていない。 (1) 感染症予防対策を適切に行っていない。 (2) 感染症予防対策が不十分である。 (1) 入所前の既往歴及び予防接種等の状況を把握していない、又は不十分である。 (1) まん延防止対策を講じていない。 (2) まん延防止対策が不十分である。 (1) 地域の医療機関や保健所等との連携・報告が行われていない、又は不十分である。	C C B B C B B
(6) 乳幼児突然死症候群 (SIDS) の予防及び睡眠中事故防止	乳児は、疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことから、一人一人の発育及び発達の状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行うこと。 乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防及び睡眠中の事故防止の観点から、医学上の理由を除いてうつぶせ寝を避け、仰向けに寝かせ、睡眠中の子どもの顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察するなどの基本事項を順守すること。1 歳以上であっても子どもの発達状況により、仰向けに寝かせること。また、預かり始めの子どもについては特に注意し、きめ細やかな見守りが重要である。	(1) 乳幼児突然死症候群(SIDS)の防止対策を講じているか。 ● 仰向けに寝かせているか。 ● 児童の顔色、呼吸の状態を観察しているか。 (1) 睡眠時チェック表を作成しているか。 ● 0 歳児：5 分間隔 ● 1、2 歳児：10 分間隔	(1) 保育所保育指針 第 2 章 1 (3) ア、第 3 章 1 (3) イ、第 3 章 3 (2) イ (2) こ成事第 175 号通知別紙 1ー2 (2) 第 1ー1[共通事項] (2) (3) 27 福保子保第 3650 号 (4) 30 福保子保第 3635 号 (5) 5 福祉子保第 3004 号	(1) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策を講じていない。 (2) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策が不十分である。 (1) 睡眠時チェック表の記録を作成していない。 (2) 睡眠時チェック表の記録が不十分である。	C B C B

(7) 子どもの安全確保 ① 事故防止	1. 保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、特定地域型保育事業所内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制作りを図るとともに、家庭や地域の諸機関の協力の下に安全指導を行うこと。 事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子どもの主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。 (対策例) ○危険な場所、設備等を把握しているか。 ○窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、保育室内及び園庭内の点検を定期的に実施する。(月1回以上推奨) ・施設・事業者は、あらかじめ点検項目を明確にし、定期的に点検を実施した上で、文書として記録するとともに、その結果に基づいて、問題のある箇所の改善を行い、また、その結果を職員に周知して情報の共有化を図る。 参考「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時のためのガイドライン」(平成28年3月 内閣府) ・児童の食事に関する情報(咀嚼や嚥下機能を含む発達等)や当日の子どもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去する。 ・過去に、誤嚥、窒息などの事故が起きた食材は、誤嚥を引き起こす可能性について保護者に説明し、使用しないことが望ましい。 ・行事の際は、普段とは異なる内容・形態にて食事等の提供がなされていることを踏まえ、事故防止に万全を期すこと。 参考 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月 内閣府) 「食品の誤嚥による子どもの窒息事故の予防に向けた注意喚起について」(令和3年12月17日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡) ・園外保育時は携帯電話等による連絡体制を確保し、複数の保育士が対応する。 ・職員は子どもの列の前後(加えて人数に応じて列の中)を歩く、交差点で待機する際には車道から離れた位置に待機する等のルールを決めて移動する。 ・散歩等の園外活動の前後等、場面の切り替わりにおける子どもの人数の確認について、ダブルチェックの体制をとる等して徹底すること。 ・目的地への到着時や出発時、帰園後の子どもの人数確認等の迷子、置き去り防止を行う。	1. 子どもの事故防止に配慮しているか。 ・子どもの心身の状態等を踏まえつつ、年齢、場所、活動内容等に留意し、事故の発生防止に取り組んでいるか。 ・事故発生の防止ための指針の整備等を行っているか。 2. 窒息の可能性のある玩具等が保育環境下に置かれていないかなどについて、定期的に点検しているか。 3. 子どもの食事に関する情報等を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去しているか。 4. 園外保育時に複数の職員(うち一人以上は常勤保育士)が対応しているか。	(1) 保育所保育指針 第1章1(4)イ、第1章2(2)ア(イ)②、第3章3(2)ア、イ (2) 児発第418号通知 (3) 雇児総発第402号通知 (4) 府子本第679号通知 (5) こ成事第175号通知別紙1-2(2)第1-1〔保育所〕(5) (1) 保育所保育指針 第3章3(2)ア、イ (2) 児発第418号通知 (3) 雇児総発第402号通知 (4) こ成事第175号通知別紙1-2(2)第1-1〔保育所〕(5) (1) 保育所保育指針 第3章3(2)ア、イ (2) 児発第418号通知 (3) 雇児総発第402号通知 (4) こ成事第175号通知別紙1-2(2)第1-1〔保育所〕(5) (1) 保育所保育指針 第3章3(2)ア、イ (2) 児発第418号通知 (3) 雇児総発第402号通知 (4) こ成事第175号通知別紙1-2(2)第1-1〔保育所〕(5)	(1) 子どもの事故防止に配慮していない。 (2) 子どもの事故防止に対する配慮が不十分である。 (1) 定期的に点検していない。 (2) 定期的な点検が不十分である。 (1) 窒息のリスクとなるものを除去していない。 (2) 窒息のリスクとなるものの除去が不十分である (1) 園外保育時に複数の職員(うち1人以上は常勤保育士)が対応していない。 (2) 園外保育時に複数の職員(うち1人以上は常勤保育士)の対応が不十分である。	C B C B C B C B
-----------------------------------	---	--	---	---	---

	・散歩の経路等について、交通量や危険箇所等の点検を行う。 ・目的地や経路について事前に安全の確認を行い、職員間で情報を共有するとともに、園外活動時の職員体制とその役割分担、緊急事態が発生した場合の連絡方法等について検討し、必要な対策を実施する。 参考「保育所等での保育における安全管理の徹底について」（令和元年 5 月 10 日付内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども子育て担当）・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡） 「保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項」（令和元年 6 月 21 日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡） 「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚園における安全管理の徹底について」（令和 3 年 8 月 25 日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡） ・プール、水遊びを行う場合は、適切な監視・指導体制の確保と緊急時への備えを徹底する。 ・プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置する。 参考「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（平成 28 年 3 月内閣府）				
	2. 子どもの登降園は、送迎時における子どもの安全確保上、原則として保護者が行うべきことを保護者に徹底する必要がある。また、外部からの人の出入りを確認するとともに、保護者以外の者が迎えに来る場合は、原則としてその都度職員が保護者に確認する必要がある。	5. プール活動等を行う場合は、水の外で監視に専念する職員を配置しているか。	(1) 保育所保育指針 第 3 章 3 (2) ア、イ (2) 児発第 418 号通知 (3) 雇児総発第 402 号通知 (4) 府子本第 679 号通知 (5) こ成事第 175 号通知別紙 1-2 (2) 第 1-1〔保育所〕(5) (6) 雇児保発 0616 第 1 号	(1) 監視に専念する職員を配置していない。 (2) 監視に専念する職員の配置が不十分である。	C B
	3. 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼等により、児童の所在を確認しなければならない。	6. 子どもの送迎は保護者が行うよう周知を徹底しているか。	(1) 保育所保育指針 第 3 章 1 (2) ア、イ、ウ (2) 雇児総発第 402 号通知別添 2-1（職員の共通理解と所内体制）及び（保育所の通所時における安全確保）	(1) 周知していない。 (2) 周知が不十分である。	C B
		7. 自動車への乗降車の際に、児童の所在を確認しているか。	(1) 区条例第 23 号第 7 条の 3	(1) 自動車への乗降車の際に、児童の所在確認をしていない。 (2) 自動車への乗降車の際に、児童の所在確認が不十分である。	C B
② 損害賠償保険	1. 損害保険等に加入することによって、事故に対する賠償について万全を期すこと。	1. 損害賠償保険等に加入しているか。	(1) 都第 353 号通知	(1) 損害賠償保険等に加入していない。	B
③ 事故発生時の対応	1. 事故により傷害等が発生した場合には、子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。 再発防止等に役立てるため、事故の経過及び対応を事故簿等に記録するとともに施設全体で振り返りを行い、速やかに再発防止策を	1. 事故が発生した場合に適切に対応しているか。 ・事故の経過及び対応を事故簿等に記録しているか	(1) 保育所保育指針 第 3 章 1 (3) ア (2) 区規則第 39 号第 19 条（第 9 条準用） (3) 5 福祉子保第 2346 号通知	(1) 事故発生時の対応を適切に行っていない。 (2) 事故発生後の対応が不十分である。	C B

	講じること。 保護者へは、緊急時には早急にまた簡潔に要点を伝え、事故原因等については、改めて具体的に説明すること。 特定地域型保育事業所における死亡事故等の重大事故に係る検証が実施された場合には、検証結果を踏まえた再発防止の措置を講じること。 2. 次に掲げる事故等が発生した場合には区に報告すること。 ① 死亡事故 ② 意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの） ③ 治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病等を伴う重篤な事故等 ④ 感染症若しくは食中毒の発生又は発生が疑われる状況が生じ、次の（ア）、（イ）又は（ウ）に該当する場合 （ア） 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が 1 週間内に 1 名以上発生した場合 （イ） 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が 5 名以上又は全利用者の半数以上発生した場合 （ウ） ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に園長が報告を必要と認めた場合 ⑤ 迷子、置き去り、連れ去り等が発生し又は発生しかけた場合 ⑥ その他、児童の生命または身体被害に係る重大な事故に直結するような事案（児童への暴力やわいせつ行為等の事実があると 思慮される事案を含む。）が発生した場合 事故報告の第 1 報は原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）、第 2 報は原則 1 か月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて、追加の報告を行うこと。また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、でき次第報告すること。	1. 報告対象となる事故を区市町村に速やかに報告しているか。	(4) 重大事故の再発防止のための事後的な検証通知 (1) こ成安第 44 号通知 (2) 6 福祉子保第 5649 号通知 (3) こ成事第 175 号通知別紙 1-2 (2) 第 1-1【保育所】 (5)	(1) 事故報告が行われていない。 (2) 事故報告が速やかに行われていない。	C B
--	---	---------------------------------------	---	---	-------------------

編 理 経 計 会

特定地域型保育事業

目

次

I 社会福祉法人の会計経理**1 会計方法**

(1) 社会福祉法人会計の基準	1
(2) 会計原則	1
(3) 総額表示	1
(4) 会計年度	1
(5) 会計の区分	1
(6) 共通収入支出の配分	2
(7) 内部取引	2
(8) 会計書類の保存	2
(9) その他	3

2 会計管理等

(1) 経理規程	3
(2) 管理組織の確立	3
(3) 契約締結及び受贈承認に係る権限委任	3
(4) 契約担当者	4
(5) 経理公開	4
(6) その他	4
(7) 記録の整備	4

3 契約

(1) 契約機関	4
(2) 契約方法	5
(3) 契約書の整備	6
(4) その他	6

4 予算

7

5 決算・計算書類等

(1) 資金収支計算書	7
(2) 事業活動計算書	8
(3) 貸借対照表	9
(4) 財産目録	10
(5) 計算書類の注記	10
(6) その他	11

6 収入

(1) 地域型保育給付費	11
(2) 利用者負担	11
(3) 私的契約利用料	12

(4) その他の事業収入	12
(5) 寄附金	13
(6) 補助金	14
(7) その他	14

7 費用

(1) 人件費	15
(2) 事業費	15
(3) 事務費	16
(4) その他	17

8 資産

(1) 資産評価	17
(2) 流動資産	18
(3) 固定資産	20
(4) 減価償却	21
(5) 利益供与等の禁止	22
(6) その他	22

9 負債

(1) 借入金	23
(2) 引当金	23
(3) その他	24

10 純資産

(1) 基本金	25
(2) 国庫補助金等特別積立金	26
(3) その他の積立金	27
(4) その他	28

11 経理事務処理

(1) 会計帳簿等	28
(2) 証憑書類	28
(3) 月次管理	28
(4) その他	28

II 社会福祉法人以外の者の会計経理

(1) 経理処理等	29
(2) 経理規程（経理規程を制定している者）	30
(3) その他	30

〔凡例〕

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関 係 法 令 及 び 通 知 等	略 称
1	平成28年3月31日厚生労働省令第79号「社会福祉法人会計基準」	会計基準省令
2	昭和26年3月29日法律第45号「社会福祉法」	社会福祉法
3	平成24年法律第65号「子ども・子育て支援法」	支援法
4	平成28年3月31日雇児発0331第15号、社援発0331第39号、老発0331第45号「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」	運用上の取り扱い
5	平成28年3月31日雇児総発0331第7号、社援基発0331第2号、障障発0331第2号、老総発0331第4号「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」	運用上の留意事項
6	平成29年3月29日雇児総発0329第1号「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」	雇児総発0329第1号通知
7	平成13年7月23日雇児発第488号、社援発第1275号、老発第274号通知「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」	指導監督徹底通知
8	平成29年4月27日雇児発0427第7号、社援発0427第1号、老発0427第1号「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」	指導監査実施要綱
9	平成12年12月1日障発第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号「社会福祉法人の認可について」別紙2「社会福祉法人定款例」	定款例
10	平成12年12月1日障企第59号、社援企第35号、老計第52号、児企第33号通知「社会福祉法人の認可について」別紙「社会福祉法人審査要領」	審査要領
11	平成26年12月12日雇児発1212第6号通知「家庭的保育事業等の認可等について」	1212第6号通知
12	令和5年6月7日こ成保39、5文科初第591号「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」	こ成保39通知
13	平成26年9月18日条例第24号「東京都北区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」	区条例第24号
14	平成26年9月18日規則第39号「東京都北区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例施行規則」	区規則第39号
15	令和4年4月1日施行「東京都北区地域型保育給付費支給に関する基準」	区基準

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令	評価基準	評価
I 社会福祉法人の会計経理	社会福祉法人が経営する施設等に係る会計経理については、社会福祉法人会計基準（平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省令第 79 号）で定めるところに従い、会計処理を行わなければならない。	※ 指導検査における観点、関係法令等及び評価事項（評価）については、平成 29 年 4 月 27 日雇児発 0427 第 7 号・社援発 0427 第 1 号・老発 0427 第 1 号「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」別紙「指導監査ガイドライン」に定めるところによる。			
1 会計方法					
(1) 社会福祉法人会計の基準	社会福祉法人は、会計基準省令で定めるところに従い、会計処理を行い、会計帳簿、計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。）、その附属明細書及び財産目録を作成しなければならない。会計基準省令に定めるもののほか、一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の慣行を斟酌しなければならない。 会計基準省令の規定は、社会福祉法人が行う全ての事業を対象とする。	1 会計基準省令で定めるところに従い会計処理が行なわれているか。	1 会計基準省令第 1 条	1 会計基準省令で定めるところに従い会計処理が行なわれていない。	C
(2) 会計原則	社会福祉法人は、次に掲げる原則に従って、会計処理を行い、計算書類及びその附属明細書（以下「計算関係書類」という。）並びに財産目録を作成しなければならない。	1 会計基準省令で定めるところに従い計算関係書類を作成しているか。	1 会計基準省令第 2 条 2 運用上の留意事項 3、7	1 会計基準省令で定めるところに従い計算関係書類を作成していない。	C
ア 真実性の原則	1 計算書類は、資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態に関する真実な内容を明瞭に表示すること。	1 計算書類は、資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態に関する真実な内容を明瞭に表示しているか。	1 会計基準省令第 2 条第 1 項第 1 号	1 計算書類について、資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態に関する真実な内容を明瞭に表示していない。	C
イ 明瞭性の原則					
ウ 正規の簿記の原則	2 計算書類は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づいて作成すること。	1 計算書類は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づき作成しているか。	1 会計基準省令第 2 条第 1 項第 2 号	1 計算書類が、正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づき作成されていない。	C
エ 継続性の原則	3 採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。	1 採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法は、毎会計年度継続して適用しているか。	1 会計基準省令第 2 条第 1 項第 3 号	1 正当な理由なく、採用する会計処理の原則等を変更している。	C
オ 重要性の原則	4 重要性の乏しいものについては、会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法の適用に際して、本来の厳密な方法によらず、他の簡便な方法によることができること。		1 会計基準省令第 2 条第 1 項第 4 号 2 運用上の取扱 1		
(3) 総額表示	計算書類等に記載する金額は、原則として総額をもって表示しなければならない。	1 計算書類等に記載する金額が、総額をもって表示されているか。	1 会計基準省令第 2 条の 2	1 計算書類等に記載する金額が、総額をもって表示されていない。	C
(4) 会計年度	社会福祉法人の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。	1 会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終了しているか。	1 社会福祉法第 45 条の 2 第 2 項	1 会計年度が、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終了していない。	C
(5) 会計の区分					
ア 拠点区分	社会福祉法人は、計算書類の作成に関して、実施する事業の会計管理の実態を勘案して会計の区分（以下「拠点区分」という。）を設けなければならない。 拠点区分は、原則として、予算管理の単位とし、一体として運営される施設、事業所又は事務所をもって 1 つの拠点区分とする。具体的な区分については、法令上の事業種別、事業内容及び実施する事業の会計管理の実態を勘案して区分を設定するものとする。	1 拠点区分は、法令上の事業種別、事業内容及び実施する事業の会計管理の実態を勘案して設定されているか。	1 会計基準省令第 10 条 2 運用上の取扱 2 3 運用上の留意事項 4 (1)、(2)	1 拠点区分が、法令上の事業種別、事業内容及び実施する事業の会計管理の実態を勘案して設定されていない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令	評価基準	評価
イ サービス区分	拠点区分には、実施する事業の内容に応じて区分（以下「サービス区分」という。）を設けなければならない。 また、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育施設及び同法第 29 条第 1 項に規定する特定地域型保育事業（以下「保育所等」という。）を経営する事業と保育所等で実施される地域子ども・子育て支援事業については、同一のサービス区分として差し支えない。	1 拠点で実施する事業内容に応じてサービス区分を設けているか。	1 会計基準省令第 10 条第 2 項 2 運用上の取扱 3 3 運用上の留意事項 5（1）、（2）	1 拠点で実施する事業内容に応じてサービス区分を設けていない。	C
ウ 本部の取扱い	本部会計については、法人の自主的な決定により、拠点区分又はサービス区分とすることができる。	1 法人本部会計について当該施設と同一の拠点区分とした場合、サービス区分を設定しているか。	1 運用上の留意事項 6	1 法人本部会計を当該施設と同一の拠点区分としているにもかかわらず、サービス区分を設定していない。	C
エ 会計の区分	特定地域型保育事業は、特定地域型保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。	1 特定地域型保育の事業の会計をその他の事業の会計と適切に区分しているか。	1 区条例第 24 号第 3 3 条、第 50 条	1 適切な区分がされていない。	C
（6）共通収入支出（収益費用）の配分	資金収支計算を行うに当たっては、拠点区分又はサービス区分ごとに、複数の区分に共通する収入及び支出を合理的な基準に基づいて当該区分に配分するものとする。 また、事業活動計算を行うに当たっては、拠点区分又はサービス区分ごとに、複数の区分に共通する収益及び費用を合理的な基準に基づいて当該区分に配分するものとする。 当該配分基準は、支出及び費用の項目ごとに、その発生に最も密接に関連する量的基準（例えば、人数、時間、面積等による基準、又はこれらの 2 つ以上の要素を合わせた複合基準）を選択して適用する。 一度選択した配分基準は、状況の変化等により当該基準を適用することが不合理であると認められるようになった場合を除き、継続的に適用するものとする。 なお、共通する収入及び収益がある場合には、同様の取扱いをするものとする。 共通支出及び費用の具体的な科目及び配分方法は運用上の留意事項別添 1 のとおりとするが、これによりがたい場合は、実態に即した合理的な配分方法によることとして差し支えない。 また、科目が運用上の留意事項別添 1 に示すものがない場合は、適宜、類似の科目の考え方を基に配分して差し支えない。 なお、どのような配分方法を用いたか分かるように記録しておくことが必要である。	1 共通収入（収益）及び支出（費用）を合理的な基準に基づいて配分しているか。 2 配分基準は、状況の変化等により当該基準を適用することが不合理であると認められるようになった場合を除き、継続的に適用しているか。 3 配分基準の根拠は記録されているか。 4 配分基準を内部で決定しているか。	1 会計基準省令第 14 条第 2 項、第 20 条第 2 項 1 運用上の取扱 7 1 運用上の留意事項 1 3（1） 1 運用上の留意事項 1 3（1）	1 共通収入（収益）及び支出（費用）を合理的な基準に基づいて配分していない。 1 配分基準が継続的に適用されていない。（状況の変化等により当該基準を適用することが不合理であると認められるようになった場合を除く。） 1 配分基準の根拠が記録されていない。 1 配分基準を内部で決定していない。	C C B
（7）内部取引	拠点区分の計算書類においては、サービス区分間取引により生じる内部取引を相殺消去するものとする。	1 サービス区分間取引により生じる内部取引高は、拠点区分資金収支明細書及び拠点区分事業活動明細書において相殺消去されているか。	1 会計基準省令第 11 条 2 運用上の取扱 4	1 サービス区分間取引により生じる内部取引高が、拠点区分資金収支明細書及び拠点区分事業活動明細書において相殺消去されていない。	C
（8）会計書類の保存	計算書類、その他の附属明細書、会計帳簿及び証憑書類は 10 年間保管し、財産目録については 5 年間保管しなければならない。	1 会計書類は適切に保管されているか。	1 雇児総発 0329 第 1 号通知	1 会計書類が適切に保管されていない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令	評価基準	評価
(9) その他		1 その他会計方法について不適正な事項はないか。		1 その他会計方法について重大な問題がある。 2 その他会計方法について問題がある。	C B
2 会計管理簿					
(1) 経理規程	社会福祉法人は、会計基準省令に基づく適正な会計処理のために必要な事項について経理規程を定めるものとする。	1 経理規程を関係法令等に基づき定めているか。	1 運用上の留意事項 1 (4) 2 定款例第 34 条	1 経理規程を関係法令等に基づき定めていない。	C
(2) 管理組織の確立	予算の執行及び資金等の管理に関しては、あらかじめ運営管理責任者を定める等法人の管理運営に十分配慮した体制を確保すること。 また、会計責任者と出納職員の兼務を避け、内部牽制に配慮した業務分担、自己点検を行う等、適正な会計事務処理に努めること。 ※単一拠点区分内で複数の出納職員が任命されている場合には、それぞれの職務内容を明確にする。 会計責任者については理事長が任命することとし、会計責任者は取引の遂行、資産の管理及び帳簿その他の証憑書類の保存等会計処理に関する事務を行い、又は理事長の任命する出納職員にこれらの事務を行わせるものとする。 預金通帳等及び印鑑の管理については、管理者が定められているなど管理が厳正に行われなければならない。	2 経理規程の内容は適切か。	1 運用上の留意事項 1 (4) 2 定款例第 34 条	1 経理規程の内容に不備がある。	B
		3 経理規程に従って会計処理が行われているか。	1 定款例第 34 条	1 経理規程に従って会計処理が行われていない。	C
		1 会計責任者及び出納職員の任命を理事長が行っていることが書類等で確認できるか。	1 運用上の留意事項 1 (1)、(2)	1 会計責任者と出納職員の任命を理事長が行っていることを書類等で確認できない。	C
		2 会計責任者と出納職員が兼務となっていないか。	1 運用上の留意事項 1 (2) 2 指導監査実施要綱 別紙Ⅲ 3 (2) 2	1 会計責任者と出納職員が兼務となっている。	C
(3) 契約締結及び受贈承認に係る権限委任	理事長が専決できる契約の金額及び範囲については、随意契約によることができる場合の基準も参酌しながら、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。 理事長の専決事項である契約締結権限及び寄附金の受贈権限等の一部を施設長等に委任する場合は、規程又は委任状等により委任範囲を明確にしておかなければならない。	3 預金通帳等及び印鑑の管理者及び保管場所を分離しているか。	1 運用上の留意事項 1 (1) 2 指導監督徹底通知 5 (6) エ	1 預金通帳等及び印鑑の管理者及び保管場所を分離していない。	C
		4 小切手及び印鑑の管理者及び保管場所を分離しているか。	1 運用上の留意事項 1 (1) 2 指導監督徹底通知 5 (6) エ	1 小切手及び印鑑の管理者及び保管場所を分離していない。	C
		1 契約に係る理事長専決の範囲は定款細則等に規定されているか。	1 定款例第 24 条 (備考) (1) ⑤ (注)	1 契約に係る理事長専決の範囲が定款細則等に規定されていない。	C
		2 契約及び寄附金の受贈に係る理事長権限の一部を他等の職員に委任している場合、規程又は委任状等により委任の範囲を明確にしているか。	1 定款例第 24 条 (備考) (1) ⑤ (注)、⑪	1 契約及び寄附金の受贈に係る理事長権限の一部を他の職員に委任しているにもかかわらず、規程又は委任状等により委任の範囲を明確にしていない。	C
		3 契約締結及び寄附金の受贈について、法人で定めた権限者による承認が行われているか。	1 定款例第 24 条 (備考) (1) ⑤ (注)、⑪	1 契約締結及び寄附金の受贈について、法人で定めた権限者による承認が行われていない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令	評価基準	評価
(4) 契約担当者	理事長が契約について職員に委任する場合は、その委任の範囲を明確に定めること。	1 契約担当者の委任の範囲は明確に定められているか。 2 契約担当者の委任範囲は適切か。	1 雇児総発 0329 第 1 号通知 1 (1) 1 雇児総発 0329 第 1 号通知 1 (1)	1 契約担当者の委任の範囲が明確に定められていない。 1 契約担当者の委任範囲が不適切である。	C B
(5) 経理公開	社会福祉法人は、計算書類等を各事務所に備え置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。	1 計算書類等を各事務所に備え置き、請求があった場合には、閲覧に供せられる状況になっているか。	1 社会福祉法第 45 条の 32	1 計算書類等を各事務所に備え置き、請求があった場合には、閲覧に供せられる状況になっていない。	C
(6) その他		1 その他会計管理等に関し不適正な事項はないか。		1 その他会計管理等に関し重大な問題がある。 2 その他会計管理等に関し問題がある。	C B
(7) 記録の整備	1 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 2 特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。 (1) 区条例第 2 4 号第 4 4 条に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画 (2) 区条例第 2 4 号第 5 0 号において準用する条例第 1 2 条に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項の記録 (3) 区条例第 2 4 号第 5 0 条において準用する条例第 1 9 条に規定する市町村への通知に係る記録 (4) 区条例第 2 4 号第 5 0 条において準用する条例第 3 0 条 2 項に規定する苦情の内容等の記録 (5) 区条例第 2 4 号第 5 0 条において準用する条例第 3 2 条第 3 項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録	1 会計書類は適切に保管されているか。 2 証憑書類は会計記録との関係を明らかにし、整理保存しているか。	1 区条例第 2 4 号第 4 9 条第 1 項 1 区条例第 2 4 号第 4 9 条第 2 項、区規則第 3 9 号 1 8 条	1 会計書類が適切に保管されていない。 1 証憑書類について、会計記録との関係を明らかにし、整理保存していない。	C C
3 契約					
(1) 契約機関	契約は、理事長又は契約担当者(理事長の委任を受けた者) でなければこれをすることができない。	1 理事長又は契約担当者(理事長の委任を受けた者) 以外の者が契約していないか。	1 雇児総発 0329 第 1 号通知 1 (1)	1 理事長又は契約担当者(理事長の委任を受けた者) 以外の者が契約している。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令	評価基準	評価
(2) 契約方法	契約の方法は一般競争契約、指名競争契約、及び随意契約に区分される。契約を結ぶにあたり、契約締結の必要性を稟議書等により明確にし、契約の透明性、正当性を第三者にも証明しうるものとしなければならない。また、見積内容や納品価格が市場価格と比較して適正であるか、随意契約における発注業者選定は相見積もり等により明確になっているか証明しうるものでなければならない。	1 契約について決定を行った文書は適切か。 2 契約手続きは適正か。(契約方法、契約業者選定理由、価格決定等)	1 雇児総発 0329 第 1 号通知 1 指導監督徹底通知 5 (3) エ	1 契約に係る意思決定の経過を稟議書等で明らかにしていない。 1 契約手続きが適正に行われていない。	B B
ア 一般競争入札	契約担当者は、売買、賃貸借、請負その他の契約をする場合には、あらかじめ、契約しようとする事項の予定価格を定め、競争入札に付する事項、競争執行の場所及び日時、入札保証金に関する事項、競争に参加する者に必要な資格に関する事項並びに、契約事項を示す場所等を公告して申し込みさせることにより一般競争に付さなければならない。	1 入札にかかる手続きは適正に行われているか。	1 雇児総発 0329 第 1 号通知	1 入札にかかる手続きが適正に行われていない。	B
イ 指名競争入札	合理的な理由から一般競争に付する必要がある場合及び適当でないと認められる場合は、指名競争に付することができる。	1 指名競争入札における指名業者の選定は適切に行われているか	1 雇児総発 0329 第 1 号通知	1 指名競争入札における指名業者の選定が適切に行われていない。	B
ウ 随意契約	合理的な理由により競争入札に付することが適当でないと認められる場合においては、随意契約によるものとする。 随意契約によることができる一般的な基準は次のとおり。 ※各法人において以下に定める額より少額な基準を設けることはできる。 1 売買、賃貸借、請負その他の契約で予定価格が、 (1) 会計監査を受けない法人 1,000 万円 (2) 会計監査を受ける法人 (会計監査人設置法人及び会計監査人を設置せず公認会計士又は監査法人による会計監査を受ける法人) <以下の金額を上限に法人の実態に応じて設定する> ① 建築工事：20 億円 ② 建築技術・サービス：2 億円 ③ 物品等：3,000 万円 2 契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合 3 緊急の必要により競争に付することができない場合 4 競争入札に付することが不利と認められる場合 5 時価に比して有利な価格等で契約を締結することができる見込みのある場合 6 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいない場合 7 落札者が契約を締結しない場合	1 契約方法の選択は通知に則しているか。	1 雇児総発 0329 第 1 号通知 1 (3)	1 契約方法の選択が通知に則していない(随意契約の基準の範囲を超えた契約を行っている)。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令	評価基準	評価
(3) 契約書の整備	価格による随意契約は、3社以上の業者から見積もりを徴し比較するなど、適正な価格を客観的に判断すること。ただし、契約の種類に応じて、以下の金額を超えない場合には、2社以上の業者からの見積もりで差支えないこと。 ・工事又は製造の請負：250万円 ・食料品・物品等の買入れ：160万円 ・上記に掲げるもの以外：100万円 また、見積もりを徴する業者及びその契約の額の決定に当たっては、公平性、透明性の確保に十分留意することとし、企画競争等を行うことが望ましい。	2 価格による随意契約について、複数業者から見積もりを徴しているか。	1 雇児総発 0329 第1号通知 1（4） 2 指導監督徹底通知 5（3）エ	1 価格による随意契約について、複数業者から見積もりを徴していない	C
	継続的な取引を随意契約で行う場合には、その契約期間中に、必要に応じて価格の調査を行うなど、適正な契約の維持に努めること。	3 価格によらない随意契約について、公平性、透明性の確保に留意して業者を選定しているか。	1 雇児総発 0329 第1号通知 1（4） 2 指導監督徹底通知 5（3）エ	1 価格によらない随意契約について、公平性、透明性の確保に留意して業者を選定していない。	C
	契約担当者は、競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、契約書を作成するものとする。	4 継続的な取引を随意契約で行う場合には、その契約期間中に必要に応じて価格の調査を行うなど、適正な契約の維持に努めているか。	1 雇児総発 0329 第1号通知 1（4） 2 指導監督徹底通知 5（3）エ	1 継続的な取引を随意契約で行う場合について、適正な契約を維持するために、その契約期間中に必要に応じて価格の調査等を行っていない。	C
	契約金額が競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、契約書を作成するものとする。	1 契約金額が経理規程で定めた金額を超える場合には、契約書を整備しているか。	1 雇児総発 0329 第1号通知	1 契約金額が経理規程で定めた金額を超える契約について、契約書を整備していない。	C
(4) その他	〈参考〉契約に係る書類の整備については、社会福祉法人の公益性・非営利性に照らして、契約書には契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項等以下の事項を記載すること。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。 (1) 契約履行の場所 (2) 契約代金の支払い又は受領の時期及び方法 (3) 監督及び検査 (4) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金 (5) 危険負担 (6) かし担保責任 (7) 契約に関する紛争の解決方法 (8) その他必要な事項	2 契約書又は請書の内容は適切か。	2 雇児総発 0329 第1号通知	1 契約書又は請書の内容に不備がある。	B
	契約書を作成する場合においては、契約担当者は契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければならない。	3 契約書の作成を省略できる場合においても、特に軽微な契約を除き、請書その他これに準ずる書面を徴しているか。	1 雇児総発 0329 第1号通知	1 契約書の作成を省略できる場合について、特に軽微な契約を除き、請書その他これに準ずる書面を徴していない。	C
	指名競争又は随意契約で契約金額が経理規程で定めた金額を超えない契約をするときには、契約書の作成を省略することができる。契約書の作成を省略する場合においても、特に軽微な契約を除き、契約の適正な履行を確保するため、請書その他これに準ずる書面を徴するものとする。	1 その他契約に関し不適正な事項はないか。		1 その他契約に関し重大な問題がある。	C
				2 その他契約に関し問題がある。	B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令	評価基準	評価
4 予算					
	法人は、事業計画をもとに資金収支予算書を作成するものとし、資金収支予算書は拠点区分ごとに収入支出予算を編成することとする。 事業計画書及び収支予算書は、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、定款の定めるところにより承認を受けなければならない。 予算は、全ての収入及び支出について編成し、予算に基づいて事業活動を行うこととする。 年度途中で予算との乖離等が見込まれる場合は、必要な収入及び支出について補正予算を編成するものとする。 ただし、乖離額等が施設の運営に支障がなく、軽微な範囲にとどまる場合は、この限りではない。 ※定款細則等において、理事長専決事項として予算上の予備費の使用に関する項目を定めている場合には、理事長の決定により予備費を充当することができる。	1 予算は事業計画をもとに作成されているか。	1 運用上の留意事項 2（1）	1 予算が事業計画をもとに作成されていない。	B
		2 拠点区分ごとに資金収支予算が編成されているか。	2 運用上の留意事項 2（1）	1 拠点区分ごとに資金収支予算が編成されていない。	C
		3 当初予算は年度開始前に作成しているか。	1 定款例第 31 条	1 当初予算を年度開始前に作成していない。	C
		4 月次報告等により予算執行管理を行っているか。	1 運用上の留意事項 2（2）	1 月次報告等により予算執行管理を行っていない。	B
		5 必要に応じて、適切な時期に補正予算を編成しているか。	1 運用上の留意事項 2（2） 2 指導監査実施要綱 別紙Ⅲ 3（1）	1 必要に応じて、適切な時期に補正予算を編成していない。	C
		6 予備費の使用に当たり、定款等の定めに従って適正に処理が行われているか	1 定款例第 24 条（備考）（1）⑧	1 予備費の使用に当たり、定款等の定めに従って適正に処理が行われていない。	C
		7 その他予算に関し不適正な事項はないか。		1 その他予算に関し重大な問題がある。 2 その他予算に関し問題がある。	C B
5 決算・計算書類等					
（1）資金収支計算書 ア 支払資金	決算に際しては、毎会計年度終了後 3 か月以内に、計算書類（資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表及び附属明細書）並びに財産目録を作成し、理事会の承認を受け、このうち計算書類及び財産目録については評議員会の承認を受けたのち、所轄庁に提出しなければならない。 資金収支計算書は、当該会計年度における全ての支払資金の増加及び減少の状況を明瞭に表示するものでなければならない。 支払資金は、流動資産及び流動負債とし、支払資金残高は、当該流動資産と流動負債の差額とする。 ただし、支払資金としての流動資産及び流動負債には、1 年基準により固定資産又は固定負債から振替えられたもの、引当金並びに棚卸資産（貯蔵品を除く。）を除くものとする。	1 決算に際しては、毎会計年度終了後 3 か月以内に所轄庁に提出しているか。	1 社会福祉法第 59 条 2 運用上の留意事項 3 3 区基準 1 2 条第 1 項（3）	1 決算に際して、毎会計年度終了後 3 か月以内に所轄庁に提出していない。	C
		2 計算書類の様式は通知に沿っているか。	1 会計基準省令第 1 7 条第 4 項、第 2 3 条第 4 項、第 2 7 条第 4 項	1 計算書類の様式が通知に沿っていない。	C
		1 当期末支払資金残高について、拠点区分貸借対照表と拠点区分資金収支計算書で金額が一致しているか。	1 会計基準省令第 1 2 条から第 1 8 条まで 2 運用上の取扱 5、 6	1 当期末支払資金残高について、拠点区分貸借対照表と拠点区分資金収支計算書で金額が一致していない。	C
		2 前期末支払資金残高は、前年度決算額と一致しているか。	1 会計基準省令第 1 2 条、第 1 3 条、第 1 4 条 2 運用上の取扱 5、 6	1 前期末支払資金残高について、前年度決算額と一致していない。	C
イ 資金収支計算の方法	資金収支計算は、当該会計年度における支払資金の増加及び減少に基づいて行うものとする。	1 当該会計年度における支払資金の増加及び減少について、適正に計上されているか。	1 会計基準省令第 1 4 条第 1 項	1 当該会計年度における支払資金の増加及び減少について、適正に計上されていない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令	評価基準	評価
ウ 勘定科目	資金収支計算の内容を明瞭に記録するため、拠点区分資金収支計算書に記載する勘定科目は、会計基準省令別表第1に定めるとおりとする。 拠点区分資金収支計算書（会計基準省令第1号4様式）は勘定科目の小区分までを記載し、必要のない勘定科目は省略できるものとする。 拠点区分資金収支明細書（運用上の取り扱い別紙3㊹）については、勘定科目の小区分までを記載し、必要のない勘定科目は省略できるものとする。 勘定科目の中区分についてはやむを得ない場合、小区分については適当な勘定科目を追加できるものとする。 また、計算書類の様式又は運用上の留意事項別添3に規定されている勘定科目においても、該当する取引が制度上認められていない事業種別では当該勘定科目を使用することができないものとする。	1 勘定科目は基準に則しているか。 2 大区分の勘定科目を追加又は修正していないか。 3 該当する取引が制度上認められていない事業種別で、当該勘定科目を使用していないか。	1 会計基準省令第18条、別表第1、第1号第1、2、3、4様式 2 運用上の留意事項別添3 1 運用上の留意事項25（1） 1 運用上の留意事項25（1）	1 勘定科目が基準に則していない。 1 大区分の勘定科目を追加又は修正している。 1 該当する取引が制度上認められていない事業種別で、当該勘定科目を使用している。	C C C
エ 資金収支計算書の種類・様式 （ア）資金収支計算書	資金収支計算書には、事業活動資金収支差額、施設整備等資金収支差額及びその他の活動資金収支差額を合計した額を当期資金収支差額として記載し、これに前期末支払資金残高を加算した額を当期末支払資金残高として記載するものとする。 拠点区分資金収支計算書には、当該会計年度の決算の額を予算の額と対比して記載するものとし、決算の額と予算の額の差異が著しい勘定科目については、その理由を備考欄に記載するものとする。	1 拠点区分資金収支計算書について、決算の額と予算の額を対比して記載しているか。 2 決算の額と予算の額の差異が著しい勘定科目について、理由が備考欄に記載されているか。	1 会計基準省令第16条第4項 2 会計基準省令第1号4様式 1 会計基準省令第16条第5項、第6項	1 拠点区分資金収支計算書について、決算の額と予算の額を対比して記載していない。 1 決算の額と予算の額の差異が著しい勘定科目について、理由が備考欄に記載されていない。	C B
（イ）拠点区分資金収支明細書	拠点区分資金収支明細書はサービス区分を設け、事業活動による収支、施設整備等による収支及びその他の活動による収支について作成するものとし、その様式は運用上の取扱い別紙3㊹のとおりとする。	3 サービス区分ごとの拠点区分資金収支明細書が作成されているか（サービス区分が1つの拠点区分を除く）。	1 運用上の取扱別紙3㊹ 2 運用上の留意事項5（3）	1 サービス区分ごとの拠点区分資金収支明細書が作成されていない。（サービス区分が1つの拠点区分を除く。）	C
（2）事業活動計算書 ア 次期繰越活動増減差額	繰越活動増減差額の部には、前期繰越活動増減差額、基本金取崩額、会計基準省令第6条第3項に規定するその他の積立金積立額及びその他の積立金取崩額を記載し、当期活動増減差額にこれらの額を加減した額を次期繰越活動増減差額として記載するものとする。	1 次期繰越活動増減差額が次期に引き継がれているか。 2 次期繰越活動増減差額の金額が拠点区分貸借対照表と一致しているか。	1 会計基準省令第22条 1 会計基準省令第22条第6項、第26条第2項	1 次期繰越活動増減差額が次期に引き継がれていない。 1 次期繰越活動増減差額が拠点区分貸借対照表と一致していない。	C C
イ 事業活動計算の方法	事業活動計算は、当該会計年度における純資産の増減に基づいて行うものとする。	1 当該会計年度における純資産の増減を収益又は費用として適切に計上しているか。	1 会計基準省令第20条	1 当該会計年度における純資産の増減を収益又は費用として適切に計上していない。	C
ウ 勘定科目	事業活動計算の内容を明瞭に記録するため、事業活動計算書に記載する科目は、会計基準省令別表第2に定めるとおりとする。	1 勘定科目は基準に則しているか。	1 会計基準省令第24条 2 運用上の留意事項別添3	1 勘定科目が基準に則していない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令	評価基準	評価
エ 事業活動計算書の種類・様式 (ア) 拠点区分事業活動計算書	拠点区分事業活動計算書は、当該会計年度における純資産の増減について、サービス活動増減の部、サービス活動外増減の部、特別増減の部及び繰越活動増減差額の部に区分し、拠点区分全体を表示するものとする。	1 拠点区分事業活動計算書について、前年度決算と当年度決算を対比して記載しているか。	1 会計基準省令第2号4様式	1 拠点区分事業活動計算書について、前年度決算と当年度決算を対比して記載していない。	C
(イ) 拠点区分事業活動明細書	拠点区分事業活動明細書はサービス区分を設け、サービス活動増減の部及びサービス活動外増減の部について作成するものとし、その様式は運用上の取扱い別紙3⑩のとおりとする。	2 拠点区分事業活動明細書はサービス区分を設けて作成されているか。	1 運用上の取扱い別紙3⑩ 2 運用上の留意事項5(3)	1 拠点区分事業活動明細書がサービス区分を設けて作成されていない。	C
(3) 貸借対照表 ア 貸借対照表の記載方法	拠点区分貸借対照表は、拠点区分別の情報を表示するものとする。	1 拠点区分貸借対照表は、拠点区分別の情報を表示しているか。 2 貸借対照表に計上されていない資産、負債は存在しないか。 3 貸借対照表は、当該会計年度末の額を前会計年度末の額と対比して記載しているか。	1 会計基準省令第27条 1 会計基準省令第27条 1 会計基準省令第27条	1 拠点区分貸借対照表が、拠点区分別の情報を表示していない。 1 貸借対照表に計上されていない資産、負債が存在する。 1 貸借対照表が、当該会計年度末の額を前会計年度末の額と対比して記載されていない。	C C C
イ 債権債務の流動と固定の区分について	貸借対照表は、資産の部、負債の部及び純資産の部に区分し、更に資産の部は流動資産及び固定資産に、負債の部は流動負債及び固定負債に区分しなければならない。 未収金、前払金、未払金、前受金等の経常的な取引によって発生した債権債務は、流動資産または流動負債に属するものとする。 ただし、これらの債権のうち、破産債権、更生債権等で1年以内に回収されないことが明らかなものは固定資産に属するものとする。 貸付金、借入金等の経常的な取引以外の取引によって発生した債権債務については、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金又は支払の期限が到来するものは流動資産又は流動負債に属するものとし、入金又は支払の期限が1年を超えて到来するものは固定資産又は固定負債に属するものとする。 現金及び預貯金は、原則として流動資産に属するものとするが、特定の目的で保有する預貯金は、固定資産に属するものとする。ただし、当該目的を示す適当な科目で表示するものとする。	1 未収金、前払金、未払金、前受金等の経常的な取引によって発生した債権債務は、流動資産又は流動負債に適正に計上しているか。 2 債権のうち、破産債権、更生債権等で1年以内に回収されないことが明らかなものは、固定資産に属しているか。 3 貸付金、借入金等の経常的な取引以外の取引によって発生した債権債務については、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金又は支払の期限が到来するものを流動資産又は流動負債に属しているか。	1 会計基準省令第26条第1項 2 運用上の取扱6 1 会計基準省令第26条第1項 2 運用上の取扱6 1 会計基準省令第26条第1項 2 運用上の取扱6	1 未収金、前払金、未払金、前受金等の経常的な取引によって発生した債権債務を、流動資産又は流動負債に適正に計上していない。 1 債権のうち、破産債権、更生債権等で1年以内に回収されないことが明らかなものが、固定資産に属していない。 1 貸付金、借入金等の経常的な取引以外の取引によって発生した債権債務について、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に入金又は支払の期限が到来するものが流動資産又は流動負債に属していない。	C C C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令	評価基準	評価
ウ 勘定科目	資産、負債及び純資産の内容を明瞭に記録するため、貸借対照表に記載する勘定科目は、会計基準省令別表第3に定めるとおりとする。会計基準省令第3号第1,2,3,4様式は、勘定科目の中区分までを記載し、必要のない中区分の勘定科目は省略できるものとする。 勘定科目の中区分についてはやむを得ない場合、小区分については適当な勘定科目を追加できるものとする。 また、計算書類の様式又は運用上の留意事項別添3に規定されている勘定科目においても、該当する取引が制度上認められていない事業種別では当該勘定科目を使用することができないものとする。	1 勘定科目は基準に則しているか。	1 会計基準省令第28条 2 運用上の留意事項 25(1)、別添3	1 勘定科目が基準に則していない。	C
(4) 財産目録	財産目録は、当該会計年度末現在における全ての資産及び負債につき、その名称、数量、金額等を詳細に表示するものとする。 財産目録は、貸借対照表の区分に準じて資産の部と負債の部に区分し、純資産の額を示すものとする。 財産目録の金額は、貸借対照表に記載した金額と同一とする。 財産目録は、法人全体を表示するものとし、その様式については運用上の取扱別紙4に定められたとおりとする。	1 財産目録に、当該会計年度末現在におけるすべての資産及び負債が詳細に表示されているか。 2 財産目録が、貸借対照表の区分に準じて資産の部と負債の部に区分され、純資産の額が表示されているか。 3 財産目録の金額は貸借対照表に記載した金額と同一になっているか。 4 財産目録に、法人全体が表示され、その様式が通知に則したものとなっているか。	1 会計基準省令第31条 1 会計基準省令第32条 1 会計基準省令第33条 1 会計基準省令第34条 2 運用上の取扱別紙4	1 財産目録に、当該会計年度末現在におけるすべての資産及び負債が詳細に表示されていない。 1 財産目録が、貸借対照表の区分に準じて資産の部と負債の部に区分されておらず、純資産の額が表示されていない。 1 財産目録の金額が貸借対照表に記載した金額と同一になっていない。 1 財産目録に、法人全体が表示されておらず、その様式が通知に則したものとなっている。	C C C C
(5) 計算書類の注記	計算書類には、次の事項を注記しなければならない。 1 継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合には、継続事業の前提に関する事項 2 資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却方法、引当金の計上基準等計算書類の作成に関する重要な会計方針 3 重要な会計方針を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更による影響額 4 拠点で採用する退職給付制度 5 拠点が作成する計算書類等とサービス区分 6 基本財産の増減の内容及び金額 7 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩しを行った場合には、その旨、その理由及び金額	1 重要な会計方針等、計算書類の注記が整備されているか。	1 会計基準省令第29条 2 運用上の取扱 20から25まで	1 重要な会計方針等、計算書類の注記が整備されていない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令	評価基準	評価
(6) その他	8 担保に供している資産に関する事項				
	9 固定資産について減価償却累計額を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高				
	10 債権について徴収不能引当金を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該債権の金額、徴収不能引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高				
	11 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益				
	12 関連当事者との取引の内容に関する事項				
	13 重要な偶発債務				
	14 重要な後発事象				
	15 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項				
		1 その他決算・計算書類等に関し不適正な事項はないか。		1 その他決算・計算書類等に関し重大な問題がある。	C
				2 その他決算・計算書類等に関し問題がある。	B
6 収入					
(1) 地域型保育給付費 ア 地域型保育給付費収入	支援法第29条第1項に規定する地域型保育給付費収入(地域型保育事業における保育の実施等に関する運営費収入)をいう。	1 地域型保育給付費収入を適正に計上しているか。	1 運用上の留意事項別添3	1 地域型保育給付費収入を適正に計上していない。	C
(2) 利用者負担 ア 利用者負担(保育料)収入	地域型保育給付費における利用者負担(保育料)収入をいう	1 利用者負担(保育料)を適正に計上しているか。 2 利用者負担(保育料)の徴収簿を整備しているか。 3 領収書を発行しているか。	1 運用上の留意事項別添3	1 利用者負担(保育料)を適正に計上していない。 2 徴収簿等を作成していない。 3 領収書を発行していない。	B B B
イ その他の利用料収入	特定負担額(保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価)など上記に属さない利用者からの収入をいう。 なお、日常的に実費徴収が生じる場合は、徴収簿等により整理することが必要である。	1 その他の利用料収入を適正に計上しているか。 2 その他の利用料収入等の徴収簿を整備しているか。 3 領収書を発行しているか	1 運用上の留意事項別添3	1 その他の利用料収入を適正に計上していない。 2 徴収簿等を作成していない。 3 領収書を発行していない。	C B B

	基本的考え方	観 点	関係法令		
ウ 利用者負担額の受領 (上乗せ徴収、実費徴収を行っている場合)	保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を保護者から受けることができる。 便宜に要する費用のうち、通常必要とされるものに係る費用で、保護者に負担させることが適当と認められるものについては、支払を受けることができる。 特定地域型保育事業者は、費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。 金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。 ただし、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用による金銭の支払いに係る同意については、文書によることを要しない。	1 徴収金額及び使途は適切か。	1 区条例第24号第43条第3項及び第4項 2 区規則第39号第16条第3項、4項	1 保護者に負担させることが妥当と思われない費用を徴収している。 2 徴収簿等を作成していない。 3 徴収簿等の内容に不備がある。 4 その他不備がある。	C B B B
		2 当該費用に係る領収証を交付しているか。	1 区条例第24号第43条第5項	1 領収証を交付していない。	
		3 保育の質の向上を図る費用の徴収を行っている場合に、あらかじめ、使途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由を書面により説明し、文書による同意を得ているか。	1 区条例第24号第43条第6項	1 保育の質の向上を図る費用に関し、使途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由を書面により説明し、同意を得たことが記録されていない。	B
		4 便宜に要する費用の徴収を行っている場合に、あらかじめ、使途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由を書面により説明し、同意を得ているか。	1 区条例第24号第43条第6項	1 便宜に要する費用に関し、使途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由を書面により説明し、同意を得たことが記録されていない。	B
		5 会計上適正に処理されているか。		1 会計帳簿に徴収金を適切に計上していない。	B
(3) 私的契約利用料	保育所等における私的契約等に基づく利用料収入をいう。 日常的に実費徴収が生じる場合は、徴収簿等により整理することが必要である。施設運営は地域型保育給付費（保育単価×延べ人数）で賄われており、私的契約児の利用料については少なくとも保育単価に基づき徴収する必要がある。	1 私的契約児の利用料は適正か。	1 運用上の留意事項別添3	1 保育単価を下回っている。	B
		2 私的契約児利用料等の徴収簿を整備しているか。	1 運用上の留意事項1(3)	1 徴収簿等を作成していない。	B
		3 私的契約児利用料等の徴収簿の内容に不備はないか。	1 運用上の留意事項1(3)	1 徴収金を適正に計上していない。 1 徴収簿等の内容に不備がある。	B B
		4 領収書を発行しているか。		2 領収書を発行していない。	B
		5 その他利用料に関して不適正な事項はないか。	1 運用上の留意事項1(3)	1 その他不備がある。	B
(4) その他の事業収入	私的契約利用料収入	1 延長保育利用料等の徴収簿を整備しているか。	1 運用上の留意事項1(3)	1 徴収簿等を作成していない。	B
		2 延長保育利用料等の徴収簿の内容に不備はないか。	1 運用上の留意事項1(3)	1 徴収金を適正に計上していない。 2 徴収簿等の内容に不備がある。	B B
		3 領収書を発行しているか。		1 領収書を発行していない。	B
		4 その他利用料に関して不適正な事項はないか。	1 運用上の留意事項1(3)	1 その他不備がある。	B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令	評価基準	評価
(5) 寄附金	寄附金及び寄附物品を収受した場合においては、寄附者から寄附申込書を受けることとし、寄附金収益明細書（運用上の取扱別紙 3②）を作成し、寄附者、寄附目的、寄附金額等を記載することとする。 ※ 寄附の性質、受領の状況等から寄附目的が明らかな場合には申込書の作成は求めないが、証憑書類を保管の上、寄附目的に基づいて帰属拠点区分を決定する。 金銭の寄附は、寄附目的により拠点区分（及びサービス区分）の帰属を決定し、当該区分の資金収支計算書の経常経費寄附金収入又は施設整備等寄附金収入として計上し、併せて事業活動計算書の経常経費寄附金収益又は施設整備等寄附金収益として計上するものとする。 寄附物品については、取得時の時価により、経常経費に対する寄附物品であれば経常経費寄附金収入及び経常経費寄附金収益として計上する。土地などの支払資金の増減に影響しない寄附物品については、事業活動計算書の固定資産受贈額として計上するものとし、資金収支計算書には計上しないものとする。 ただし、当該物品が飲食物等で即日消費されるもの又は社会通念上受取寄附金として扱うことが不適当なものはこの限りではない。 施設利用者又は利用者の家族等に寄附金を強要し、これを不正に使用しないこと。	1 寄附申込書を受け入れ、寄附申込者の意思を確認しているか。	1 運用上の留意事項 9（2） 2 運用上の取扱別紙 3②	1 寄附申込書を受け入れておらず、寄附申込者の意思を確認していない。	C
		2 寄附目的により拠点区分（及びサービス区分）の帰属を決定し、適切に計上しているか。	1 運用上の留意事項 9（1）	1 寄附目的により拠点区分（及びサービス区分）の帰属を決定し、適切に計上していない。	C
		3 固定資産以外の寄附物品について、取得時の時価により寄附金収益として計上しているか。	1 運用上の留意事項 9（2）	1 固定資産以外の寄附物品について、取得時の時価により寄附金収益として計上していない。	C
		4 固定資産について、取得時の公正な評価額により固定資産受贈額を計上しているか。	1 会計基準省令第 4 条第 1 項 2 運用上の留意事項 9（2）	1 固定資産について、取得時の公正な評価額により固定資産受贈額を計上していない。	C
		5 寄附金領収書を発行しているか。	1 会計基準省令第 2 条 2 所得税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 11 号）第 47 条の 2 第 3 項 1 号イ	1 寄附金領収書を発行していない。	C
		6 寄附金領収書の内容は適正か。	1 所得税法施行規則第 4 7 条の 2 第 3 項 1 号イ	1 寄附金領収書の内容に不備がある。	B
		7 後援会など社会福祉法人以外の者に対する寄附に、法人名義の領収書を発行していないか。	1 所得税法施行規則第 4 7 条の 2 第 3 項 1 号イ	1 後援会など社会福祉法人以外の者に対する寄附に、法人名義の領収書を発行している。	C
		8 施設利用者又は利用者の家族等に寄附を強要していないか。	1 指導監督徹底通知 5（4）エ	1 施設利用者又は利用者の家族等に寄附を強要している。	C
		9 受領に際して、理事長又は受贈権利者の委任を受けた者の承認はあるか。	1 定款例第 24 条（備考）（1）⑩	1 理事長又は受贈権利者の委任を受けた者の承認がない。	C
		10 寄附金収益明細書を整備しているか。	1 会計基準省令第 3 0 条第 1 項第 2 号 2 運用上の留意事項 9（2）	1 寄附金収益明細書を整備していない。	C
		11 寄附金収益明細書の内容は適切か。	1 運用上の留意事項 9（2）	1 寄附金収益明細書の内容に不備がある。	B
		12 契約業者から寄附を受けている場合の業者との契約内容は適正か。	1 指導監督徹底通知 5（2）イ	1 寄附を受けている業者との契約内容が不適正である。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令	評価基準	評価
(6) 補助金	共同募金会からの受配者指定寄附金のうち、施設整備及び設備整備に係る配分金（資産の取得等に係る借入金の償還に充てるものを含む。）は、施設整備等寄附金収入として計上し、併せて施設整備等寄附金収益として計上する。このうち、基本金として組入れすべきものは、基本金に組み入れるものとする。 また、受配者指定寄附金のうち経常的経費に係る配分金は、経常経費寄附金収入として計上し、併せて経常経費寄附金収益として計上する。	13 共同募金会からの受配者指定寄附金は、適正に計上しているか。	1 運用上の留意事項9（3）	1 共同募金会からの受配者指定寄附金が、適正に計上されていない。	C
	施設整備等に係る補助金、借入金元金償還補助金、借入金利息補助金及び経常経費補助金等の各種補助金については、補助の目的に応じて帰属する拠点区分（及びサービス区分）を決定し、当該区分で受け入れることとする。	1 補助金を目的に応じた区分及び勘定科目により計上しているか。	1 運用上の留意事項10	1 補助金を目的に応じた区分及び勘定科目により計上していない。	C
	共同募金会からの受配者指定寄附金以外の配分金のうち、施設整備及び設備整備に係る配分金は、施設整備等補助金収入及び施設整備等補助金収益に計上し、国庫補助金等特別積立金を積み立てることとする。 また、受配者指定寄附金以外の配分金のうち、経常的経費に係る配分金は、補助金事業収入及び補助金事業収益に計上する。	2 共同募金会からの受配者指定寄附金以外の配分金は、適正に計上しているか。 3 補助金事業等収益明細書を作成しているか。	1 運用上の留意事項9（3） 1 会計基準省令第30条第1項第3号 2 運用上の留意事項10	1 共同募金会からの受配者指定寄附金以外の配分金が、適正に計上されていない。 1 補助金事業等収益明細書を作成していない。	C C
(7) その他 ア 利用者等外給食費収入	職員等利用者以外に提供した食事に対する収入をいう。 職員給食費等については、徴収単価≧児童1人あたり材料購入単価の関係を維持する必要がある、この関係を説明できなければならない。	1 利用者等外給食費収入を適正に収入計上しているか。 2 職員給食単価は適正か。 3 職員給食費等に徴収漏れは無いのか。 4 実費徴収簿等を作成しているか。	1 運用上の留意事項別添3	1 利用者等外給食費収入を適正に収入計上していない。 1 職員給食単価が適正でない。 1 職員給食費等に徴収漏れがある。 1 実費徴収簿等を作成していない。	C B B B
イ その他の収入等	他のいずれにも属さない収入をいう。	1 その他の収入等を適正に計上しているか。 2 その他収入に関し不適正な事項はないか。	1 運用上の留意事項別添3	1 その他の収入等を適正に計上していない。 1 その他収入に関し重大な問題がある。 2 その他収入に関し問題がある。	C C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令	評価基準	評価
7 費用					
(1) 人件費	人件費は役員報酬、職員給料、職員賞与、非常勤職員給与、派遣職員費、退職給付費用、法定福利費をいう。 人件費については、給与規程等の根拠に基づき計上しなければならない。 ※ 人件費には給与、賃金、各種手当などがあり、施設運営における職員の処遇に必要な経費である。最低基準、措置費国庫負担金交付要綱及びそれに関する関係通知等に示す職員の資格要件・配置基準等を遵守し、適正な給与水準を維持する。 人件費は、雇用形態、契約形態により「職員給料」「非常勤職員給与」「派遣職員費」の勘定科目に区分する。 独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び確定拠出年金制度のように拠出以後に追加的な負担が生じない外部拠出型の制度については、当該制度に基づく要拠出額である掛金額をもって費用処理する。	1 支給対象となる事実及び勤務実態は客観的資料により確認できるか。 2 人件費について、関連規程等に基づいて計上されているか。 3 人件費を雇用形態、契約形態により「職員給料」、「非常勤職員給与」、「派遣職員費」、の勘定科目に区分しているか。 4 退職共済掛金は費用処理されているか。 5 社会保険料及び労働保険料等の納付は適正に行われているか。	1 会計基準省令第2条 2 運用上の留意事項別添3 1 会計基準省令第2条 2 運用上の留意事項別添3 1 運用上の留意事項別添3 1 運用上の留意事項21(2) 1 健康保険法(大正11年法律第70号)第161条、164条 2 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第82条、83条 3 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第15条	1 支給対象となる事実及び勤務実態が客観的資料により確認できない。 1 人件費について、関連規程等に基づいて計上されていない。 1 人件費を雇用形態、契約形態により「職員給料」、「非常勤職員給与」、「派遣職員費」の勘定科目に区分していない。 1 退職共済掛金が適正に費用処理されていない。 1 社会保険料及び労働保険料等の納付が適正に行われていない。	C C B C B
処遇改善等加算Ⅰにおける賃金改善要件分	職員の賃金(基本給、手当、賞与又は一時金等(退職手当を除く。以下同じ。))の増額(以下「賃金改善」という。)を、賃金改善要件分に係る処遇改善等加算Ⅰの額以上の水準で実施するものとする。 基準年度の職員の賃金に対して改善するものであること。	1 賃金改善に要した費用の総額(以下「賃金改善総額」という。)が、当該施設等における賃金改善要件分に係る処遇改善等加算Ⅰの額以上であるか。 2 同一事業者内の複数の施設・事業所間で配分調整を行う場合、適正な方法で行っているか。	1 こ成保39通知 1 こ成保39通知	1 賃金改善に要した費用の総額が、当該施設等における賃金改善要件分に係る処遇改善等加算Ⅰの額以上でない。 1 同一事業者内の複数の施設・事業所間で配分調整を行う場合、適正な方法で行っていない。	B B
(2) 事業費	事業費は、保育所等入所児童の処遇に直接必要な一切の経費に支出するものであり、その経費は十分に確保されていない。 児童の処遇上の経費が不十分な場合には、予算及び事業計画の見直し等を行い、改善しなければならない。				
ア 物品購入等の費用	保健衛生費、事務消耗品費等の費用をいう。	1 物品購入契約書等に基づき計上されているか。 2 請求書と納品書の照合が行われているか。	1 会計基準省令第2条 2 運用上の留意事項別添3 1 会計基準省令第2条	1 物品購入契約書等に基づき計上され 1 請求書と納品書の照合が行われていない。	B B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令	評価基準	評価
イ 給食費	食材及び食品の費用をいう。なお、給食業務を外部委託している施設にあっては、材料費を計上すること。また、職員、来訪者等利用者以外に提供した食材及び食品の費用は、その他のサービス活動外費用の利用者等外給食費に計上すること。	1 給食費に、職員給食等の経費が含まれていないか。	1 運用上の留意事項別添3	1 給食費に、職員給食等の経費が含まれている。	B
ウ 賃借料	固定資産に計上を要しない器機等のリース料、レンタル料をいう。 オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うものとする。	1 オペレーティング・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理が行われているか。	1 運用上の取扱8-1(4) 2 運用上の留意事項別添3	1 オペレーティング・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理が行われていない。	C
(3) 事務費 ア 福利厚生費	役員・職員が福利施設を利用する場合における事業主負担額、健康診断その他福利厚生のために要する法定外福利費をいう。	1 法定外福利費は適切に計上されているか。	1 運用上の留意事項別添3	1 法定外福利費が適切に計上されていない。	C
イ 修繕費	建物、器具及び備品等の修繕又は模様替えの費用をいう。ただし、建物、器具及び備品を改良し、耐用年数を延長させるような資本的費用を含まない。	1 資本的費用（固定資産の取得）と収益的費用（修繕費）は適切に区分されているか。	1 運用上の留意事項別添3	1 資本的費用（固定資産の取得）と収益的費用（修繕費）が適切に区分されていない。	C
ウ 業務委託費	洗濯、清掃、夜間警備及び給食（給食材料費を除く）など施設の業務の一部を他に委託するための費用（保守料を除く）をいう。必要に応じて検査委託、給食委託、寝具委託、医事委託、清掃委託など、小区分で更に細分化することができる。	1 業務委託契約書等に基づき費用が計上されているか。 2 業務完了報告書等により業務の履行を確認したうえで支払いが行われているか。	1 運用上の留意事項別添3 1 運用上の留意事項別添3	1 業務委託契約書等に基づき費用が計上されていない。 1 業務完了報告書等により業務の履行を確認したうえで支払いが行われていない。	B B
エ 土地・建物賃借料	保育所等の土地・建物の賃借料を支出する科目である。 なお、委託費から土地・建物賃借料を支出する場合は、運用上の留意事項別添3に基づいて行わなければならない。	1 保育所等の土地・建物の賃借料は、土地・建物賃借料（科目）に計上されているか。	1 運用上の留意事項別添3	1 保育所等の土地・建物の賃借料を土地・建物賃借料（科目）に計上していない。	B
オ 雑費	他のいずれにも属さない費用をいう。 地域型保育給付費からの職員等への慶弔金等の支出については、社会的妥当性が求められるものであり、区市町村からの地域型保育給付費として運営に要する費用が支弁されていることを鑑み、社会通念上認められる範囲及び金額でなければならない。	1 雑費について、他の勘定科目で処理すべきものが含まれていないか。 2 慶弔費等は適正か。	1 運用上の留意事項別添3 2 運用上の留意事項別添3	1 雑費について、他の勘定科目で処理すべきものが含まれている。 1 慶弔費等が適正でない。	B B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令	評価基準	評価
(4) その他 ア 利用者等外給食費支出 イ その他の費用等	職員、来訪者等利用者以外に提供した食材及び食品の支出をいう。 いずれの勘定科目にも属さない費用をいう	1 職員等に提供した食材及び食品の費用は利用者等外給食費で支出しているか。 1 その他の費用等の内容は明らかになっているか。 2 その他費用に関し不適正な事項はないか。	1 運用上の留意事項別添3 1 運用上の留意事項別添3	1 職員等に提供した食材及び食品の費用を利用者等外給食費で支出していない。 1 その他の費用等の内容が明らかになっていない。 1 その他費用に関し重大な問題がある。 2 その他費用に関し問題がある。	B C C B
8 資産					
(1) 資産評価 ア 資産の貸借対照表価額 イ 受取手形、未収金、貸付金等の債権の評価 ウ 有形固定資産及び無形固定資産の評価 エ 資産の時価（資産の評価損）	資産の貸借対照表価額は、原則として、当該資産の取得価額を基礎として計上しなければならない。受贈、交換によって取得した資産の取得価額は、その取得時における公正な評価額とする。 受取手形、未収金、貸付金等の債権については、徴収不能のおそれがあるときは、会計年度の末日においてその時に徴収することができないと見込まれる額を控除しなければならない。 有形固定資産及び無形固定資産については、会計年度の末日において、相当の償却をしなければならない。 会計年度の末日における時価がその時の取得原価より著しく低い資産については、回復すると認められる場合を除き、時価を付さなければならない。 ただし、有形固定資産及び無形固定資産について使用価値を算定でき、かつ使用価値が時価を超える場合には、取得価額から減価償却累計額を控除した価額を超えない限りにおいて使用価値を付することができる。 なお、時価が取得原価より著しく低い資産とは、時価が帳簿価額から概ね50%を超えて下落している場合をいう。 固定資産の使用価値の見積もりについては、使用価値により評価できるのは、対価を伴う事業に供している固定資産に限られ、また、使用価値は、資産又は資産グループを単位とし、継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値をもって算定する。	1 資産の貸借対照表価額は、適正に計上されているか。 1 受取手形、未収金、貸付金等の債権は適正に計上されているか。 1 有形固定資産及び無形固定資産は適正に計上されているか。 1 時価が取得原価より著しく低い資産について、当該資産の貸借対照表価額は適正に算定されているか。 2 固定資産について、使用価値をもって貸借対照評価額として計上している場合、根拠が明確になっているか。	1 会計基準省令第4条第1項 2 運用上の取扱14 1 会計基準省令第4条第4項 1 会計基準省令第4条第2項 2 運用上の取扱16 3 運用上の留意事項17 1 会計基準省令第4条第3項 2 運用上の留意事項22 1 会計基準省令第4条第3項 2 運用上の取扱17	1 資産の貸借対照表価額が、適正に計上されていない。 1 受取手形、未収金、貸付金等の債権が適正に計上されていない。 1 有形固定資産及び無形固定資産が適正に計上されていない。 1 時価が取得原価より著しく低い資産について、当該資産の貸借対照表価額が適正に算定されていない。 1 固定資産について、使用価値をもって貸借対照評価額として計上しているにもかかわらず、根拠が明確になっていない。	C C C C C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令	評価基準	評価
才 満期保有目的の債券等	満期まで所有する意図をもって保有する債券(以下「満期保有目的の債券」という。)等については、取得価額をもって貸借対照表価額とする。 満期保有目的の債券を債券金額より低い価額または高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない。 ただし、取得価額と債券金額との差額について重要性が乏しい満期保有目的の債券については、償却原価法を適用しないことができる。	1 満期保有目的の債券等について、取得価額をもって貸借対照表価額としているか。(償却原価法適用債券を除く。) 2 償却減価法適用債権の貸借対照表価額は適正に算定されているか。	1 会計基準省令第4条第5項 1 運用上の取扱い1 (4)、1 5	1 満期保有目的の債券等について、取得価額をもって貸借対照表価額としている。(償却原価法適用債券を除く。) 1 償却減価法適用債権の貸借対照表価額は適正に算定されていない。	C C
カ 満期保有目的の債券以外の有価証券	満期保有目的の債券以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、会計年度の末日においてその時の時価を付さなければならない。	1 満期保有目的の債券以外の有価証券のうち市場価格のあるものについて、時価を付しているか。 2 満期保有目的の債券以外の有価証券のうち市場価格のないものについて、取得価額を付しているか。	1 会計基準省令第4条第5項 1 会計基準省令第4条第1項、5項	1 満期保有目的の債券以外の有価証券のうち市場価格のあるものについて、時価を付していない。 1 満期保有目的の債券以外の有価証券のうち市場価格のないものについて、取得価額を付していない。	C C
キ 棚卸資産の評価	棚卸資産については、会計年度の末日における時価がその時の取得原価より低いときは、時価を付さなければならない。	1 棚卸資産は、適正に計上されているか。	1 会計基準省令第4条第6項 2 運用上の留意事項1 6	1 棚卸資産が、適正に計上されていない。	C
(2) 流動資産					
ア 現金預金	現金及び預貯金をいう。 小口現金制度は、常用雑費の現金支払い及び慣習上現金をもって支払うこととされている支払いのための手段として設けるものである。小口現金は、保有限度額、現金保管責任者等を定め、厳密に取り扱う必要がある。 現金収入については、現金出納帳に記帳し、直ちに支出に充てることなく一旦速やかに取引金融機関に預け入れ収入の記録を残さなければならない。	1 小口現金出納帳を作成しているか。 2 小口現金の保管額は、経理規程で定められた金額の範囲内になっているか。 3 現金出納帳を作成しているか。 4 現金収入について、経理規程で定められた期間内に取引金融機関に預け入れているか。	1 運用上の留意事項1 (2)、(4) 2 指導監督徹底通知5 (6) ア 1 運用上の留意事項1 (2)、(4) 2 指導監督徹底通知5 (6) ア 1 運用上の留意事項1 (2)、(4) 2 指導監督徹底通知5 (6) ア 1 運用上の留意事項1 (2)、(4) 2 指導監督徹底通知5 (6) ア	1 小口現金出納帳を作成していない。 1 小口現金の保管額が、経理規程で定められた金額の範囲を超えている。 1 現金出納帳を作成していない。 1 現金収入について、経理規程で定められた期間内に取引金融機関に預け入っていない。	B B B B

目	基本的考え方	観 点	関係法令	評価基準	評価
イ 有価証券	※ 施設の預金は、個人名義や任意団体名義ではなく、施設名義又は法人名義で管理する。 現金、小切手帳、預金通帳、証書等は安全な金庫に保管し、金庫の鍵は責任者によって適切に保管する。銀行届出印鑑は、小切手帳や預金通帳等とは別の者が別の場所に保管し、内部牽制体制を確保する。 また、毎月末日、取引金融機関の残高と関係帳簿を照合する。	5 通帳上の入出金記録と会計帳簿の記録は一致しているか。	1 運用上の留意事項 1 (2)	1 通帳上の入出金記録と会計帳簿の記録が一致していない。	C
		6 口座名義は適正か。	1 指導監督徹底通知 5 (6) イ	1 口座名義が不適正である。	C
		7 預金通帳等と銀行届出印鑑の管理者を分け、かつ、保管場所を分離しているか。	1 運用上の留意事項 1 (1) 2 指導監督徹底通知 5 (6) エ	1 預金通帳等と銀行届出印鑑の管理者を分けて、又は、保管場所を分離していない。	C
ウ 事業未収金	地域型保育給付費の管理運用については、銀行、郵便局等への預貯金等安全確実でかつ換金性の高い方法により行うこと。 安全確実でかつ換金性の高い方法としては、銀行、農業協同組合等への預貯金のほか、国債、地方債、信託銀行への金銭信託等元本保証のある方法が考えられるが、株式投資、商品取引等リスクが大きいものは認められない。	1 地域型保育給付費の管理運用が、安全確実かつ換金性の高い方法で行われているか。	1 指導監査実施要綱 別紙 III 2 (1)、(2) 2 定款例第 30 条	1 地域型保育給付費の管理運用が、安全確実かつ換金性の高い方法で行われていない。	C
		2 国債、地方債等の有価証券の購入について、理事会で決定が行われているか。	1 定款例第 30 条	1 国債、地方債等の有価証券の購入について、理事会で決定が行われていない。	C
エ 未収金	事業収益に対する未収入金をいう。	1 事業未収金の状況と、その理由を明確に把握し、記録しているか。	1 会計基準省令第 2 条	1 事業未収金の状況と、その理由の記録がなく、明確に把握していない。	C
		2 期限どおりに入金されていないものがある場合には、遅滞なく権限者に報告し、適切な措置がとられているか。	1 会計基準省令第 2 条 2 運用上の留意事項別添 3	1 期限どおりに入金されていないものがある場合に、権限者に報告しておらず、適切な措置をとっていない。	C
		3 未収金台帳または未収金管理簿における未収残高について、月次試算表、総勘定元帳における残高との確認を実施しているか。	1 会計基準省令第 2 条	1 未収金台帳または未収金管理簿における未収残高について、月次試算表、総勘定元帳における残高との確認を実施していない。	C
オ 未収補助金	事業収益以外の収益に対する未収入金をいう。	1 未収金を事業未収金、未収金及び未収補助金に区別して、貸借対照表に計上しているか。	1 会計基準省令第 2 条 2 運用上の留意事項 3、別添 3	1 未収金が事業未収金、未収金及び未収補助金に区別して、貸借対照表に計上されていない。	C
カ 未収収益	施設整備、設備整備及び事業に係る補助金等の未収額をいう。	1 補助対象年度に入金されていない補助金を未収補助金として計上しているか。	1 会計基準省令第 2 条 2 運用上の留意事項 10、別添 3	1 補助対象年度に入金されていない補助金を未収補助金として計上していない。	C
キ 立替金	一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合、すでに提供した役務に対していまだその対価の支払を受けていないものをいう。	1 立替金の内容は明確に把握し、記録しているか。	1 運用上の留意事項別添 3	1 未収収益が、適正に認識され、処理されていない。	C
ク 前払金	一時的に立替払いをした場合の債権額をいう。	1 立替金の内容は明確に把握し、記録しているか。	1 会計基準省令第 1 章 2 運用上の留意事項別添 3	1 立替金の内容の記録がなく、明確に把握していない。	C
ク 前払金	物品等の購入代金及び役務提供の対価の一部又は全部の前払額をいう。	1 前払金は契約等に基づき支払われているか。	1 会計基準省令第 1 章 2 運用上の留意事項別添 3	1 前払金が契約等に基づき支払われていない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令	評価基準	評価
ケ 前払費用	一定の契約に従い、継続して役務の提供を受ける場合、いまだ提供されていない役務に対し支払われた対価をいう。	1 前払費用は、適正に認識され、処理されているか。	1 会計基準省令第1章 2 運用上の留意事項別添3	1 前払費用が、適正に認識され、処理されていない。	C
コ 仮払金	処理すべき科目又は金額が確定しない場合の支出額を一時的に処理する科目をいう。	1 仮払金の支出及び精算時には、内容を明確にした文書により会計責任者の承認を得ているか。 2 仮払金の支出から精算までの期間が長期化していないか。	1 運用上の留意事項1(1)、別添3 1 運用上の留意事項1(1)、別添3	1 仮払金の支出及び精算時に、内容を明確にした文書により会計責任者の承認を得ていない。 1 仮払金の支出から精算までの期間が長期化している。	C B
サ 徴収不能引当金	未収金や受取手形について、回収不能額を見積もったときの引当金をいう。 徴収不能引当金の計上は、原則として、毎会計年度末において徴収することが不可能な債権を個別に判断し、当該債権を徴収不能引当金に計上する(運用上の取り扱い別紙3⑨参照)。 上記以外の一般債権については、過去の徴収不能額の発生割合に応じた金額を徴収不能引当金として計上する。	1 徴収不能引当金の額は適正に計上されているか。	1 運用上の留意事項18(1)、別添3	1 徴収不能引当金の額が適正に計上されていない。	C
(3) 固定資産					
ア 基本財産(土地、建物)	所有する社会福祉事業の用に供する不動産は、全て基本財産として定款に記載されていること。また、当該不動産の所有権について登記がなされていること。 基本財産を所轄庁の承認を得ずに、処分し、貸与し、又は担保に供してはならない。	1 基本財産について、定款、財産目録、不動産登記簿謄本の内容が一致しているか。 2 基本財産を所轄庁の承認を得ずに、処分し、貸与し、又は担保に供していないか。	1 指導監査実施要綱 別紙Ⅲ2(1) 1 指導監査実施要綱 別紙Ⅲ2(1)	1 基本財産について、定款、財産目録、登記簿謄本の内容が一致していない。 1 基本財産を所轄庁の承認を得ずに、処分し、貸与し、又は担保に供している。	C C
イ 固定資産管理	基本財産及びその他の固定資産の明細書では、基本財産(有形固定資産)及びその他の固定資産(有形固定資産及び無形固定資産)の種類ごとの残高等を記載するものとする。なお、有形固定資産及び無形固定資産以外に減価償却がある場合には、当該資産についても記載するものとする。 基本財産(有形固定資産)及びその他の固定資産(有形固定資産及び無形固定資産)は個々の資産の管理を行うため、固定資産管理台帳を作成するものとする。	1 拠点区分ごとに基本財産及びその他の固定資産の明細書を作成しているか。 2 拠点区分ごとに固定資産管理台帳を作成しているか。 3 固定資産は使用目的に対応した拠点区分に計上されているか。 4 固定資産の増減は適正に把握しているか。 5 決算期には固定資産現在高報告書と固定資産管理台帳との照合を実施しているか。 6 権限者による承認等、固定資産物品の購入及び廃棄に伴う事務処理は適正か。	1 会計基準省令第30条第1項第8号 2 運用上の取扱26(2)ア、イ、別紙3⑧ 1 運用上の留意事項27 1 会計基準省令第30条第1項第8号 2 運用上の留意事項27 1 会計基準省令第30条第1項第8号 2 運用上の留意事項27 1 会計基準省令第30条第1項第8号 2 運用上の留意事項27 1 運用上の留意事項27 2 定款例第24条備考⑥、⑦	1 拠点区分ごとに基本財産及びその他の固定資産の明細書を作成していない。 1 拠点区分ごとに固定資産管理台帳を作成していない。 1 固定資産が使用目的に対応した拠点区分に計上されていない。 1 固定資産の増減を適正に把握していない。 1 決算期に固定資産現在高報告書と固定資産管理台帳との照合を実施していない。(現在高報告) 1 固定資産物品の購入及び廃棄に伴う事務処理が適正でない。	C C C C B B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令	評価基準	評価
ウ 拠点区分間固定資産 移管収益（費用）	同一事業区分内における他の拠点区分からの固定資産 の移管による収益（費用）をいう。	1 固定資産の拠点区分間の移管に係 る会計処理は適切に行われている か。	1 会計基準省令第30条第 1項第8号 2 運用上の留意事項27	1 固定資産の拠点区分間の移管に係 る会計処理が適切に行われていな い。	C
エ 固定資産の売却損益	固定資産を売却した場合の売却損益をいう。	1 固定資産の売却に伴う損益は適正 に計上されているか。	1 会計基準省令第24条、 別表第2、第2号第1、 2、3、4号様式	1 固定資産の売却に伴う損益が適正 に計上されていない。	C
(4) 減価償却 ア 減価償却費の計上	基本財産（有形固定資産）及びその他の固定資産（有形 固定資産及び無形固定資産）は個々の資産の管理を行うた め、固定資産管理台帳を作成するものとする。	1 固定資産管理台帳により適正に減 価償却費を計上しているか。	1 運用上の留意事項27	1 固定資産管理台帳により適正に減 価償却費を計上していない。	C
イ 減価償却の対象	耐用年数が1年以上、かつ、使用又は時の経過により価 値が減ずる、原則として1個若しくは1組の金額が10万 円以上の有形固定資産及び無形固定資産（以下「償却資産」 という。）に対して毎期一定の方法により償却計算を行わ なければならない。 なお、土地など減価が生じない資産（非償却資産）につ いては、減価償却を行うことができないものとする。	1 償却資産の範囲は適正か。 2 減価償却方法は、毎期継続し適用 しているか。	1 運用上の取扱16 2 運用上の留意事項17 (1) 1 運用上の取扱16(1)	1 償却資産の範囲が適正でない。 1 減価償却方法が、毎期継続し適用し ていない。	C C
ウ 減価償却の方法	減価償却の方法としては、有形固定資産については定額 法又は定率法のいずれかの方法で償却計算を行う。 また、ソフトウェア等の無形固定資産については定額法 により償却計算を行うものとする。 なお、償却方法は、拠点区分ごと、資産の種類ごとに選 択し、適用することができ、減価償却計算の単位は、原則 として資産ごととする。	1 有形固定資産は、定額法又は定率 法により減価償却計算を行ってい るか。 2 無形固定資産は、定額法により償 却計算を行っているか。 3 減価償却計算は資産ごとに行って いるか。	1 運用上の取扱16(2) 1 運用上の取扱16(2) 1 運用上の留意事項17 (1)	1 有形固定資産について、定額法又は 定率法により減価償却計算を行っ ていない。 1 無形固定資産について、定額法によ り償却計算を行っていない。 1 減価償却計算が資産ごとに行われ ていない。	C C C
エ 耐用年数	耐用年数は、原則として減価償却資産の耐用年数等に関 する省令（昭和40年大蔵省令第15号）によるものとする。 ただし、ファイナンス・リース取引の場合、リース資産 について、その内容（主な資産の種類等）及び減価償却の 方法を計算書類に注記する。	1 耐用年数の見積りは適正か。	1 運用上の留意事項17 (3) 2 運用上の取扱8	1 耐用年数の見積りが不適正である。	C
オ 償却率等	減価償却の計算は、原則として、減価償却資産の耐用年 数等に関する省令の定めによるものとし、適用する償却率 等は運用上の留意事項別添2（減価償却資産の償却率、改 定償却率及び保証率表）のとおりとする。	1 適用する償却率等は適正か。	1 運用上の留意事項17 (4)、別添2	1 適用する償却率等が不適正である。	C
カ 残存価額	1 平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産 有形固定資産について償却計算を実施するための残 存価額は取得価額の10%とする。耐用年数到来時 においても使用し続けている有形固定資産について は、さらに、備忘価額（1円）まで償却を行うこと ができるものとする。 2 平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産 有形固定資産について償却計算を実施するための残 存価額はゼロとし、償却累計額が当該資産の取得価 額から備忘価額（1円）を控除した金額に達するま で償却するものとする。	1 固定資産の残存価額は取得日に応 じた価額となっているか。	1 運用上の留意事項17 (2)	1 固定資産の残存価額が取得日に応 じた価額となっていない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令	評価基準	評価
キ 減価償却計算期間の単位	3 無形固定資産 無形固定資産については、当初より残存価額をゼロとして減価償却を行うものとする。	2 無形固定資産の残存価額はゼロとなっているか。	1 運用上の留意事項 1 7 (2)	1 無形固定資産の残存価額がゼロとなっていない。	C
	減価償却費の計算は、原則として1年を単位として行うものとする。ただし、年度途中で取得又は売却・廃棄した減価償却資産については、月を単位（月数は暦に従って計算し、1か月に満たない端数を生じた時はこれを1か月とする。）として計算を行うものとする。	1 年度途中で取得又は売却・廃棄した減価償却資産の減価償却計算は、月を単位として行われているか。	1 運用上の留意事項 1 7 (5)	1 年度途中で取得又は売却・廃棄した減価償却資産の減価償却計算が、月を単位として行われていない。	C
ク 減価償却費の配分の基準	複数の拠点区分に共通して発生する減価償却費のうち、国庫補助金等により取得した償却資産に関する減価償却費は、国庫補助金等の補助目的に沿った拠点区分に配分する。 上記以外の複数の拠点区分に共通して発生する減価償却費については、利用の程度に応じた面積、人数等の合理的基準に基づいて毎期継続的に各拠点区分に配分する。	1 複数の拠点区分に共通して発生する減価償却費の配分は適切か。	1 運用上の留意事項 1 7 (6)	1 複数の拠点区分に共通して発生する減価償却費の配分が適切でない。	C
(5) 利益供与等の禁止	1 特定地域型保育事業者は、利用者支援事業（支援法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定地域型保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。	1 金品その他の財産上の利益を供与していないか。	1 区条例第24号第29条第1項、第50条	1 金品その他の財産上の利益を供与している。	C
	2 特定地域型保育事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。	2 金品その他の財産上の利益を収受していないか。	1 区条例第24号第29条第2項、第50条	1 金品その他の財産上の利益を収受している。	C
(6) その他 ア リース会計	ファイナンス・リース取引については、原則として、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うものとする。 ファイナンス・リース取引の場合、リース資産について、その内容（主な資産の種類等）及び減価償却の方法を計算書類に注記する。	1 ファイナンス・リース取引について、適正に会計処理が行われているか。	1 運用上の取扱 8	1 ファイナンス・リース取引について、適正に会計処理が行われていない。	C
イ その他の積立資産	現金及び預貯金は、原則として流動資産に属するものとするが、特定の目的で保有する預貯金は、固定資産に属するものとする。ただし、当該目的を示す適当な科目で表示するものとする。	1 その他の積立資産は流動資産の預金と区別されているか。	1 運用上の取扱 6	1 その他の積立資産が流動資産の預金と区別されていない。	C
	当期末繰越活動増減差額にその他の積立金取崩額を加算した額に余剰が生じた場合には、その範囲内で将来の特定の目的のために積立金を積み立てることができるものとする。積立金を計上する際は、積立ての目的を示す名称を付し、同額の積立資産を積み立てるものとする。 また、積立金に対応する積立資産を取崩す場合には、当該積立金を同額取崩すものとする。	2 積立金・積立資産明細書を作成しているか。	1 会計基準省令第30条第1項第12号 2 運用上の取扱 1 9	1 積立金・積立資産明細書を作成していない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令	評価基準	評価
ウ その他		1 その他資産に関して不適正な事項はないか。		1 その他資産に関して重大な問題がある。 2 その他資産に関して問題がある。	C B
9 負債					
(1) 借入金	借入金は理事会の議決（及び評議員会の意見の聴取）を経て行われていること。 また、借入金が事業運営上の必要によりなされたものであること。 借入金の償還財源に寄附金が予定されている場合は、寄附予定者との間で書面による贈与契約が締結されており、その寄附が遅滞なく履行されていること。 借入金の借入れ及び償還に係る会計処理は、借入目的に応じて、各拠点区分で処理することとする。 なお、資金を借り入れた場合については、借入金明細書（運用上の取扱い別紙3（①））を作成し、借入先、借入額及び償還額等を記載することとする。その際、独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合は、借入金明細書の借入先欄の金融機関名の後に（協調融資）と記載するものとする。 また、法人が将来受け取る債権を担保として供する場合には、計算書類の注記及び借入金明細書の担保資産欄にその旨を記載するものとする。	1 借入金について理事会の議決を経て行われているか。 2 借入金は事業運営上の必要によりなされたものであるか。 3 借入れにかかる契約書類は整備されているか。 4 借入金の償還計画を作成しているか。 5 借入金の償還計画に基づく償還が行われているか。 6 借入金の償還財源に寄附金が予定されている場合は、法人と寄附者との間で書面による贈与契約が締結されているか。 7 贈与契約に基づく償還財源寄附が遅滞なく履行されているか。 8 借入金は借入目的に応じた拠点区分に計上されているか。 9 借入金明細書を作成しているか。	1 指導監査実施要綱 別紙Ⅰ6（1）3 1 指導監査実施要綱 別紙Ⅰ6（3） 1 会計基準省令第1条 1 会計基準省令第1条 1 指導監査実施要綱 別紙Ⅰ6（3） 2 審査要領第4（3） 1 指導監査実施要綱 別紙Ⅲ3（3）3 1 指導監査実施要綱 別紙Ⅲ3（3）3 1 運用上の留意事項8 1 会計基準省令第30条第1項第1号 2 運用上の取扱26（1）別紙3① 3 運用上の留意事項8	1 借入金について理事会の議決をしていない。 1 借入金が事業運営上の必要によりなされたものでない。 1 借入れにかかる契約書類が整備されていない。 1 借入金の償還計画を作成していない。 1 借入金の償還計画に基づく償還が行われていない。 1 借入金の償還財源に寄附金が予定されている場合に、法人と寄附者との間で書面による贈与契約が締結されていない。 1 贈与契約に基づく償還財源寄附が履行されていない。 1 借入金が借入目的に応じた拠点区分に計上されていない。 1 借入金明細書を作成していない。	C C C C C C C C C
(2) 引当金	将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当該会計年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつその金額を合理的に見積もることができる場合には、当該会計年度の負担に属する金額を引当金に繰入れ、その残高を負債の部に計上又は資産の部に控除項目として記載する。	1 引当金明細書を作成しているか。	1 運用上の留意事項18 2 会計基準省令第30条第1項第9号 3 運用上の取扱18、26（2）ア別紙3③	1 引当金明細書を作成していない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令	評価基準	評価
ア 賞与引当金	職員に対し賞与を支給することとされている場合、当該会計年度の負担に属する金額を当該会計年度の費用に計上し、負債として認識すべき残高を賞与引当金として計上するものとする。 賞与引当金の計上は、法人と職員との雇用関係に基づき、毎月の給料の他に賞与を支給する場合において、翌期に支給する職員の賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額を賞与引当金に計上する。 また、原則として、引当金のうち賞与引当金のように通常1年以内に使用される見込みのものは流動負債に計上する。	1 賞与引当金の計上基準は適正か。 2 賞与引当金は流動負債に計上されているか。	1 運用上の取扱18(2)(3) 2 運用上の留意事項18(2) 1 運用上の取扱18(2) 2 運用上の留意事項18(2)	1 賞与引当金の計上基準が適正でない。 1 賞与引当金が流動負債に計上されていない。	C C
イ 退職給付引当金	職員に対し退職金を支給することが定められている場合には、将来支給する退職金のうち、当該会計年度の負担に属すべき金額を当該会計年度の費用に計上し、負債として認識すべき残高を退職給付引当金として計上するものとする。 なお、役員に対し在任期間中の職務執行の対価として退職慰労金を支給することが定められており、その支給額が規程等により適切に見積もることが可能な場合には、将来支給する退職慰労金のうち、当該会計年度の負担に属すべき金額を当該会計年度の役員退職慰労引当金繰入に計上し、負債として認識すべき残高を役員退職慰労引当金として計上するものとする。なお、退職慰労金を支給した際、支給金額については役員退職慰労金支出に計上するものとする。 ただし、退職給付会計の適用にあたり、退職給付の対象となる職員数が300人未満の社会福祉法人のほか、職員数が300人以上であっても、年齢や勤務期間に偏りがあるなどにより数理計算結果に一定の高い水準の信頼性が得られない社会福祉法人や原則的な方法により算定した場合の額と期末要支給額との差異に重要性が乏しいと考えられる社会福祉法人においては、退職一時金に係る債務について期末要支給額により算定することができる。 原則として、引当金のうち退職給付引当金のように通常1年を超えて使用される見込みのものは固定負債に計上する。	1 退職一時金に係る債務について、適正な額が退職給付引当金として計上されているか。 1 退職給付引当金は固定負債に計上されているか。 2 退職共済掛金は適正に費用処理されているか。	1 運用上の取扱18(4) 1 運用上の取扱18(2)、(4) 2 運用上の留意事項(1) 1 運用上の留意事項21	1 退職一時金に係る債務について、適正な額が退職給付引当金として計上されていない。 1 退職給付引当金が固定負債に計上されていない。 1 退職共済掛け金が適正に費用処理されていない。	C C C
(3) その他					
ア 事業未収金	事業活動に伴う費用等の未払債務をいう。	1 事業未払金は適正に処理されているか。	1 運用上の留意事項別添3	1 事業未払金が適正に処理されていない。	C
イ その他の未払金	事業未払金以外の未払金（施設整備等未払金を含む。）をいう。	1 長期化している未払金はないか。 2 未払金明細書と貸借対照表との整合性がとれているか。	1 運用上の留意事項別添3 1 会計基準省令第25条、第28条	1 長期化している未払金がある。 1 未払金明細書と貸借対照表との整合性がとれていない。	B C
ウ 未払費用	賃金、支払利息、賃借料など時の経過に依存する継続的な役務給付取引において既に役務の提供は受けたが、会計期末までに法的にその対価の支払債務が確定していない分の金額をいう。	1 未払費用は適正に認識され処理されているか。	1 運用上の留意事項別添3	1 未払費用が適正に認識され処理されていない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令	評価基準	評価
エ 前受収益	受取利息、賃貸料など時の経過に依存する継続的な役務提供取引に対する前受分のうち未経過の金額をいう。	1 前受収益は適正に認識され処理されているか。	1 運用上の留意事項別添 3	1 前受収益が適正に認識され処理されていない。	C
オ その他		1 その他負債に関して不適正な事項はないか。		1 その他負債に関して重大な問題がある。 2 その他負債に関して問題がある。	C B
1 0 純資産					
(1) 基本金	基本金には、社会福祉法人が事業開始等に当たって財源として受け取った寄附金の額を計上するものとする。 なお、基本金は以下のものとする。 1 社会福祉法人の設立並びに施設の創設及び増築等のために基本財産等取得すべきものとして指定された寄附金の額 2 前号の資産の取得等に係る借入金の元金償還に充てるものとして指定された寄附金の額 3 施設の創設及び増築時等に運転資金に充てるために収受した寄附金の額	1 基本金は適正に計上されているか。	1 会計基準省令第6条第1項 2 運用上の取扱 1 1	1 基本金が適正に計上されていない。	C
ア 基本金の組入れ	基本金への組入れは、会計基準省令第6条第1項に規定する寄附金を事業活動計算書の特別収益に計上した後、その収益に相当する額を基本金組入額として特別費用に計上して行う。	1 基本金への組入れは、運用上の取り扱い 11 に規定する寄附金別に、適正に計上されているか。	1 運用上の取扱 1 1 2 運用上の留意事項 1 4 (2)	1 基本金への組入れが、運用上の取り扱い 11 に規定する寄附金別に、適正に計上されていない。	C
イ 基本金の取崩し	社会福祉法人が事業の一部又は全部を廃止し、かつ基本金組入れの対象となった基本財産又はその他の固定資産が廃棄され、又は売却された場合には、当該事業に関して組み入れられた基本金の一部又は全部の額を取り崩し、その金額を事業活動計算書の繰越活動増減差額の部に計上する。 また、基本金の取崩しについても各拠点区分において取崩しの処理を行うこととする。 なお、基本金を取り崩す場合には、基本財産の取崩しと同様、事前に所轄庁に協議し、内容の審査を受けなければならない。 基本金の組入れ及び取崩しに当たっては、基本金明細書を作成し、それらの内容を記載することとする。	1 基本金を取り崩す場合の処理は、適正に行われているか。 2 基本金明細書を作成しているか。	1 運用上の取扱 1 2 2 運用上の留意事項 1 4 (3) 1 会計基準省令第30条第2項6号 2 運用上の取扱 2 6 (1)、別紙 3 ⑥ 3 運用上の留意事項 14(4)	1 基本金を取り崩す場合の処理が、適正に行われていない。 2 基本金明細書を作成していない。	C C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令	評価基準	評価
(2) 国庫補助金等特別積立金	国庫補助金等特別積立金には、社会福祉法人が施設及び設備の整備のために国又は地方公共団体等から受領した補助金、助成金及び交付金等（以下「国庫補助金等」という。）の額を計上するものとする。 当該国庫補助金等とは、「社会福祉施設等施設整備費の国庫負担（補助）について」（平成 17 年 10 月 5 日付厚生労働省発社援第 1005003 号）に定める施設整備事業に対する補助金など、主として固定資産の取得に充てられることを目的として、国及び地方公共団体等から受領した補助金、助成金及び交付金等をいう。 また、国庫補助金等には、自転車競技法（昭和 23 年法律第 209 号）第 2 4 条第 6 号などに基づいたいわゆる民間公益補助事業による助成金等を含むものとする。 なお、施設整備及び設備整備の目的で共同募金会から受ける受配者指定寄附金以外の配分金も国庫補助金等を含むものとする。 また、設備資金借入金の返済時期に合わせて執行される補助金等のうち、施設整備時又は設備整備時においてその受領金額が確実に見込まれており、実質的に施設整備事業又は設備整備事業に対する補助金等に相当するものは国庫補助金等とする。	1 国庫補助金等特別積立金の計上は適正に行われているか。	1 会計基準省令第 6 条第 2 項 2 運用上の留意事項 1 5 (1)、(2) ア 3 運用上の取扱 1 0	1 国庫補助金等特別積立金の計上が適正に行われていない。	C
ア 積立て	国庫補助金等特別積立金の積立ては、会計基準省令第 6 条第 2 項に規定する国庫補助金等の収益額を事業活動計算書の特別収益に計上した後、その収益に相当する額を国庫補助金等特別積立金積立額として特別費用に計上して行う。 また、国庫補助金等特別積立金については、国又は地方公共団体等から受け入れた補助金、助成金及び交付金等の額を各拠点区分で積み立てることとし、合築等により受け入れる拠点区分が判明しない場合、又は複数の施設に対して補助金を受け入れた場合には、最も合理的な基準に基づいて各拠点区分に配分することとする。	1 国庫補助金等特別積立金の積立ては、適正に行われているか。 2 複数の拠点区分（又はサービス区分）に対して受け入れた国庫補助金等は、補助目的に沿った拠点区分（又はサービス区分）に配分されているか。	1 運用上の取扱 1 0 2 運用上の留意事項 1 5 (2) ア 1 運用上の留意事項 1 5 (2) ア	1 国庫補助金等特別積立金の積立てが、適正に行われていない。 1 複数の拠点区分（又はサービス区分）に対して受け入れた国庫補助金等が補助目的に沿って拠点区分（又はサービス区分）に配分されていない。	C
イ 取崩し	国庫補助金等特別積立金は、施設及び設備の整備のために国又は地方公共団体等から受領した国庫補助金等に基づいて積み立てられたものであり、当該国庫補助金等の目的は、社会福祉法人の資産取得のための負担を軽減し、社会福祉法人が経営する施設等のサービス提供者のコスト負担を軽減することを通して、利用者の負担を軽減することである。 したがって、国庫補助金等特別積立金は、毎会計年度、国庫補助金等により取得した資産の減価償却費等により事業費用として費用配分される額の国庫補助金等の当該資産の取得原価に対する割合に相当する額を取り崩し、事業活動計算書のサービス活動費用に控除項目として計上しなければならない。	1 減価償却に対応する国庫補助金等特別積立金取崩額は、適正に計上されているか。	1 運用上の取扱 9 2 運用上の留意事項 1 5 (2) イ	1 減価償却に対応する国庫補助金等特別積立金の取り崩しが適正に計上されていない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令	評価基準	評価
ウ 設備資金借入金の償還に係る補助金の取扱	また、国庫補助金等特別積立金の積立ての対象となった基本財産等が廃棄され又は売却された場合には、当該資産に相当する国庫補助金等特別積立金の額を取崩し、事業活動計算書の特別費用に控除項目として計上しなければならない。 運用上の取り扱い9に規定する国庫補助金等特別積立金の減価償却等による取り崩し及び国庫補助金等特別積立金の対象となった基本財産等が廃棄又は売却された場合の取り崩しの場合についても各拠点区分（又はサービス区分）で処理することとする。 また、国庫補助金等はその効果を発現する期間にわたって、支出対象経費（主として減価償却費をいう）の期間費用計上に対応して国庫補助金等特別積立金取崩額をサービス活動費用の控除項目として計上する。 なお、非償却資産である土地に対する国庫補助金等は、原則として取崩しという事態は生じず、将来にわたっても純資産に計上する。	2 固定資産の廃棄等に対応する国庫補助金等特別積立金取崩額は適正に計上されているか。	1 運用上の取扱 9 2 運用上の留意事項 1 5（2）イ	1 固定資産の廃棄等に対応する国庫補助金等特別積立金取崩額が適正に計上されていない。	C
	国庫補助金等特別積立金の積み立て及び取り崩しに当たっては、国庫補助金等特別積立金明細書を作成し、それらの内容を記載することとする。	3 国庫補助金等特別積立金明細書を作成しているか。	1 会計基準省令第30条第2項第7号 2 運用上の取扱 2 6（1）別紙3⑦ 3 運用上の留意事項 1 5（2）ウ	1 国庫補助金等特別積立金明細書を作成していない。	C
	設備資金借入金の返済時期に合わせて執行される補助金のうち、施設整備時又は設備整備時においてその受領金額が確実に見込まれており、実質的に施設整備事業又は設備整備事業に対する補助金等に相当するものとして国庫補助金等とされたものは、実際に償還補助があったときに当該金額を国庫補助金等特別積立金に積み立てるものとする。	1 設備資金借入金元金償還補助金収入に係る国庫補助金等特別積立金の会計処理は適正に行なわれているか。	1 運用上の取扱 1 0 2 運用上の留意事項 1 5（2）	1 設備資金借入金元金償還補助金収入に係る国庫補助金等特別積立金の会計処理が適正に行なわれていない。	C
		2 実際に償還補助があったときに当該金額を国庫補助金等特別積立金に積み立てているか。	1 運用上の取扱 1 0 2 運用上の留意事項 1 5（1）、（2）ア	1 実際に償還補助があったときに当該金額を国庫補助金等特別積立金に積み立てていない。	C
(3) その他の積立金	その他の積立金には、将来の特定の目的の費用又は損失の発生に備えるため、社会福祉法人が理事会の議決に基づき事業活動計算書の当期末繰越活動増減差額から積立金として積み立てた額を計上するものとする。	1 その他の積立金の計上について、理事会の承認を得ているか。	1 会計基準省令第6条第3項 2 運用上の取扱 1 9 3 定款例第32条	1 その他の積立金の目的外取崩しを行う場合、理事会の承認を得ていない。	C
		2 その他の積立金の目的外取崩しを行う場合、理事会の承認を得ているか。	1 会計基準省令第6条第3項 2 運用上の取扱 1 9 3 定款例第32条	1 その他の積立金の目的外取崩しを行う場合、理事会の承認を得ていない。	C
ア 積立金と積立資産の関係について	当期末繰越活動増減差額にその他の積立金取崩額を加算した額に余剰が生じた場合には、その範囲内で将来の特定の目的のために積立金を積み立てることができるものとする。積立金を計上する際は、積立ての目的を示す名称を付し、同額の積立資産を積み立てるものとする。 また、積立金に対応する積立資産を取り崩す場合には、当該積立金を同額取り崩すものとする。	1 その他の積立金の積立目的は明確になっているか。	1 運用上の取扱 1 9 2 運用上の留意事項 1 9（1）	1 その他の積立金の積立目的が明確になっていない。	C
		2 積立金を計上する際に同額の積立資産を積立てているか。	1 運用上の取扱 1 9 2 運用上の留意事項 1 9（1）	1 積立金を計上する際に同額の積立資産を積立てていない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令	評価基準	評価
(4) その他		1 その他純資産に関して不適正な事項はないか。		1 その他純資産に関して重大な問題がある。 2 その他純資産に関して問題がある。	C B
1 1 経理事務処理					
(1) 会計帳簿等	会計帳簿は、原則として、拠点区分ごとに仕訳日記帳及び総勘定元帳を作成し、備え置かなければならない。 また、会計帳簿は、全ての取引につき、以下に掲げる正規の簿記の原則に従って正確に作成すること（重要性の原則の適用あり）。 1 記録の網羅性 会計帳簿は、経営成績及び財政状態に影響を与えるすべての取引について、もれなく記録されていなければならない。 2 記録の検証可能性 会計帳簿は、すべての取引を客観的証拠資料に基づいて記録されていなければならない。 3 記録の秩序性 会計帳簿は、一定の体系のもとに相互に密接な関係をもち、すべての取引が秩序立って記録されていなければならない。	1 拠点区分ごとに、仕訳日記帳、総勘定元帳を作成し備え置いているか。 2 仕訳日記帳及び総勘定元帳の内容は適切か。 3 会計帳簿を正規の簿記の原則に従い作成しているか。 4 経理規程に定められた補助簿を整備しているか。 5 仕訳伝票に、経理規程に定められた事項の記載及び会計責任者の承認印はあるか。	1 運用上の留意事項 2 (3) 1 運用上の留意事項 2 (3) 1 会計基準省令第2条 2 運用上の留意事項 1 (2)、(4) 1 会計基準省令第2条 運用上の留意事項 1 (2)、(4) 1 会計基準省令第2条 2 運用上の留意事項 1 (2)、(4)	1 拠点区分ごとに、仕訳日記帳、総勘定元帳を作成し備え置いていない。 1 仕訳日記帳及び総勘定元帳の内容に不備がある。 1 会計帳簿を正規の簿記の原則に従い作成していない。 1 経理規程に定められた補助簿を整備していない。 1 仕訳伝票に、経理規程に定められた事項の記載又は会計責任者の承認印がない。	C B C B C
(2) 証憑書類	会計帳簿は、すべての取引を客観的証拠資料に基づいて記録しなければならない。証憑書類は会計記録との関係を明らかにし、整理保存する必要がある。 ※ 入金の取消しや書き損じた領収書用紙は、責任者の確認のもと、使用できないように番号の部を切り取って控えに添付するか、用紙に穴を空けるなどして再使用できないようにした上で、適切に保管する。	1 証憑書類は会計記録との関係を明らかにし、整理保存しているか。	1 会計基準省令第2条 2 雇児総発 0329 第1号通知	1 証憑書類について、会計記録との関係を明らかにし、整理保存していない。	C
(3) 月次管理	資産、負債の残高管理、財政状況の把握、予算執行管理の観点から毎月適正な時期に月次試算表を作成し、理事長等経理規程で定められた権限者に報告しなければならない。	1 月次報告を毎月適正な時期に作成し、経理規程に定められた期日までに理事長等へ報告を行っているか。 2 月次報告の時期を定めているか。	1 会計基準省令第2条 2 運用上の留意事項 1 (4)、2 (2) 1 会計基準省令第2条 2 運用上の留意事項 1 (4)、2 (2)	1 月次報告を毎月適正な時期に作成し、経理規程に定められた期日までに理事長等へ報告を行っていない。 1 月次報告の時期を定めていない。	B B
(4) その他		1 その他経理事務処理に関し不適正な事項はないか。		1 その他経理事務処理に関し重大な問題がある。 1 その他経理事務処理に関し問題がある。	C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令	評価基準	評価
Ⅱ 社会福祉法人以外の者の会計経理					
(1) 経理処理等	社会福祉法人以外の者による特定地域型保育事業者の経理処理については 1212 第 6 号通知に基づく区の認可条件等により、経理処理を行う必要がある。 なお、簡潔明瞭な会計処理を行う観点から、地域型保育給付費については、社会福祉法人会計基準（平成 28 年厚生労働省令第 79 号）に基づく会計処理を行うことが望ましい。	1 収支計算書又は損益計算書に、保育所等を経営する事業に係る区分を設けているか。	1 1 2 1 2 第 6 号通知第 1 の 3 (4)	1 収支計算書又は損益計算書に、保育所等を経営する事業に係る区分を設けていない。	C
		(1) 企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）を作成しているか。		(1) 企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）を作成していない。	C
		(2) 借入金明細書を作成しているか。		(2) 借入金明細書を作成していない。	C
		(3) 基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書を作成しているか。		(3) 基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書を作成していない。	C
		2 毎会計年度終了後 3 か月以内に、次に掲げる書類に、現況報告書を添付して、区に提出しているか。	1 1 2 1 2 第 6 号通知第 1 の 3 (4) 2 区基準 1 2 条第 1 項 (3)	1 提出していない。 2 一部不備が有る	C B
	保育所の決算書は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づいて作成しなければならない。 企業会計で作成した決算書から組み替えて、社会福祉法人会計基準により決算書を作成している場合には企業会計で作成した総勘定元帳と金額が一致しない項目について、その理由及び金額を管理する必要がある。	(ア) 前会計年度末における貸借対照表、前会計年度の収支計算書又は損益計算書など会計に関し区が必要と認める書類。			
		(イ) 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、保育所等を経営する事業に係る前会計年度末における企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、1212 第 6 号通知別紙 1 の借入金明細書、1212 第 6 号通知別紙 2 の基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書			
		3 企業会計で帳簿を作成し、行政提出用に社会福祉法人会計基準に準じた様式で決算書を作成している場合は、決算書の各勘定科目の金額の根拠等について、企業会計で作成している帳簿との整合性がとれているか。	1 1 2 1 2 第 6 号通知第 1 の 3 (4) 2 区基準 1 2 条	1 帳簿と決算書の整合性が取れていない。	C
		4 保育所の貸借対照表に計上された現金預金の実在するか。	1 1 2 1 2 第 6 号通知第 1 の 3 (4) 2 区基準 1 2 条	1 保育所の貸借対照表に計上された現金預金の実在しない。	C
		5 現金預金について他の事業の資金を同一通帳により管理保管している場合は、通帳等の内訳を管理しているか。		現金預金が保管されている通帳等の内訳を管理していない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令	評価基準	評価
(2) 経理規程（経理規程を制定している者）	経理規程に従い適正な会計処理を行う必要がある。	1 経理規程に従って会計処理が行われているか。		1 経理規定に従って会計処理が行われていない。	B
(3) その他		1 その他、社会福祉法人以外の者の経理処理に関すること不適正な事項はないか。		1 その他、社会福祉法人以外の者の経理処理に関して重大な問題がある。	C
				2 その他、社会福祉法人以外の者の経理処理に関して問題がある。	B